

カナダ
特許規則

2022年7月1日公布

2022年9月22日施行

目次

解釈

第1条 定義

第2条 明瞭化

第1部 一般出願規則

期間の延長

第3条 規則により定められた期間

第4条 法第18条(2)により定められた期間

第5条 所定の日

規定料金

第5.1条 納付後に提出された小規模事業体の宣言

第5.2条 手数料の納付期限の延長

通信

第6条 長官に対する書面による通信

第7条 郵便宛先

第8条 各通信につき1の特許又は特許出願

第9条 書面による通信の最低限の内容－出願

第10条 書類、情報又は手数料の提出方法

第11条 送付された通知－停止、取消又は放棄

第12条 長官による承認

長官又は特許庁への書類の提出

第13条 提出の方法

第14条 構成

第15条 英語又はフランス語であるべき書類

秘密保持

第16条 特許出願に関する情報

第17条 所定の日－優先権主張の取下

第18条 所定の日－取り下げられた出願

第19条 ー 第25条 [保留]

共同代表者の選任

第26条 共同代表者を選任する共同出願人の権限

特許代理人の選任

第27条 特許代理人を選任する権限

第28条 特許復代理人を選任する権限

第28.1条 特許代理人－事務所の構成員

第29条 選任書類－1の特許代理人

第29.1条 書面による通知

第30条 既定の特許代理人－移転

第31条 特許代理人の選任を求める通知

第32条 承継人である特許代理人

代理

第33条 共同代表者による行為の効果

第34条 特許代理人による行為の効果

第35条 特許復代理人による行為の効果

第36条 特許出願の手続遂行又は有効性の維持

第37条 特許に関する手続

第38条 明瞭化

第39条 職員又は従業者との面会

第40条 考慮されなかった通信の通知

第41条 考慮されなかった通信の通知

第41.1条 指名特許代理人

政府所有の特許権

第42条 出願人への通知

第43条 国防に関する特許出願の検閲

特許出願の提出

通則

第44条 出願手数料

第45条 遅延手数料

第46条 英語又はフランス語による記載

第47条 頁の余白－詳細な説明、クレーム及び要約

第48条 行間隔

第49条 改頁

第50条 頁番号

第51条 図面の記載の禁止

第52条 商標の特定

願書

第53条 名称及び内容

発明者及び資格

第54条 発明者に関する情報

要約

第55条 要約を含むこと

詳細な説明

第56条 内容、様式及び手順

第57条 引用による組込みの禁止

配列表

第58条 PCT配列表基準

図面

第59条 要件

クレーム

第60条 様式

第61条 クレームの番号

第62条 詳細な説明又は図面の引用の禁止

第63条 従属クレーム

不遵守の特許出願

第64条 所定の日一満たされていない要件

第65条 通知

第66条 所定の日一未納付の出願手数料

先になされた特許出願の引用

第67条 所定の期間

維持手数料—特許出願

第68条 所定の手数料

第69条 期日

出願日

第71条 所定の書類及び情報

明細書への追加又は図面の追加

第72条 出願の欠落部分の通知

優先権主張

第73条 要件

第74条 要件

第75条 優先権主張の取下

第76条 翻訳文の提出の通知

優先権の回復

第77条 所定の期間

第78条 分割出願－12月以内

審査請求

第79条 請求の内容

第80条 審査手数料

第81条 所定の期間－法第35条(2)

第82条 遅延手数料

第83条 所定の期間－法第35条(5)及び第73条(1)(e)

第83.1条 納付日

審査

第84条 優先審査

第85条 通知－外国出願における発明

第85.1条 継続審査

第86条 通知－審査官により特許査定可能と認められた出願

第87条 最終手数料

分割出願

第88条 1発明の定義

第89条 要件

第90条 原出願が拒絶された場合における出願のための期間

第91条 明瞭化

第92条 行われたものとみなす手続－分割出願

生物学的材料の寄託

第93条 条件

第94条 生物学的材料の寄託の日を含むこと

第95条 独立専門家への試料分譲の請求書

第96条 独立専門家の指名

第97条 請求書を提出するための様式

第98条 請求書を提出する権限を有する者

明細書及び図面の補正

第99条 翻訳文提出前の補正の禁止

第100条 特許査定又は条件付き特許査定通知後の補正の禁止

第101条 拒絶後の補正の禁止

第102条 明細書又は図面の補正

第103条 所定の書類及び情報一分割出願

訂正

第104条 出願人の名称の誤り

第105条 出願人の名称の誤り

第106条 発明者の名称の誤り

第107条 長官による明らかな誤り

第108条 再審査部による明らかな誤り

第109条 特許権者の請求による訂正

第110条 第3条(1)の不適用

第111条 証明書

特許により付与された権利の維持

第112条 所定の手数料

第113条 所定の日

第114条 明瞭化

第115条 遅延手数料

第116条 期間一法第46条(5)(a)

第117条 所定の追加手数料

再発行

第118条 様式

第119条 所定の手数料

特許権の部分放棄

第120条 様式

第121条 所定の手数料

再審査

第122条 所定の手数料

第123条 クレームの番号

書類の登録及び移転の記録

第124条 関係書類

- 第125条 名称変更
- 第126条 移転の記録の請求書
- 第127条 出願移転の記録の条件

第三者の権利

- 第128条 期間

特許に基づく権利の濫用

- 第129条 申請手数料
- 第130条 反論陳述書を提出するための期間

放棄及び回復

- 第131条 応答期間
- 第132条 放棄されたものとみなす出願
- 第133条 所定の期間一回復の請求
- 第134条 所定の手数料
- 第135条 法第73条(3)の一定の部分の不適用

役務に対する手数料

- 第136条 認証謄本の手数料
- 第137条 非認証謄本の手数料
- 第138条 情報請求のための手数料

手数料の還付及び免除

- 第139条 手数料の還付
- 第140条 手数料の免除－誤り訂正の請求

第2部 特許協力条約

定義

- 第141条 定義

条約の適用

- 第142条 国際出願

国際段階

- 第143条 受理官庁
- 第144条 英語又はフランス語による出願
- 第145条 国際調査機関及び国際予備審査機関
- 第145.1条 すべての特許代理人の選任
- 第146条 カナダ通貨により納付すべき手数料

- 第147条 送付手数料
- 第148条 調査手数料
- 第149条 追加手数料
- 第150条 予備審査手数料
- 第151条 追加手数料

国内段階

- 第152条 指定官庁
- 第153条 選択官庁
- 第154条 要件
- 第155条 カナダ国内法の適用
- 第155.1条 翻訳文 - クレームの一部
- 第155.3条 制限 - 明細書または図面の翻訳文
- 第155.4条 完全な写
- 第155.6条 明細書及び図面の補正
- 第155.7条 明確化 - 分割出願
- 第156条 明瞭化
- 第157条 公衆の閲覧に供されたものとみなす出願
- 第158条 法第27条(2)の不適用
- 第159条 法律の一定の規定の不適用
- 第160条 法第78条の不適用
- 第161条 出願日
- 第162条 12月以内とみなす出願日
- 第163条 法第28.2条(1)(c)又は(d)にいう出願ではないものとみなす出願
- 第164条 無効でない特許

第3部 経過規定

第1章 解釈

- 第165条 定義
- 第166条 再発行特許
- 第167条 第3条(1)の適用

第2章 カテゴリー1の出願に関する規則

- 第168条 本規則の一定の規定の不適用
- 第169条 旧規則の一定の規定の適用
- 第170条 「法」に対する言及
- 第171条 最終手数料
- 第172条 欠陥による拒絶
- 第173条 拒絶後の補正の禁止
- 第174条 言及

- 第175条 法第28.4条(2)及び本規則第93条(1)(b)に対する言及
第176条 出願の回復のための追加手数料

第3章 カテゴリー2の出願に関する規則 [保留]

- 第177条 — 第186条 [保留]

第4章 カテゴリー3の出願に関する規則

- 第188条 本規則の一定の規定の不適用
第189条 旧規則第26.1条の適用
第190条 期間の延長
第191条 所定の日—優先権主張の取下
第192条 所定の日—取り下げられた出願
第193条 第50条(1)の例外
第194条 第58条の例外
第195条 優先権主張の要件
第196条 出願を利用可能とするよう求める通知
第197条 所定の期間—法第35条(2)
第198条 第84条(1)の例外
第199条 欠陥による拒絶
第200条 拒絶後の補正の禁止
第201条 独立専門家への試料分譲の請求書
第202条 書類及び情報—分割出願
第203条 放棄されたものとみなす出願
第204条 最終手数料の還付

第5章 一定の特許に適用される規則

- 第205条 第97条(2)及び(3)の不適用
第206条 カテゴリー1の出願を基礎として付与された特許に対する旧規則の一定の規定の適用
第207条 カテゴリー3の出願を基礎として付与された特許に対する旧規則の一定の規定の適用
第208条 維持手数料—特許
第209条 無効でない特許

第6章 他の規則

- 第210条 例外—国内段階移行日
第211条 期間の延長—第208条
第212条 長官が定めた期間の延長
第213条 旧規則により定められた期間の延長
第214条 拒否された人物への通信
第215条 英語又はフランス語以外の書類

- 第216条 選任されたものとみなす特許代理人
- 第217条 選任されたものとみなす特許復代理人
- 第218条 代理－2019年10月30日より前の出願
- 第219条 代理－2019年10月30日前に付与された特許
- 第220条 代理－2019年10月30日前に再発行された特許
- 第221条 代理－2019年10月30日以降に付与された特許
- 第222条 代理－2019年10月30日以降に再発行された特許
- 第223条 第37条の不適用
- 第224条 特許又は出願に関する小規模事業体宣言書
- 第225条 第54条の例外－2007年6月2日前の出願日
- 第226条 第54条の例外－2010年10月1日前の出願日
- 第227条 第54条の例外－2019年10月30日前の出願日
- 第228条 明瞭化
- 第229条 2019年10月30日より前に納付された最終手数料
- 第230条 送付されていないものとみなす特許査定通知
- 第231条 第89条の不適用
- 第232条 第128条にいう期間
- 第233条 カナダ特許公報での公告
- 第234条 第154条(3)(a)(i)の不適用
- 第235条 第162条の例外

第4部 廃止及び施行

- 第236条 — 第237条 [保留]

附則1 所定の様式(省略)

附則2 手数料表

- 第1部 期間の延長に関する手数料
- 第2部 [保留]
- 第3部 特許出願に関する手数料第4部 国際出願に関する手数料
- 第4部 国際出願に関する手数料
- 第5部 特許に関する手数料
- 第6部 書類の登録又は移転の記録に関する手数料
- 第7部 情報又は謄本に関する手数料

附則3 経過規定

解釈

第1条 定義

(1) 本規則では次の定義が適用される。

「法」とは、特許法をいう。

「PCTの実施細則」とは、随時の変更を含む、特許協力条約に基づく実施規則をいう。

「特許復代理人」とは、第28条に基づいて他の特許代理人により選任された特許代理人をいう。

「ブダペスト条約」とは、カナダが締約国であり、随時の修正及び改正を含む、1977年4月28日にブダペストで作成された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約をいう。

「共同代表者」とは、第26条、第218条、第219条又は第220条に基づいて選任された出願人又は特許権者をいう。

「詳細な説明」とは、附則1の様式1を除き、明細書のうちクレーム以外の部分をいう。

「外国の有資格実務家」とは、特許代理人及び商標代理人協会規則第19条に基づいて、特許代理人登録簿に名称が含まれている個人をいう。

「国際出願」とは、特許協力条約に基づいてされた特許出願をいう。

「国際寄託当局」とは、ブダペスト条約第2条(viii)におけるのと同じの意味を有する。

「国内段階移行日」とは、該当する第155条(2)又は第210条に基づいて決定される日をいう。

「特許代理人」 [保留]

「特許協力条約」とは、カナダが締約国であり、随時の修正、変更及び改正を含む、1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約をいう。

「PCT国内段階出願」とは、国際出願であって、次に該当するものをいう。

(a) 出願人が第154条(1)及び該当するときは第154条(2)の要件を遵守しているもの、又は
(b) 出願人が、2019年10月30日前の特許規則第58条(1)及び、該当するときは本規則の施行の直前に有効な第58条(2)の要件を遵守しているもの。

「PCT配列表基準」とは、実施細則に定められた、PCTに基づく国際特許出願におけるヌクレオチド及びアミノ酸配列表の提示に関する基準をいう。

「提出日」とは、該当する第103条(2)又は第202条(2)に基づいて決定された日をいう。

「ブダペスト条約に基づく規則」とは、随時の修正を含む、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく規則をいう。

「PCTに基づく規則」とは、随時更新される、世界知的所有権機関の標準 ST. 26、XML (eXtensible Markup Language) を使用した塩基及びアミノ酸配列表の表示に関する推奨基準をいう。

「配列表」とは、PCT配列表基準におけるのと同じの意味を有する。

図面の定義

(2) 法律及び本規則の適用上、「図面」とは、写真を含む。

期間に対する言及

(3) 本規則における期間に対する言及は、当該期間が本規則第3条若しくは第160条(2)又は法第78条(1)に基づいて延長された場合は、延長された当該期間に対する言及として読み替

えられる。

第2条 明瞭化

厳密には、本規則の適用上、

(a) 特許の再発行出願は、特許出願とはみなさない。及び

(b) 原出願の分割から生じる分割出願を基礎として付与された特許は、原出願を基礎として付与された特許ではない。

第1部 一般出願規則

期間の延長

第3条 規則により定められた期間

(1) 本規則に従うことを条件として、長官が期間の延長を正当とする状況を認め、かつ、当該期間の終了前に、延長が申請され、第86条(9)により定められた期間の場合を除き、附則2項目1に規定する手数料が納付された場合は、長官は、何らかの事柄を行うために本規則により定められた期間を、当該期間が満了しているか否かを問わず、延長する権限を有する。

明瞭化

(2) 厳密には、(1)の適用上、本規則に定める日によって決定される法律により定められた期間は、本規則により定められた期間とはみなさない。

認められるその他の延長

(3) 長官が期間の延長を正当とする状況を認め、かつ、次に該当する場合、長官は、第44条(1)、第68条(1)若しくは(2)、第85.1条(5)、第86条(1)、(1.1)、(6)、(10)若しくは(12)、第112条(1)、第112条(5)(a)若しくは(c)、第154条(1)(c)、第154条(2)又は第154条(3)(a)(iii)、(b)(i)若しくは(ii)に記載の手数料の納付のための期間について、当該期間の満了期間を延長する権限を有する。

(a) 小規模事業体手数料の金額が当該期間の終了前に納付されたこと

(b) 標準手数料を納付すべきであったことが後に決定されたこと

(c) 出願人又は特許権者が、それらの者の知る限りにおいて、小規模事業体手数料は誠実に納付され、延長の申請は当該出願人又は特許権者が標準手数料を納付すべきであったと知った後に不当な遅延なしに提出されるものである旨の陳述書を提出すること

(d) 出願人又は特許権者が納付済みの小規模事業体手数料の金額と当該小規模事業体手数料が納付された日に適用された標準手数料との差額を納付すること、及び

(e) 出願人又は特許権者が附則2項目1に規定する手数料を納付すること

延長 - 誤った情報

(4) 以下の状況が付則2又は3に規定された手数料の支払期間の延長を正当化すると長官が判断した場合、長官は当該期間の満了を延長する権限を有する。

(a) 長官が手数料の額に関して書面で誤った情報を提供した。

(b) その誤った情報の結果、出願人又は特許権者が不十分な金額を納付した。

(c) 出願人又は特許権者が、依拠した誤った情報の出所を特定し、納付金額が十分でないことに気付いた後、速やかに延長申請が提出されている旨の陳述書を提出した。及び

(d) 出願人又は特許権者は、納付金額と、不十分な納付があった日に納付した手数料との差額を納付した。

第4条 法第18条(2)により定められた期間

長官が期間の延長を正当とする状況を認め、かつ、当該期間の終了前に、延長が申請され、附則2項目1に規定する手数料が納付された場合は、長官は、法第18条(2)により定められた期間を、当該期間が満了しているか否かを問わず、延長する権限を有する。

第5条 所定の日

法第78条(1)の適用上の所定の日は、次の通りとする。

- (a) 土曜日
- (b) 日曜日
- (c) 1月1日又は1月1日が土曜日若しくは日曜日に当たる場合は、次の月曜日
- (d) 聖金曜日
- (e) 復活祭翌月曜日
- (f) 5月25日前の月曜日
- (g) 6月24日又は6月24日が土曜日若しくは日曜日に当たる場合は、次の月曜日
- (h) 7月1日又は7月1日が土曜日若しくは日曜日に当たる場合は、次の月曜日
- (i) 8月の第1月曜日
- (j) 9月の第1月曜日
- (j. 1) 9月30日又は9月30日が土曜日若しくは日曜日に当たる場合は、次の月曜日
- (k) 10月の第2月曜日
- (l) 11月11日又は11月11日が土曜日若しくは日曜日に当たる場合は、次の月曜日
- (m) 12月25日及び26日、又は
 - (i) 12月25日が金曜日に当たる場合は、当該金曜日及び次の月曜日、及び
 - (ii) 12月25日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、次の月曜日及び火曜日、並びに
- (n) 所定の日における通常の就業時間中の全部又は一部について、特許庁が公衆に対して閉庁している日

規定料金

第5.1条 納付後に提出された小規模事業者の宣言

特許又は特許出願に関して小規模事業者手数料及び標準手数料を定める本規則の規定にも拘らず、特許権者又は出願人が標準手数料を納付し、小規模事業者宣言が後に提出された場合、当該特許又は出願は標準手数料が適用される。

第5.2条 手数料の納付期限の延長

厳密には、長官が第3条(3)又は(4)に基づき手数料の納付期間を延長した場合、適用される手数料は次のとおり。

- (a) 第3条(3)に基づく延長の場合、小規模事業者の手数料が納付日に納付すべき標準手数料；又は、
- (b) 第3条(4)に基づく延長の場合、不十分な納付が行われた日に納付すべき手数料。

通信

第6条 長官に対する書面による通信

長官又は特許庁あての書面による通信は、「特許庁長官」あてとしなければならない。

第7条 郵便宛先

(1) 特許庁に対する業務を行う者は、その郵便宛先を長官に提出しなければならない。また、当該宛先に対して長官又は特許庁によりその者に送付された書面による通信は、当該通信が取り下げられない限り、当該通信に表示された日にその者に送付されたものとみなす。

電子メール宛先

(2) 特許庁に対する業務を行う者が、自身の電子メール宛先を長官に提出し、かつ、当該宛先に対する通信の送付が承認された場合は、当該宛先に対して電子メール添付書類として長官又は特許庁により当該者に送付された書面による通信は、当該通信が取り下げられない限り、当該通信に表示された日にその者に送付されたものとみなす。

第8条 各通信につき1の特許又は特許出願

(1) 長官又は特許庁に対する書面による通信は、2以上の特許又は2以上の特許出願に関するものであってはならない。

例外

(2)

(1)は、次の事項に係る書面による通信に関しては適用されない。

- (a) 名称又は宛先の変更
- (b) 移転
- (c) 書類の登録の請求
- (d) 特許出願又は特許により付与された権利を有効に維持するための手数料
- (e) 特許代理人の選任又は選任の取消、又は
- (f) 誤り及び訂正が各特許又は特許出願において同一である場合は、誤りの訂正

第9条 書面による通信の最低限の内容－出願

(1) 長官又は特許庁に対して行われる特許出願に関する書面による通信には、出願人の名称及び出願番号又は出願番号を知らない場合は、当該出願を特定することができる情報を含めなければならない。

書面による通信の最低限の内容－特許

(2) 長官又は特許庁に対して行われる特許に関する書面による通信には、特許権者の名称及び特許番号を含めなければならない。

第10条 書類、情報又は手数料の提出方法

(1) 書類、情報又は手数料は、法第8.1条(1)に基づいて電子的手段により提出されない限り、特許庁又はその目的のために受け入れられるものとして長官により指定された施設への配達により、長官又は特許庁に提出しなければならない。

受領日－特許庁への配達

(2) 特許庁への配達により長官又は特許庁に提出された書類、情報又は手数料は、次の時点で長官により受領されたものとみなす。

(a) 同庁が公衆に対して開庁しているときに配達された場合は、それらが配達された日、及び

(b) 同庁が公衆に対して閉庁しているときに配達された場合は、同庁が次に公衆に対して開庁する最初の日

受領日－指定された施設への配達

(3) 指定された施設への配達により長官又は特許庁に提出された書類、情報又は手数料は、次の時点で長官により受領されたものとみなす。

(a) 当該施設が公衆に対して開放されているときに配達された場合は、

(i) それらが配達された日の全部又は一部について特許庁が公衆に対して開庁しているときは、その日、及び

(ii) その他のときは、特許庁が次に公衆に対して開庁する最初の日、並びに

(b) 当該施設が公衆に対して閉鎖されているときに配達された場合は、当該施設が次に公衆に対して開放される日以後に当たる特許庁が次に公衆に対して開庁する最初の日

受領日－電子的手段による提出

(4) 法第8.1条(1)に基づいて電子的手段により提出された書類、情報又は手数料は、特許庁の所在する場所の現地時間により、特許庁がそれらを受領した日に長官により受領されたものとみなす。

第11条 送付された通知－停止、取消又は放棄

第34条及び第35条に拘らず、特許代理人の資格が停止され、取り消され、又は放棄される場合、長官又は特許庁によって当該特許代理人に送付される特許又は特許出願に関する如何なる通知も、次の場合には、特許権者又は出願人へ送付されなかったものとみなされる。

(a) 通知が停止、取消又は放棄の日前4月以内に送付され、かつ、その日前に応答が行われない場合、又は

(b) 通知が停止、取消又は放棄の日に送付される場合

第12条 長官による承認

法第34.1条に基づく提出に関して長官に提出された書面による通信及び特許の付与前に長官に提出され、当該特許の付与に対する抗議の表明又は明白な意図を示す書面による通信は、確認しなければならない。ただし、行われた処分に関する情報は、特許出願が特許庁において公衆の閲覧に供されていない限り、提供してはならない。

長官又は特許庁への書類の提出

第13条 提出の方法

(1) (2)に従うことを条件として、特許及び特許出願に関連して紙面様式で提出される書類は、次の通りでなければならない。

(a) しわ及び折り曲げのない白色の紙からなる用紙で21.6cm×27.9cm(8.5インチ×11インチ)又は21cm×29.7cm(A4版)のものにより提出すること

(b) 特許庁が直接複製することができる方法で提出すること、及び

(c) 行間書込、抹消又は訂正を行っていないものであること

例外

(2) 書類の認証謄本及び法第49条にいう移転に関する書類は、21.6cm×35.6cm(8.5インチ×14インチ)以下の用紙により提出することができる。

第14条 構成

(1) (2)に従うことを条件として、書類の各頁の内容は、縦長の構成でなければならない。

例外

(2) 提示し易くなる場合は、図、表及び化学式又は数式は、横向きにして記載することができる。

第15条 英語又はフランス語であるべき書類

(1) 次の書類を除き、長官又は特許庁に英語又はフランス語で提出しなければならない。

(a) 第67条(2)(b)、第72条(3)(a)又は第74条(1)に基づいて提出され、又は入手可能とされた書類

(b) 第71条(d)に記載の書類で、出願日に特許出願に含まれる明細書及び図面

(c) 第85条(1)(b)に基づいて提出された書類

(d) 第154条(1)(a)に基づいて提出された国際出願の写し

(e) 配列表に含まれる記載事項、又は

(f) 第156条に基づいて長官が受領したと見なされる書類又は情報。

翻訳文—先に提出された特許出願

(2) 第67条(2)(b)に基づいて、先に提出された特許出願の写の全部又は一部が英語又はフランス語以外の言語で長官に提出された又は利用可能とされた場合、出願人は、当該出願又はその一部について、英語又はフランス語の翻訳文を長官に提出しなければならない。

翻訳文—明細書及び図面

(3) 第8条(1)の目的で提出された第71条(d)に記載の書類に含まれる明細書又は図面の文言部分について、全部又は一部が英語又はフランス語以外の言語である場合、出願人は文言部分の英語又はフランス語の翻訳文を長官に提出しなければならない。

配列表—英語及びフランス語

(3.1) 配列表に英語及びフランス語の両方に文言部分が含まれる場合、求められる又は取得される保護の範囲を解釈する目的で、文言部分は次の説明のみが考慮される。

(a) 配列表に、英語又はフランス語の何れかが文言部分の原語であるという表示が含まれている場合、

(b) その他，説明がクレームと同じ言語である場合。

配列表 - その他の言語

(3.2) 英語又はフランス語以外の言語で書かれた配列表に含まれる文言部分は，求められる又は取得される保護の範囲を解釈する目的では考慮されない。

翻訳文を求める通知

(4) 出願人が(2)又は(3)により求められる翻訳文を提出しない場合，長官は，通知により，当該通知の日後2月以内に当該翻訳文を長官に提出するよう出願人に求めなければならない。

原文と差し替えられる翻訳文

(5) (2)若しくは(3)に基づいて提出された，又は(4)にいう通知が送付された後に提出された翻訳文は，英語又はフランス語以外の言語であった文言部分と差し替えられる。

制限

(6) (2)若しくは(3)に基づいて提出された，又は(4)にいう通知が送付された後に提出された明細書又は図面の文言部分の全部又は一部の翻訳文には，出願日において出願に含まれる明細書又は図面から合理的に推測できない事項を含めてはならない。

第3条(1)の不適用

(7) 第3条(1)は，(4)にいう期間に関しては適用されない。

秘密保持

第16条 特許出願に関する情報

法に別段の定めがない限り、長官及び特許庁は、特許庁において公衆の閲覧に供されていない特許出願に関する情報を、次の者以外の何人に対しても提供してはならない。

- (a) 出願人又は共同出願人が存在する場合は何れかの出願人
- (b) 当該出願に関して選任された特許代理人、又は
- (c) 次の者により授権した者
 - (i) 単一出願人が存在する場合は、出願人
 - (ii) 共同出願人が存在する場合は、共同代表者、若しくは
 - (iii) 当該出願に関して選任された特許代理人

第17条 所定の日－優先権主張の取下

法第10条(4)の適用上、先に正規になされた特許出願に関する優先権主張が取り下げられた場合は、所定の日は、次の何れか早い方とする。

- (a) 当該先に正規にされた出願の出願日後16月の期間が満了する日、及び
- (b) 優先権主張が2以上の先に正規にされた出願を基礎とする場合は、それらの出願の出願日のうち最も早い日後16月の期間が満了する日

第18条 所定の日－取り下げられた出願

法第10条(5)の適用上、所定の日は、次の何れか早い方とする。

- (a) 法第10条(2)にいう秘密保持期間の満了日の2月前の日、及び
- (b) 該当するときは、出願人が法第10条(2)に基づいて特許出願を秘密保持期間の満了前に公衆の閲覧に供することを承認した日

第19条 [保留]

第20条 [保留]

第21条 [保留]

第22条 [保留]

第23条 [保留]

第24条 [保留]

第25条 [保留]

共同代表者の選任

第26条 共同代表者を選任する共同出願人の権限

(1) 特許出願に関して、共同出願人が存在する場合は、1の出願人を他の出願人によりその共同代表者として選任することができる。

共同代表者を選任する共有特許権者の権限

(2) 特許に関して、共有特許権者が存在する場合は、1の特許権者を他の特許権者によりその共同代表者として選任することができる。

選任の方法

(3) 共同代表者の選任は、次の何れかの方法により行わなければならない。

(a) 特許又は特許出願に関しては、他の出願人又は特許権者が署名し、長官に提出される有効な通知書において

(b) 分割出願又は国際出願以外の特許出願に関しては、出願日に提出される願書に含まれる申請書において、及び

(c) PCT国内段階出願に関しては、当該出願の国内段階移行日以前に長官に提出される有効な通知書において

既定の共同代表者—特許出願

(4) (6)、(9)及び(11)に従うことを条件として、共同出願人が存在し、かつ、共同代表者が(3)に基づいて選任されていない分割出願以外の特許出願に関しては、次の者を、共同代表者として選任されたものとみなす。

(a) 国内段階にあるPCT出願以外の特許出願に関しては、

(i) 当該出願が出願日に願書を含んでいた場合は、当該願書に出願人として最初に名称が記載された者

(ii) 出願日に当該出願が願書を含まなかったが、共同出願人の名称を記載した単一の他の書類を含んでいた場合は、共同出願人であって、その名称が当該書類に最初に記載された者、及び

(iii) その他の場合は、共同出願人であって、その名称が出願日にアルファベット順に並べられたときに最初に記載される者、並びに

(b) 国内段階にあるPCT出願に関しては、

(i) 特許協力条約第4条に基づく対応する願書に共同出願人の名称が記載され、2以上の出願人が第154条(1)及び該当するときは、第154条(2)の要件を遵守し、かつ、当該願書に出願人として最初に名称が記載された者がそれらの出願人の1である場合は、当該願書に出願人として最初に名称が記載された者、及び

(ii) その他の場合は、共同出願人であって、第154条(1)及び該当するときは第154条(2)の要件を遵守し、かつ、その名称がアルファベット順に並べられたときに最初に記載される者

既定の共同代表者—分割出願

(5) (6)、(9)及び(11)に従うことを条件として、共同出願人が存在し、かつ、共同代表者が(3)(a)に基づいて選任されていない分割出願に関しては、次の者を、共同代表者として選任されたものとみなす。

(a) 分割出願の提出日の終了時点で、原出願に関する共同代表者であった者が分割出願の出

願人であった場合は、その者、及び

(b) その他の場合は、その提出日に分割出願に含まれる願書に出願人として最初に名称が記載された者

既定の共同代表者－訂正又は決定

(6) (9)及び(11)に従うことを条件として、共同出願人が存在し、かつ、共同代表者が(3)に基づいて選任されていない特許出願に関して、第104条若しくは第154条(6)に基づいて出願人の名称に関して訂正がなされ、かつ、当該訂正が出願人の身元を変更した場合又は法第31条(2)、(3)若しくは(4)に基づく決定(同各項の何れかに基づく出願を拒絶する決定を除く)が長官によりなされた場合は、共同出願人であって、当該訂正若しくは決定の後に(又は2以上の訂正若しくは決定若しくは訂正及び決定の両方が存在する場合は、それらの訂正若しくは決定のうち最も直近のもの後に)、その名称がアルファベット順に並べられたときに最初に記載される者を、共同代表者として選任されたものとみなす。

既定の共同代表者－特許

(7) (9)及び(11)に従うことを条件として、共有特許権者が存在し、かつ、共同代表者が(3)(a)に基づいて選任されていない再発行特許以外の特許に関しては、当該特許が付与される直前に、特許付与の基礎となった出願に関する共同代表者であった者を、当該特許に関する共同代表者として選任されたものとみなす。

既定の共同代表者－再発行特許

(8) (9)及び(11)に従うことを条件として、共有特許権者が存在し、かつ、共同代表者が(3)(a)に基づいて選任されていない再発行特許に関しては、特許が再発行される直前に原特許に関する共同代表者であった者を、当該再発行特許に関する共同代表者として選任されたものとみなす。

既定の共同代表者－単一出願人又は特許権者の権利の移転

(9) (11)に従うことを条件として、法第49条に基づいて、長官が、(10)にいう該当日以後に、移転が記録される直前に特許庁の記録に記載された特許出願における出願人の権利の全部若しくは一部又は特許における特許権者の権利の全部若しくは一部の移転を記録し、移転が記録される直前に当該出願人が当該出願の唯一の出願人であったか又は移転が記録される直前に当該特許権者が当該特許の唯一の特許権者であり、当該移転が記録されてから他の者が当該出願の単一出願人又は当該特許の単一出願の特許権者となっておらず、かつ、当該出願又は当該特許に関して共同代表者が(3)に基づいて選任されていない場合は、次の者を、当該特許又は出願に関する共同代表者として選任されたものとみなす。

(a) 移転が記録された直後に、当該権利を移転した者が依然として当該出願の出願人又は当該特許の特許権者である場合は、当該権利を移転した者、及び

(b) 移転が記録された直後に、それらの権利を移転した者が最早当該出願の出願人又は当該特許の特許権者でない場合は、譲受人であって、その名称が移転の記録の請求書に最初に記載された者

該当日

(10) (9)の適用上、該当日は、次の通りとする。

(a) 国内段階にあるPCT出願又は分割出願以外の特許出願に関しては、当該出願の出願日

(b) 国内段階にあるPCT出願に関しては、国内段階移行日

(c) 分割出願に関しては、当該出願の提出日

(d) (a)から(c)までに拘らず、(6)にいう1又は2以上の訂正又は決定がなされた出願に関しては、当該訂正若しくは決定の日又は2以上の訂正若しくは決定若しくは訂正及び決定の両方が存在する場合は、それらの訂正若しくは決定のうち最も直近のものの日

(e) 再発行特許以外の特許に関しては、特許が付与された日、及び

(f) 再発行特許に関しては、特許が再発行された日

既定の共同代表者－共同代表者の権利の移転

(11) 法第49条に基づいて、長官が、移転が記録される直前に特許庁の記録に記載された特許又は特許出願における共同代表者の権利の全部の移転を記録し、かつ、移転が記録された直後に、当該特許の2以上の出願人又は当該特許の2以上の特許権者が依然として存在するが、他の共同代表者が(3)(a)に基づいて選任されていない場合は、次の者を、当該特許又は出願に関する共同代表者として選任されたものとみなす。

(a) 共同代表者の権利が単一の者に移転された場合は、その者、及び

(b) 共同代表者の権利が2以上の者に移転された場合は、譲受人であって、その名称が移転の記録の請求書に最初に記載された者

選任の取消

(12) 共同代表者の選任(みなし選任を含む)は、(3)(a)又は(11)に基づいて他の共同代表者がその後選任された場合は取り消される。

特許代理人の選任

第27条 特許代理人を選任する権限

(1) 特許出願人、特許権者又はその他の者は、特許又は特許出願に関して特許庁に対して本人を代理する1の特許代理人又は同一事務所におけるすべての特許代理人を選任することができる。

特許代理人の選任義務

(2) 次の場合は、特許出願人は、自身の特許出願に関して特許庁に対して本人を代理する1の特許代理人又は同一事務所におけるすべての特許代理人を選任しなければならない。

(a) 出願が発明者以外の者によりなされる場合

(b) 2以上の発明者が存在し、かつ、出願がすべての発明者により共同でされない場合、又は

(c) 法第49条に基づいて長官により出願の全部又は一部の移転が記録されている場合

選任の方法

(3) 特許出願人又は特許権者による1の特許代理人又は同一事務所におけるすべての特許代理人の選任は、次の何れかの方法により行わなければならない。

(a) 特許又は特許出願において。ただし、有効な通知が次の者により署名され、長官に提出されていること。

(i) 単一の出願人又は特許権者が存在する場合は、出願人又は特許権者

(ii) 単一の出願人又は特許権者が存在し、特許代理人に外国の有資格実務家を選任することを承認する文書が出願人又は特許権者によって署名され、同時に当該文書が長官に提出された場合は、当該外国の有資格実務家

(iii) 共同出願人又は共有特許権者が存在する場合は、共同代表者；又は

(iv) 共同出願人又は共有特許権者が存在し、特許代理人に外国の有資格実務家を選任することを承認する文書が共同代表者によって署名され、当該文書が長官に提出された場合は、当該外国の有資格実務家

(b) 特許出願については出願日に提出される申請書において。ただし、分割出願又は国際出願は除く。

(c) 国内段階にあるPCT出願については通知書において。ただし、有効な通知が当該出願の国内段階移行日以前に長官に提出されていること；及び

(d) 分割出願に関しては、提出日に提出される願書に含まれる申請書において。

他の者による選任の方法

(4) 特許出願人又は特許権者以外の者による特許復代理人以外の1の特許代理人又は同一事務所におけるすべての特許代理人の選任であって、特許又は特許出願に関して特許庁に対して本人を代理する特許代理人の選任は、長官に提出され、かつ、次の者によって署名される有効な通知書において行わなければならない。

(a) 当該者、又は

(b) 特許代理人を選任することを外国の有資格実務家へゆだねる旨を当該者によって署名された書類が同時に長官に提出される場合には、当該外国の有資格実務家

選任の承諾

(5) 特許代理人以外の者が特許復代理人以外の1の特許代理人又は同一事務所におけるすべ

ての特許代理人を選任する書類を長官に提出する場合は、選任は、当該1の特許代理人又は当該事務所における特許代理人の何れかの者による当該選任の承諾の証拠が長官に提出されるまでは効力を生じない。

既定の特許代理人－特許

(6) 第27条(3)又は(4)に基づいて特許出願に関して選任された特許代理人又は同一事務所におけるすべての特許代理人は、選任書類に別段の表示がない限り、出願を基礎として付与された特許に関しても選任されたものとみなす。

取消－出願人又は特許権者による選任

(7) 特許出願人又は特許権者による特許又は特許出願に関する1の特許代理人又は同一事務所におけるすべての特許代理人の選任であって、みなし選任を含む選任は、次の場合は取り消される。

(a) 取消の通知書が長官に提出され、当該特許代理人又は次の者が署名した場合

(i) 単一の出願人又は特許権者が存在する場合は、出願人又は特許権者

(ii) 単一の出願人又は特許権者が存在し、また、選任を取り消すことを外国の有資格実務家へゆだねる書類が出願人又は特許権者によって署名され、かつ、同時に長官に提出される場合は、当該外国の有資格実務家

(iii) 共同出願人又は共有特許権者が存在する場合は、共同代表者、又は

(iv) 共同出願人又は共有特許権者が存在し、また、選任を取り消すことを外国の有資格実務家へゆだねる書類が共同代表者によって署名され、かつ、同時に長官に提出される場合は、当該外国の有資格実務家、又は

(b) 当該1の特許代理人又は当該事務所における特許代理人の各人の資格が、停止され、取り消され、又は放棄される場合

(c) 長官が、第23条(2)に基づいて、当該特許代理人の名称を特許代理人登録簿から抹消した場合

取消－他の者による選任

(8) 特許出願人又は特許権者以外の者による特許又は特許出願に関する特許復代理人以外の1の特許代理人又は同一事務所におけるすべての特許代理人の選任であって、みなし選任を含む選任は、次の場合には取り消される。

(a) 当該者、当該1の特許代理人又は当該事務所における特許代理人の何れかの者によって署名されたその旨の通知書が長官に提出される場合

(b) 選任を取り消すことを外国の有資格実務家へゆだねる当該者によって署名された書類が、当該外国の有資格実務家によって署名された選任の取消通知書と同時に長官に提出される場合、又は

(c) 当該1の特許代理人又は当該事務所における特許代理人の各人の資格が、停止され、取り消され、又は放棄される場合

第28条 特許復代理人を選任する権限

(1) 特許出願人、特許権者又はその他の者により、特許又は特許出願に関して特許庁の業務を代理するために選任された特許代理人は、特許又は特許出願に関する特許復代理人として、1の特許代理人又は同一事務所におけるすべての特許代理人を選任することができる。

特許復代理人の選任義務

(2) [廃止]

選任の方法

(3) 1の特許代理人又は同一事務所におけるすべての特許代理人を特許復代理人として選任することは、次の何れかの方法により行わなければならない。

(a) 特許又は特許出願に関しては、当該特許復代理人を選任する特許代理人が署名し、長官に提出される有効な通知書において

(b) 出願日に願書を含む分割出願又は国際出願以外の特許出願に関しては、当該願書が特許代理人により提出される場合は、当該願書において

(c) 国内段階にあるPCT出願に関しては、当該出願の国内段階移行日以前に特許代理人により長官に提出される有効な通知書において、及び

(d) 分割出願に関しては、当該出願の提出日に特許代理人により長官に提出される場合、当該出願の願書に含まれる申請書において

既定の特許復代理人－特許

(4) 特許に対して(3)に基づき、特許代理人が特許出願に関して特許復代理人を選任した場合、当該特許代理人は、選任書類に別段の表示がない限り、当該出願を基礎として付与された特許に関しても当該復代理人を選任したものとみなす。

選任の取消－単独で行為をなす1の特許復代理人

(5) 特許又は特許出願に関する特許復代理人としての1の特許代理人の選任（みなし選任を含む）は、次の場合には取り消される。

(a) 特許復代理人が、第27条(3)又は(4)に基づいて選任された1の特許代理人によって選任された場合であって、

(i) 特許復代理人又は特許代理人によって署名された取消通知書が、長官に提出されるるとき

(ii) 特許復代理人の資格が、停止され、取り消され、又は放棄されるとき、又は

(iii) 特許代理人の選任が取り消されるとき、及び

(b) 特許復代理人が、第27条(3)又は(4)に基づいて選任された同一事務所における特許代理人の1によって選任された場合であって、

(i) 特許復代理人又は事務所における特許代理人の1によって署名された取消通知書が、長官に提出されるとき

(ii) 特許復代理人の資格が、停止され、取り消され、又は放棄されるとき、又は

(iii) 事務所におけるすべての特許代理人の選任が取り消されるとき

選任の取消－特許復代理人

(5.1) 特許又は特許出願に関する特許復代理人としての同一事務所におけるすべての特許代理人の選任であって、みなし選任を含む選任は、次の場合には取り消される。

(a) 当該特許復代理人が、第27条(3)又は(4)に基づいて選任された1の特許代理人によって選任された場合であって、

(i) 特許復代理人として行為をなす事務所における特許代理人の1によって又は特許復代理人を選任した特許代理人によって署名された取消通知書が、長官に提出されるとき

(ii) 特許復代理人として行為をなす特許代理人の各人の資格が、停止され、取り消され、又は放棄されるとき、又は

- (iii) 特許代理人の選任が取り消されるとき、及び
- (b) 当該特許復代理人が、第27条(3)又は(4)に基づいて選任された同一事務所における特許代理人の1によって選任された場合であって、
 - (i) 特許復代理人として行為をなす事務所における特許代理人の1によって又は特許復代理人を選任した事務所における特許代理人の1によって署名された取消通知書が、長官に提出されるとき
 - (ii) 特許復代理人として行為をなす特許代理人の各人の資格が、停止され、取り消され、又は放棄されるとき、又は
 - (iii) 事務所におけるすべての特許代理人の第27条(3)又は(4)に基づく選任が取り消されるとき

第28.1条 特許代理人—事務所の構成員

同一事務所におけるすべての特許代理人が第27条又は第28条に基づいて選任されている場合は、次の規則が適用される。

- (a) 選任後に事務所の構成員となる特許代理人は、当該特許代理人が事務所の構成員となる日に選任が開始されるものとみなす。
- (b) 選任後に特許代理人となる事務所の構成員である者は、当該者が特許代理人となる日に選任が開始されるものとみなす。
- (c) 事務所の構成員であることを中止する特許代理人の選任は、当該特許代理人が事務所の構成員であることを中止する日に取り消されるものとみなす、及び
- (d) 資格が停止され、取り消され、又は放棄される特許代理人の選任は、当該特許代理人の資格が停止され、取り消され、又は放棄される日に取り消されるものとみなす。

第29条 選任書類—1の特許代理人

(1) 1の特許代理人を選任する書類は、当該特許代理人の名称及び郵便宛先を含まなければならない。

選任書類—すべての特許代理人

(2) 同一事務所におけるすべての特許代理人を選任する書類は、事務所の名称及び郵便宛先を含まなければならない。事務所の名称及び郵便宛先のみを含む選任書類は、当該事務所におけるすべての特許代理人を選任するのに十分なものである。

第29.1条 書面による通知

同一事務所におけるすべての特許代理人が選任され、又は第27条若しくは第28条に基づいて選任されているとみなされる場合は、長官又は特許庁によって事務所に送付される如何なる書面による通知も、事務所におけるすべての特許代理人に送付されたものとみなす。

第30条 既定の特許代理人—移転

特許庁に対して出願人又は特許権者を代理するために選任された特許復代理人以外の特許代理人又は同一事務所におけるすべての特許代理人は、法第49条(2)又は(3)に基づく移転を記録するための請求書に別段の表示がない限り、記録の対象である特許又は特許出願に関して譲受人によって選任されたものとみなす。

第31条 特許代理人の選任を求める通知

特許出願人が第27条(2)に基づいて特許代理人を選任することを求められるが、特許代理人を選任されていない場合、長官は、出願人への通知により、当該通知の日後3月以内に、出願人が特許代理人を選任しなければならない。

第32条 承継人である特許代理人

(1) 特許又は特許出願に関して、第27条又は第28条に基づいて選任され、かつ、それ以降実務を撤退した特許代理人又は同一事務所におけるすべての特許代理人の承継人であることを長官に対して証明する特許代理人は、当該特許又は特許出願に関して、場合により、第27条又は第28条に基づいて選任されたものとみなす。

承継人である特許代理人

(2) 特許又は特許出願に関して、第27条又は第28条に基づいて選任され、かつ、それ以降実務を撤退した特許代理人又は同一事務所におけるすべての特許代理人の承継人であることを長官に対して証明する同一事務所におけるすべての特許代理人は、当該特許又は特許出願に関して、場合により、第27条又は第28条に基づいて選任されたものとみなす。

代理

第33条 共同代表者による行為の効果

第36条及び第37条に従うことを条件として、特許庁に対する業務において、特許又は特許出願に関して、共同代表者により又は関係して行われる行為は、すべての出願人又は特許権者により又は関係して行われる行為の効果をも有する。

第34条 特許代理人による行為の効果

第36条及び第37条に従うことを条件として、特許庁に対する業務において、特許又は特許出願に関して、当該出願又は特許に関して選任された特許復代理人以外の特許代理人により又は関係して行われる行為は、当該特許代理人を選任した特許出願人、特許権者又はその他の者により又は関係して行われる行為と同一の効果をも有する。

第35条 特許復代理人による行為の効果

第36条及び第37条に従うことを条件として、特許庁に対する業務において、特許又は特許出願に関して、当該出願又は特許に関して選任された特許復代理人により又は関係して行われる行為は、当該特許復代理人を選任した特許代理人を選任した特許出願人、特許権者又はその他の者により又は関係して行われる行為と同一の効果をも有する。

第36条 特許出願の手續遂行又は有効性の維持

(1) (2)から(5)までに従うことを条件として、次の者のみが、特許出願の手續遂行又は有効性の維持の目的のための特許庁に対する業務において行為をなす権限を付与される。

(a) 出願に関して、特許代理人が選任される場合、又は第27条(2)に基づいて特許代理人を

選任する必要がある場合は、選任された特許代理人、及び

(b) その他の場合においては、

(i) 単一の出願人が存在する場合は、出願人、及び

(ii) 共同出願人が存在する場合は、共同代表者

例外

(2) 特許出願、法第27条(2)若しくは第27.1条に基づく手数料の納付、本規則第154条(4)に規定されている最終手数料の納付又は本規則第154条(1)、(2)若しくは(3)の要件の遵守する目的のため、

(a) 単一の出願人が存在する場合は、当該者は、自己のために行動するか又はその業務について選任された特許代理人に代理されなければならない、

(b) 共同出願人が存在する場合は、当該者は、共同代表者又はその業務について選任された特許代理人に代理されなければならない。

例外

(3) 法第49条(2)に基づく移転の記録の請求書を提出する目的のため、

(a) 単一の出願人が存在する場合は、それらの者は、自己のために行動し、又は出願人により権限をゆだねられた者を代理人としなければならない。及び

(b) 共同出願人が存在する場合は、

(i) 移転が単一の共同出願人の権利又は利益の移転であるときは、共同出願人は、当該共同出願人若しくは共同代表者により又は当該共同出願人若しくは共同代表者が授権した者により代理されなければならない、

(ii) その他のときは、共同出願人は、共同代表者又は共同代表者により権限をゆだねられた者を代理人としなければならない。

例外

(4) 第125条に基づく名称変更の記録の請求書を提出する目的のため、

(a) 単一の出願人が存在する場合は、当該者は、自己のために行動し、又は出願人により権限をゆだねられた者を代理人としなければならない、

(b) 共同出願人が存在する場合は、それらの者は、共同代表者又は共同代表者により権限をゆだねられた者を代理人としなければならない。

例外

(5) 法第27.01条又は第28.01条の適用上、特許出願に関する手数料(法第27条(2)若しくは第27.1条に基づく手数料又は本規則第154条(1)、(2)、(3)若しくは(4)にいう手数料を除く)を納付する目的のため又は法第73条(1)(c)に基づいて放棄されたものとみなされた特許出願を回復するために法第73条(3)(a)(i)から(iv)までにより求められる手続の何れかを行う目的のため、

(a) 単一の出願人が存在する場合は、当該者は、自己のために行動することができ、かつ

(b) 共同出願人が存在する場合は、当該者は、共同代表者により代理させることができる。

第37条 特許に係る手続

(1) (2)に従うことを条件として、特許に係る手続の目的のための特許庁に対する業務において、

(a) 単一の特許権者が存在する場合は、当該者は、自己のために行動し、又は当該者により

権限をゆだねられた者を代理人としなければならない。また

(b) 共有特許権者が存在する場合は、

(i) 法第46条に基づく手数料を納付する目的のため、当該特許権者は、特許権者の1により又は特許権者により権限をゆだねられた者を代理人としなければならない。

(ii) 法第49条(3)に基づく移転の記録の請求書を提出する目的のため、

(A) 移転が単一の共有特許権者の権利又は利益の移転であるときは、共有特許権者は、当該共有特許権者又は共同代表者若しくは当該共有特許権者又は共同代表者により権限をゆだねられた者を代理人としなければならない、

(B) その他のときは、共有特許権者は、共同代表者又は共同代表者により権限をゆだねられた者を代理人としなければならない。また

(iii) その他の目的のため、特許権者は、共同代表者又は共同代表者により権限をゆだねられた者を代理人としなければならない。

再発行、権利の部分放棄又は再審査への参加

(2) 法第47条に基づく特許の再発行、法第48条に基づく権利の部分放棄、法第48.2条(5)に基づく答弁書の提出又は法第48.3条に基づく再審査手続への参加の目的のための特許庁に対する業務において、

(a) 単一の特許権者が存在する場合、当該者は、自己のために行動するか又は当該業務に関して選任されている特許代理人により代理されなければならない。また、

(b) 共有特許権者が存在する場合、当該特許権者は、共同代表者により又は当該業務に関して選任されている特許代理人により代理されなければならない。

第38条 明瞭化

厳密には、第33条から第37条までは、次の書類に署名する行為には適用されない。

(a) 小規模事業体宣言書

(b) 共同代表者又は特許代理人の選任通知書、又は

(c) 特許代理人の選任の取消通知書

(d) 特許代理人の任命又はその取消、審査官との面接若しくは小規模事業体宣言への署名に関して外国の有資格実務家に許可する文書。

第39条 職員又は従業者との面会

次の者に限り、特許出願に関して特許庁の職員又は従業者と面会することができる。

(a) 当該出願に関して、カナダに居住する特許代理人が選任された場合又は第27条(2)に基づいて特許代理人を選任する必要がある場合は、

(i) 選任された特許代理人

(ii) 選任された特許復代理人の許可を得て、

(A) 単一の出願人が存在するときは、出願人

(B) 単一の出願人が存在し、外国の有資格実務家が審査官との面談を行うことを許可する書類に出願人が署名している場合、当該外国の有資格実務家、

(C) 共同出願人が存在するときは、共同代表者、又は

(D) 共同出願人が存在し、外国の有資格実務家が審査官との面談を行うことを許可する書類に共同代表者が署名している場合、当該外国の有資格実務家、並びに

- (b) その他の場合は、
- (i) 単一の出願人が存在するときは、出願人、及び
 - (ii) 共同出願人が存在するときは、共同代表者

第40条 考慮されなかった通信の通知

(1) 特許出願の手續遂行若しくは有効性の維持の目的のため又は特許に関する手續の目的のための業務において、共同代表者ではない共同出願人又は共有特許権者が出願人又は特許権者を代理する資格を有する業務に関して長官に書面による通信を送付する場合、長官は共同出願人又は共有特許権者に当該通信を考慮しない旨を通知しなければならない。ただし、通知の日後3月以内に、当該共同出願人又は共有特許権者が、第26条(3)(a)に従って、出願人又は特許権者を代理するために当該共同代表者が選任され、かつ、通信を長官が考慮することを請求する場合は、この限りでない。

例外

(2) (1)は、第36条(2)、(3)若しくは(4)に基づく業務に関する通信又は特許に係る手續の目的のための業務に関する通信であって、第37条(2)に規定の業務に関する通信以外のものには適用されない。

受領されたものとみなす通信

(3) (1)にいう通知の日後3月以内に、長官に書面による通信を送付した共同出願人又は共有特許権者が、第26条(3)(a)に基づいて、出願人又は特許権者を代理するためにその共同代表者として選任され、かつ、当該通信を考慮することを長官に請求した場合は、当該通信は、それが共同出願人又は共有特許権者から当初に受領された日に共同代表者から受領されたものとみなす。

第41条 考慮されなかった通信の通知

(1) 特許又は特許出願に関して出願人又は特許権者を代理するために選任されていない特許代理人が、当該出願の手續遂行若しくは有効性の維持の目的のため又は当該特許に関する手續の目的のために、当該出願人又は特許権者の代理として長官に対し書面で通信し、通信が当該特許代理人を特定する場合は、長官は、当該通信を考慮しない旨を特許代理人に通知しなければならない。ただし、通知の日後3月以内に、特許代理人が当該出願又は特許に関して当該出願人又は特許権者を代理するために選任され、かつ、通信を長官が考慮することを請求する場合は、この限りでない。

例外

(2) (1)は、第36条(2)、(3)若しくは(4)に基づく業務に関する通信又は特許に係る手續の目的のための業務に関する通信であって、第37条(2)に規定する業務に関する通信以外のものには適用されない。

受領されたものとみなす通信

(3) (1)にいう通知の日後3月以内に、特許代理人が当該特許又は特許出願に関して当該出願人又は特許権者を代理するために選任され、かつ、当該通信を考慮することを長官に請求した場合は、当該通信は、当該通信が特許代理人から当初に受領された日に共同代表者から受領されたものとみなす。

第41.1条 指名特許代理人

(1) 特許庁に対する業務であって、特許代理人が第36条(1)又は(5)に基づく行為又は第37条(2)に基づいて特許権者を代理する、特許庁に対する業務において、出願人又は特許権者を代理するための書面による通信は、指名代理人によって、長官又は特許庁に提出されなければならない。

通知

(2) 特許代理人が指名されていない場合は、長官は、通信を考慮しない旨を送付人に通知しなければならない。ただし、通知の日後3月以内に、通信を提出した特許代理人が自身の名称を長官へ提示し、かつ、通信を長官が考慮することを請求する場合は、この限りでない。

通信の受領日

(3) 特許代理人の名称及び(2)にいう請求書が同項に記載された期限内に長官へ提供される場合は、元の通信は、当該通信が長官又は特許庁によって実際に受領された日に受領されたものとみなす。

政府所有の特許権

第42条 出願人への通知

総督が、法第20条(17)に基づいて、特許出願に記載された発明は法第20条の適用上、国防大臣への譲渡又は譲渡の同意がされたものとして取り扱わなければならない旨を命令した場合は、長官は、当該命令を知らされ次第速やかに、出願人に通知しなければならない。

第43条 国防に関する特許出願の検閲

長官は、兵器又は軍需品に関する係属中の特許出願を検閲する権限を国防大臣により書面で付与された公務員又は当該権限を国防大臣により書面で付与されたカナダ軍士官が、当該出願を検閲し、かつ、当該出願の謄本を入手することを許可しなければならない。

特許出願の提出

通則

第44条 出願手数料

(1) 法第27条(2)の適用上、所定の出願手数料は、次の通りとする。

(a) (2)に規定する小規模事業体の地位の条件が満たされ及び(3)に従って、特許出願に関して小規模事業体宣言が提出された場合、附則2の項目6に記載された小規模事業体手数料は、次のとおり納付する。

(i) 特許出願の出願日以前に又は分割出願のときは、分割出願の提出日以前に、又は

(ii) 法第27条(7)に基づいて通知をすることを求められるときは、当該通知がなされる前に又は当該通知がなされているときは、当該通知の日後3月以内に、及び

(b) その他の場合は、同項目に規定する標準手数料。

小規模事業体の地位の条件

(2) 小規模事業体の地位の条件は、次の通りとする。

(a) 国内段階のPCT出願又は分割出願以外の特許出願に関しては、出願日における当該出願の出願人が、当該日に、50人以下の従業者を有するか又は大学である事業体であって、次の事業体以外のものであること

(i) 大学以外で50人を超える従業者を有する事業体により直接又は間接に管理されている事業体、又は

(ii) 大学以外で50人を超える従業者を有する事業体に対し、クレームされた発明における何らかの権利又は利益を移転若しくはライセンスしているか又は不確定な義務以外で移転若しくはライセンスする義務を有する事業体

(b) 国際出願に関しては、国内段階移行日における当該出願の出願人が、当該日に、50人以下の従業者を有するか又は大学である事業体であって、(a)(i)又は(ii)にいう事業体以外のものであること、及び

(c) 分割出願に関しては、原出願に関して本項の該当する要件が満たされていること

小規模事業体宣言書

(3) 小規模事業体宣言書は、次の通りでなければならない。

(a) 願書により又は要約、明細書若しくは図面以外の書類であって、当該宣言書が関係する特許出願を特定するものにより長官に提出すること

(b) 出願人は当該特許出願に関して(2)に規定する小規模事業体の地位の条件が満たされていると確信する旨の陳述を含むこと

(c) 当該出願に関して選任された特許代理人又は次の者が署名すること

(i) 単一の出願人が存在する場合は、出願人

(ii) 単一の出願人が存在し、また、小規模事業体宣言書に署名することを外国の有資格実務家へゆだねる書類が出願人によって署名され、かつ、宣言書と同時に長官に提出される場合は、当該外国の有資格実務家

(iii) 共同出願人が存在する場合は、何れか1の出願人、又は

(iv) 共同出願人が存在し、また、小規模事業体宣言書に署名することを外国の有資格実務家へゆだねる書類が何れか1の出願人によって署名され、かつ、宣言書と同時に長官に提出される場合は、当該外国の有資格実務家、及び

(d) 出願人の名称及び該当するときは当該宣言書に署名する特許代理人又は外国の有資格実務者の名称を表示すること

第3条(1)の不適用

(4) 第3条(1)は、(1)にいう期間に関しては適用されない。

第45条 遅延手数料

法第27条(7)の適用上、所定の遅延手数料は、附則2項目7に規定する手数料とする。

第46条 英語又はフランス語による記載

要約、詳細な説明、図面及びクレームの記載事項は、配列表に含まれる記載事項を除き、すべて英語又はすべてフランス語でなければならない。

第47条 頁の余白—詳細な説明、クレーム及び要約

(1) 詳細な説明、クレーム又は要約を記載する頁の最小余白は、次の通りでなければならない。

上端の余白、2cm

左端の余白、2.5cm

右端の余白、2cm

下端の余白、2cm

頁の余白—図面

(2) 図面を記載する頁の最小余白は、次の通りでなければならない。

上端の余白、2.5cm

左端の余白、2.5cm

右端の余白、1.5cm

下端の余白、1cm

空白の余白

(3) (4)及び(5)に従うことを条件として、(1)及び(2)にいう頁の余白は、完全な空白でなければならない。

ファイル参照記号

(4) (1)及び(2)にいう頁の上端の余白の両隅には、出願人のファイル参照記号を表示することができる。

行番号

(5) 詳細な説明及びクレームの各頁の行には、左端の余白に番号を付すことができる。

第48条 行間隔

(1) 配列表、表並びに化学式及び数式を除き、詳細な説明及びクレームのすべての記載事項は、少なくとも1.5行間隔で記載しなければならない。

文字の大きさ

(2) 詳細な説明及びクレームのすべての記載事項は、大文字の高さが0.21cm以上の文字で記載しなければならない。

第49条 改頁

願書、要約、詳細な説明、図面及びクレームは、それぞれ頁を改めて記載しなければならない。

第50条 頁番号

(1) 明細書の頁には、通し番号を付さなければならない。

頁番号の配置

(2) 頁番号は、各頁の上端又は下端の中央に付さなければならないが、余白に位置してはならない。

第51条 図面の記載の禁止

(1) 願書、要約、詳細な説明及びクレームには、図面を記載してはならない。

式

(2) 要約、詳細な説明及びクレームには、化学式又は数式を記載することができる。

第52条 商標の特定

要約、明細書又は図面に記載される商標は、商標として特定されなければならない。

願書

第53条 名称及び内容

願書には、「願書(Petition)」又は「願書(Request)」との名称を付さなければならないが、かつ、次の事項を記載しなければならない。

- (a) 特許付与の請求
- (b) 発明の名称、及び
- (c) 出願人の名称及び郵便宛先

発明者及び資格

第54条 発明者に関する情報

(1) 出願には、排他的特権又は所有権を請求する発明の主題の各発明者の名称及び郵便宛先を表示しなければならない。

陳述

(2) 出願には、次を含めなければならない。

- (a) 出願人又は共同出願人が存在する場合、すべての出願人は特許を出願する資格を有することの陳述。
- (b) 出願人は排他的特権若しくは所有権を請求する発明の主題の唯一の発明者であること、又は共同出願人が存在する場合は、出願人らは、すべて発明者であり、当該主題の唯一の発明者であることの陳述。
- (c) PCTの国内段階出願に関しては、PCTに基づく規則4.17(ii)に従って、出願日における出願人が、また、共同出願人がいる場合はすべての出願人が、特許を出願し付与される権利を

有する旨の陳述。

翻訳文

(2.1) (2) (c) でいう陳述の全部又は一部が英語又はフランス語以外の言語である場合、出願人は、陳述の全部又は一部の英語又はフランス語の翻訳文を長官に提出しなければならない。

提出の方法

(3) 本条により求められる陳述及び情報は、願書に含めるか又は要約、明細書若しくは図面以外の書類により提出しなければならない。

要約

第55条 要約を含むこと

(1) 特許出願は、詳細な説明、クレーム及び図面に記載された開示の簡潔な概要を有する要約を含まなければならない。かつ、該当するときは、出願に含まれるすべての化学式のうち発明を最も良く特徴付ける化学式を含まなければならない。

技術分野

(2) 要約は、発明が関係する技術分野を特定しなければならない。

作成

(3) 要約は、技術的課題、発明による技術的課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を、理解することができる方法で作成しなければならない。

選別手段

(4) 要約は、特定の技術分野における調査のための選別手段として効率的に利用することができる方式で作成しなければならない。

語数制限

(5) 要約は、150語を超えるものであってはならない。

図面の引用

(6) 要約において、ある特徴が特許出願の図面に例示されている場合は、当該特徴の後に、括弧付きの参照符号を付すことができる。

要約の補正又は差替

(7) 長官が要約は(1)から(6)までを遵守していないと認める場合は、長官は、当該要約を補正し、又は差し替える権限を有する。

関連のない要約

(8) 要約は、求められ、又は得られる保護の範囲を解釈するために考慮してはならない。

詳細な説明

第56条 内容、様式及び手順

(1) 詳細な説明には、次の様式及び手順で記載した次の情報を含めなければならない。

(a) 発明の名称は、短くかつ正確な様式で記述しなければならない。かつ、商標、造語又は個人の名称を含んではならない。

(b) 発明が関係する技術分野を特定しなければならない。

(c) 出願人の知る限りにおいて、発明の理解、調査及び審査に重要である背景技術を説明しなければならない。

(d) 発明の詳細な説明は、技術的課題が明示的に記述されていない場合であっても、技術的課題及びその解決方法を理解することができる用語で記載しなければならない。

(e) 図面(もしあれば)中の図を簡潔に説明しなければならない。

(f) 発明を実施するための発明者が考える少なくとも1の形態について、適切なときは実施例を使用し、かつ、図面(もしあれば)を引用して記載しなければならない。また

(g) 第58条(1)により求められる場合は、配列表を含めなければならない。

例外

(2) 詳細な説明は、発明の内容上異なる方法又は順序により発明がより良く理解され、又はより簡潔に提示されることになる場合は、異なる方法又は順序で提示することができる。

第57条 引用による組込みの禁止

(1) 詳細な説明は、文献を引用として組み込んで서는ならない。

一定の文献の引用の禁止

(2) 詳細な説明は、特許出願の一部を構成しない文献を、当該文献が公衆の利用に供されていない限り、引用してはならない。

文献の特定

(3) 詳細な説明において引用されるすべての文献は、完全に特定されなければならない。

配列表

第58条 PCT配列表基準

(1) 先行技術の一部を構成するものとして特定されていない塩基配列又はアミノ酸配列をPCT配列表基準に従って明細書が開示している場合、明細書は、当該配列に関して、電子の様式による配列表を含めなければならない。かつ、当該電子の様式及び当該配列表の内容はともにPCT配列表基準を遵守しなければならない。

各出願につき1の写し

(2) 特許出願は、その提出様式を問わず特定の配列表の2以上の写しを含んではならない。

陳述書—配列表なしで提出された原出願

(3) 配列表なしで提出された原特許出願が配列表を含むように補正される場合は、出願人は、当該配列表は提出された原出願における開示を逸脱しない旨の陳述書を提出しなければならない。

配列識別番号

(4) 配列表に含まれる配列がクレーム、図面又は明細書の一部として配列表以外の部分で参照されている場合、参照には、PCT 配列表基準で定義され、「配列識別番号 (SEQ ID NO) :」から始まる配列識別番号が含まれていなければならない。

定義

(5) 本条では次の定義が適用される。

「アミノ酸配列」とは、PCT配列表基準におけるのと同じの意味を有する。

「塩基配列」とは、PCT配列表基準におけるのと同じの意味を有する。

図面

第59条 要件

(1) (2)に従うことを条件として、図面は、判読可能な複製が可能となるように、黒色で、十分に濃い輪郭の明瞭な線で作成しなければならない、かつ、写真であってはならない。

例外

(2) 発明が(1)を遵守する図面による例示の余地がないが、写真による例示が可能である場合は、法第27条(5.1)又は(5.2)の適用上、提出しなければならない図面は、写真とすることができる。

着色の禁止

(3) 写真の場合を除き、図面は、着色せずに作成しなければならない。

断面

(4) 写真の場合を除き、図面中の断面は、参照符号及び引出線を読み取ることが妨げないハッチングにより表示しなければならない。

数字、文字及び引出線

(5) 図面中のすべての数字、文字及び引出線は、単純かつ明瞭でなければならない。

均衡性

(6) 同一の図の各要素は、異なる比率が図の明瞭性のために必要でない限り、相互に均衡がとれたものでなければならない。

文字の大きさ

(7) 図面中の数字及び文字は、高さが少なくとも0.32cmでなければならない。

複数の図

(8) 図面の単一の頁には、複数の図を記載することができる。

複数の頁にまたがる図

(9) 1の図が2以上の頁にまたがる場合は、当該図の各部分は、当該図の如何なる部分も隠れることなく全体図を組み立てることができるように配置しなければならない。

図の番号

(10) 2以上の図が存在する場合は、それらの図には、通し番号を付さなければならない。

参照符号

(11) 詳細な説明に記載されていない参照符号は、図面に記載してはならず、逆もまた同じとする。

参照符号の一貫した使用

(12) 特定の特徴に使用する参照符号は、要約、明細書及び図面を通じて同一でなければならない。

不要な記載の禁止

(13) 図面は、図面を理解するのに必要な範囲を除き、記載事項を含んではならない。

クレーム

第60条 様式

クレームは、明瞭かつ簡潔でなければならない、かつ、詳細な説明において引用される如何なる文献からも独立し、詳細な説明により完全に裏付けられていなければならない。

第61条 クレームの番号

2以上のクレームが存在する場合は、それらのクレームには、「1」の番号から始まるアラビア数字による通し番号を付さなければならない。

第62条 詳細な説明又は図面の引用の禁止

(1) (2)から(4)までに従うことを条件として、クレームは、必要な場合を除き、発明の特徴に関して、詳細な説明又は図面の引用により記載してはならず、特に「詳細な説明の…の部分に記載したように」との引用又は「図面の図…に例示したように」との引用により記載してはならない。

参照符号

(2) 特許出願が図面を含む場合は、クレームに記載された特徴の後に、図面に記載され、かつ、当該特徴に係る括弧付きの参照符号を付すことができる。

配列番号

(3) [保留]

生物学的材料の寄託

(4) 詳細な説明が生物学的材料の寄託に言及する場合は、クレームは、当該寄託に言及することができる。

第63条 従属クレーム

(1) (2)に従うことを条件として、1又は2以上の他のクレームの特徴のすべてを含むクレーム(本条では「従属クレーム」という)は、当該他のクレームを番号により引用しなければならない。かつ、クレームされる追加の特徴を記述しなければならない。

先行クレームの引用

(2) 従属クレームは、先行するクレームのみを引用することができる。

択一的にのみ行うクレームの引用

(3) 2以上のクレームを引用する従属クレームは、それらのクレームを択一的にのみ引用しなければならない。

限定事項

(4) 従属クレームは、引用するクレームに含まれる限定事項のすべてを含むものとみなし、又は従属クレームが2以上のクレームを引用する場合は、当該従属クレームの特定の選択肢は、それが考慮される特定のクレームに含まれる限定事項のすべてを含むものとみなす。

不遵守の特許出願

第64条 所定の日一満たされていない要件

法第27条(6)の適用上、所定の日とは、同項にいう通知の日後3月の期間の末日とする。

第65条 通知

出願日後に、特許出願が法又は本規則を遵守していない場合は、長官は、通知により、当該通知の日後3月以内にそれらの要件を満たすために当該出願を修正するよう出願人に求めることができる。

第66条 所定の日一未納付の出願手数料

(1) 法第27条(7)の適用上、所定の日は、同項にいう通知の日後3月の期間の末日とする。

取り下げられたものとみなす出願

(2) 出願人が法第27条(7)に基づいてなされた通知を遵守しない場合は、特許出願は、取り下げられたものとみなす。

先になされた特許出願の引用

第67条 所定の期間

(1) 法第27.01条の適用上、所定の期間は、長官が法第28条(1)に基づく書類又は情報を受領した最も早い日に開始し、次の何れか早い方の時点で終了する。

(a) その日後2月の期間の終了又は法第28条(2)に基づいて通知が送付された場合は、次の何れか早い方

(i) 通知の日後2月の期間の終了、及び

(ii) 長官が法第28条(1)に基づく書類又は情報を受領した最も早い日後6月の期間の終了、並びに

(b) 出願日

所定の要件

(2) 法第27.01条の適用上の所定の要件は、次の通りとする。

(a) 法第27.01条(1)にいう陳述書には、先になされた特許出願の出願国又は官庁の名称を表示しなければならない、かつ

(i) 当該先になされた特許出願の番号を出願人又は当該出願に関して選任された特許代理人が知っている場合は、当該陳述書には、当該先にされた出願の番号を表示しなければならない、

(ii) 当該先にされた特許出願の番号を出願人又は当該出願に関して選任された特許代理人知らない場合は、当該陳述書は、次の通りでなければならない。

(A) 当該官庁により付された当該先になされた出願の仮番号を表示すること

(B) 当該先にされた出願が当該官庁に送付された日を表示し、かつ、当該陳述書に当該出願の願書部分の写しを添付すること、又は

(C) 出願人により当該先にされた出願に付され、かつ、当該出願に表示された参照番

号、出願人の名称及び郵便宛先、発明の名称並びに当該先にされた出願が当該官庁に送付された日を表示すること、並びに

(b) 先になされた特許出願がカナダにおいてされなかった場合は、出願人は、当該陳述書の提出の日後2月以内に次の何れかの手続をしなければならない。

(i) 当該先になされた特許出願の写しを長官に提出すること、又は

(ii) 当該先にされた出願の写しを、その目的のために受け入れられるものとして長官により特定された電子図書館において長官に入手可能とし、かつ、当該写しはそのように入手可能である旨を長官に知らせること

第3条(1)の不適用

(3) 第3条(1)は、(1)又は(2)にいう期間に関しては適用されない。

維持手数料—特許出願

第68条 所定の手数料

(1) (2)に従うことを条件として、法第27.1条(1)の適用上、特許出願を有効に維持するための所定の手数料は、附則2項目8に規定する年応当日(国内段階にあるPCT出願の場合、当該出願の国内段階移行日前に当たる年応当日を除く)について、次の通りとする。

(a) 第44条(2)に規定する小規模事業体の地位の条件が満たされ、かつ

(i) 当該年応当日以前に、又は

(ii) 法第27.1条(2)(b)に基づいて通知を送付することを求められるときは、当該通知が送付される前に又は当該通知が送付されたときは、当該年応当日後6月の期間の終了及び当該通知の日後2月の期間の終了の何れか遅い方の前に、

小規模事業体宣言書が第44条(3)に従って出願に関して提出された場合は、当該年応当日について同項目に規定する小規模事業体手数料、及び

(b) その他の場合は、当該年応当日について同項目に規定する標準手数料

例外

(2) 法第27.1条(1)の適用上、分割出願を有効に維持するための所定の手数料は、その出願日に開始し、その提出日に終了する期間について、次の手数料の合計とする。

(a) 第44条(2)に規定する小規模事業体の地位の条件が満たされ、かつ

(i) 提出日以前に、又は

(ii) 法第27.1条(2)(b)に基づいて通知を送付することを求められるときは、当該通知が送付される前に又は当該通知が送付されたときは、提出日後6月の期間の終了及び当該通知の日後2月の期間の終了の何れか遅い方の前に、

小規模事業体宣言書が第44条(3)に従って出願に関して提出された場合は、当該期間中に当たる年応当日について附則2項目8に規定する小規模事業体手数料、及び

(b) その他の場合は、当該期間中に当たる年応当日について同項目に規定する標準手数料

第3条(1)の不適用

(3) 第3条(1)は、(1)又は(2)にいう期間に関しては適用されない。

第69条 期日

法第27.1条(1)及び第73条(1)(c)の適用上、所定の日は、次の通りとする。

- (a) 本規則第68条(1)にいう手数料については、手数料が納付される年応当日、及び
- (b) 本規則第68条(2)にいう手数料については、分割出願の提出日

第70条 遅延手数料

法第27.1条(2)の適用上、所定の遅延手数料は、附則2項目9に規定する手数料とする。

出願日

第71条 所定の書類及び情報

法第28条(1)の適用上の所定の書類及び情報は、次の通りとする。

- (a) カナダ特許の付与を求める旨の明示的又は黙示的な表示
- (b) 出願人の身元の確認を可能とする情報
- (c) 長官が出願人に連絡することを可能とする情報、及び
- (d) 一見して詳細な説明であると思われる、何れかの言語による書類

明細書への追加又は図面の追加

第72条 出願の欠落部分の通知

(1) 長官が法第28条(1)に基づく書類又は情報を受領した最も早い日後2月以内に、長官が、詳細な説明の一部が特許出願から欠落していると思われること又は出願から欠落していると思われる図面が出願において引用されていることを認める場合は、長官は、通知により、出願人にその旨を知らせなければならない。

追加のための所定の期間

(2) 法第28.01条(1)の適用上、同項にいう追加は、長官が法第28条(1)に基づく書類若しくは情報を受領した最も早い日後2月以内に又は長官が(1)に基づいて出願人に通知した場合は、次の何れか早い方の前に行うことができる。

- (a) 通知の日後2月の期間の終了、及び
- (b) 長官が法第28条(1)に基づく書類又は情報を受領した最も早い日後6月の期間の終了

所定の要件

(3) 法第28.01条(2)(d)の適用上、所定の要件は、出願人が、(2)に定める期間内に、次の手続をしなければならないことである。

- (a) 先に正規にされた特許出願がカナダにおいてされなかった場合は、
 - (i) 当該出願の写しを長官に提出すること、又は
 - (ii) 当該出願の写しを、その目的のために受け入れられるものとして長官により特定された電子図書館において長官に入手可能とし、かつ、当該写しはそうように入手可能である旨を長官に知らせること
- (b) 当該先に正規にされた特許出願が一部又は全部英語又はフランス語以外の言語である場

合は、当該出願のうち英語又はフランス語以外の言語である部分の英語又はフランス語による翻訳文を長官に提出すること、及び

(c) 当該先に正規にされた特許出願又は(b)にいう翻訳文において、追加が含まれる箇所に関する表示を長官に提出すること

取下のための所定の期間

(4) 法第28.01条(2)の適用上、追加は、長官が法第28条(1)に基づく書類若しくは情報を受領した最も早い日後2月以内に又は長官が(1)に基づいて出願人に通知した場合は、当該通知の日後2月以内に、取り下げることができる。

第3条(1)の不適用

(5) 第3条(1)は、本条にいう期間に関しては適用されない。

例外

(6) 法第28.01条(1)は、法第36条(2)若しくは(2.1)に基づいてされた分割出願又は法第27.01条に基づく陳述書が提出された特許出願には適用されない。

禁止される追加

(7) 出願人は、法第28.01条(1)に基づいて、その特許出願に含まれるクレームに追加してはならない。

優先権主張

第73条 要件

(1) 法第28.4条(2)の適用上、優先権主張は、係属中の特許出願の願書において又は当該出願に含まれる要約、明細書若しくは図面以外の書類において、次の何れか早い方の前に行わなければならない。

(a) 次の何れか遅い方

(i) 優先権主張の基礎となる先に正規にされた特許出願の出願日のうち最も早い日後16月の期間の終了、及び

(ii) 係属中の出願の出願日後4月の期間の終了、並びに

(b) 該当するときは、出願人が法第10条(2)に基づいて特許出願を秘密保持期間の満了前に公衆の閲覧に供することを承認した日。ただし、当該承認が、長官が当該出願を公衆の閲覧に供するための技術的準備を中止することができるように適時に取り下げられた場合は、この限りでない。

情報を提出するための期間

(2) 法第28.4条(2)に基づいて求められる情報は、(1)に定める期間内に、長官に提出しなければならない。

PCTの国内段階出願

(2.1) 厳密には、国際出願がPCTの国内段階出願に関して、出願が国内段階移行日前に特許協力条約の要件に従った優先権を主張することにより、(1)に従った優先権が与えられ、出願人は(2)に従って法第28.2条(2)で要求された情報を提出したと見なされる。

要件

(3) 係属中の特許出願に関する優先権主張は、当該係属中の出願の出願日が先に正規にされ

た出願の出願日後12月以内であるか又は法第28.4条(6)に基づいて12月以内とみなされる場合に限り、当該先に正規にされた出願を基礎とすることができる。

訂正一出願日の誤り

(4) 法第28.4条(2)に基づいて提出された出願における出願日の誤りは、次の何れか早い方の前に提出された請求により、これを訂正することができる。

(a) 訂正後の出願日を使用して決定される(1)に定める期間の終了、及び

(b) 未訂正の出願日を使用して決定される(1)に定める期間の終了

訂正一名称又は番号

(5) 法第28.4条(2)に基づいて提出された特許出願の出願国若しくは官庁の名称又は出願番号の誤りは、附則2項目14に規定する最終手数料が納付される日以前に又は最終手数料が還付されたときは、最終手数料が再度納付される日以前に提出された請求により、これを訂正することができる。

優先権主張の取下

(6) 先に正規にされた特許出願に関する優先権主張が、当該出願の出願日後16月の期間の終了前に取り下げられた場合は、(1)に定める期間は、当該出願を基礎とする優先権主張が行われなかったものとして決定されなければならない。

第3条(1)の不適用

(7) 第3条(1)は、(1)に定める期間に関しては適用されない。

第74条 要件

(1) 特許出願人が係属中の特許出願に関して1又は2以上の先に正規にされた特許出願(カナダにおいて先に正規にされた特許出願を除く)を基礎として優先権を主張した場合は、出願人は、(2)にいう日以前に、先に正規にされた各出願に関して、次の手続をしなければならない。

(a) 当該先に正規にされた出願の写しであって、当該出願がされた特許庁により認証されたもの及び当該特許庁による出願日を示す証明書を長官に提出すること、又は

(b) 当該先に正規にされた出願の写しを、その目的のために受け入れられるものとして長官により特定された電子図書館において長官に入手可能とし、かつ、当該写しはそのように入手可能である旨を長官に知らせること

期日

(2) (1)の適用上、期日は、次の日のうち最も遅い日とする。

(a) 優先権主張の基礎となる先に正規にされた特許出願の出願日のうち最も早い日後16月の期間の末日

(b) 係属中の特許出願の出願日後4月の期間の末日、及び

(c) 係属中の特許出願が国内段階にあるPCT出願である場合は、当該出願の国内段階移行日

優先権主張の取下

(3) 先に正規にされた特許出願に関する優先権主張が、当該出願の出願日後16月の期間の終了前に取り下げられた場合は、(1)に定める期間は、当該出願を基礎とする優先権主張が行われなかったものとして決定されなければならない。

通知

(4) 出願人が(1)に定める期間内に(1)(a)又は(b)の要件を遵守しない場合は、長官は、通知により、当該通知の日後2月以内に(1)(a)又は(b)の要件を遵守するよう出願人に求めなければ

ばならない。

遵守するものとみなす出願人

(5) 出願人が(1)に定める期間後で(4)に基づいて通知が送付される前に又は通知が送付されたときは、当該通知の日後2月以内に(1)(a)又は(b)の要件を遵守した場合は、出願人は、(1)を遵守したものとみなす。

取り下げられたものとみなす優先権主張

(6) 出願人が、(4)にいう通知の日後2月以内に、先に正規にされた特許出願に関して(1)(a)又は(b)の要件を遵守しない場合は、当該先に正規にされた出願に関する優先権主張は、当該期間の終了時点で取り下げられたものとみなす。ただし、次の手続がなされた場合は、この限りでない。

(a) (1)に定める期間の終了前に、当該先に正規にされた出願がされた特許庁に対し、

(1)(a)にいう写し及び証明書の提供の請求をすること、及び

(b) (4)にいう通知の日後2月以内に、出願人が、長官は当該先に正規にされた出願を基礎とする優先権を回復すべき旨の請求書並びに(a)にいう請求がされた特許庁及び当該請求の日を表示した陳述書を長官に提出すること

遵守するものとみなす出願人

(7) 先に正規にされた特許出願に関して(6)(a)及び(b)に規定する条件が満たされた場合は、出願人は、当該出願に関して(1)を遵守したものとみなす。

写し及び証明書の提出

(8) 先に正規にされた特許出願に関して(6)(a)及び(b)に規定する条件が満たされ、かつ、当該出願がされた特許庁が(1)(a)にいう写し及び証明書を提出した場合は、該当する出願人又は特許権者は、それらが提供された日後3月以内に当該謄本及び証明書を長官に提出しなければならない。

取り下げられたものとみなす優先権主張

(9) 出願人又は特許権者が、先に正規にされた特許出願に関して(8)を遵守しない場合は、当該出願に関する優先権主張は、同項にいう期間の終了時点で取り下げられたものとみなす。

分割出願

(10) 分割出願の提出日以前に、原出願の出願人が、先に正規にされた特許出願に関して(1)を遵守したものとみなされた場合は、分割出願の出願人は、当該先に正規にされた出願に関して(1)を遵守したものとみなす。

優先権主張

(11) 原出願に関して、先に正規にされた特許出願に関する優先権主張が、分割出願の提出日以前に、(6)又は(9)に基づいて取り下げられたものとみなされた場合は、分割出願に関して、当該先に正規にされた出願に関する優先権主張は、取り下げられたものとみなす。

例外

(12) 係属中の特許出願が国内段階にあるPCT出願又は国内段階にあるPCT出願の分割から生じる分割出願であり、かつ、出願人が優先権主張の基礎とする先に正規にされた出願に関してPCTに基づく規則の規則17.1(a)、(b)又は(bの2)の要件が遵守された場合は、(1)から(11)までは、当該先に正規にされた出願に関しては適用されない。

第75条 優先権主張の取下

(1) 法第28.4条(3)の適用上、優先権主張は、長官にその旨の請求書を提出することにより取り下げることができる。

効力発生日

(2) 優先権主張の取下の効力発生日は、請求書が長官により受領された日とする。

第76条 翻訳文の提出の通知

(1) 係属中の特許出願に関する優先権主張の基礎となる先に正規にされた特許出願が一部又は全部英語又はフランス語以外の言語であり、かつ、当該係属中の出願を審査する目的のため、審査官が当該先に正規にされた出願を考慮する場合は、審査官は、通知により、当該通知の日後4月以内に当該先に正規にされた出願の全部又は特定の一部の英語又はフランス語の翻訳文を長官に提出するよう当該係属中の出願の出願人に求めることができる。

正確でない翻訳文

(2) 審査官が(1)に基づいて提出された翻訳文は正確でないと信じるに足る適切な理由を認める場合は、審査官は、通知により、当該通知の日後4月以内に次の何れかを長官に提出するよう係属中の特許出願の出願人に求めることができる。

(a) 翻訳者の知る限りにおいて当該翻訳文は正確である旨の当該翻訳者による陳述書、又は
(b) 該当する新たな英語又はフランス語の翻訳文とともに、翻訳者の知る限りにおいて当該新たな翻訳文は正確である旨の当該翻訳者による陳述書

取り下げられたものとみなす優先権主張

(3) 係属中の特許出願の出願人が、先に正規にされた特許出願に関して(1)又は(2)に基づく通知を遵守しない場合は、当該先に正規にされた出願に関する優先権主張は、該当する(1)又は(2)にいう期間の終了時点で取り下げられたものとみなす。

優先権の回復

第77条 所定の期間

(1) 法第28.4条(6)(b)の適用上、

(a) 国内段階にあるPCT出願でない係属中の出願又は同時係属中の出願に関しては、出願人は、場合により当該係属中の出願又は当該同時係属中の出願の出願日後2月以内に、法第28.4条(6)(b)(i)から(iii)までに規定する条件を満たさなければならない。また

(b) 国内段階にあるPCT出願である係属中の出願又は同時係属中の出願に関しては、

(i) 出願人は、当該出願の国内段階移行日後1月以内に、法第28.4条(6)(b)(i)及び(ii)にいう条件を満たさなければならない、及び

(ii) 出願人は、次の何れか早い方の前に、法第28.4条(6)(b)(iii)にいう条件を満たさなければならない。

(A) 第73条(1)に定める期間の終了、及び

(B) 当該出願の国内段階移行日後1月の終了

所定の要件

(2) 法第28.4条(6)(b)(iii)の適用上、所定の要件は、出願人が、次の手続をしなければな

らないことである。

(a) 願書において又は要約、明細書若しくは図面以外の書類において優先権主張を行うこと、及び

(b) 先に正規にされた特許出願の出願日及び出願国又は官庁の名称を長官に提出すること

第3条(1)の不適用

(3) 第3条(1)は、(1)に定める期間に関しては適用されない。

第78条 分割出願—12月以内

原出願の出願日が法第28.4条(6)に基づいて先に正規にされた特許出願の出願日後12月以内とみなされた場合は、法第28.4条(6)(b)は、当該先に正規にされた出願に関して、分割出願に関しては適用されない。

審査請求

第79条 請求の内容

法第35条(1)にいう特許出願の審査請求には、次の事項を含めなければならない。

(a) 請求を行う者の名称及び郵便宛先

(b) 請求を行う者が出願人でない場合は、出願人の名称、及び

(c) 当該出願を特定するに十分な出願番号又はその他の情報

第80条 審査手数料

(1) 法第35条(1)の適用上、特許出願の審査のための所定の手数料は、次の通りとする。

(a) 第44条(2)に規定する小規模事業体の地位の条件が満たされ、かつ、小規模事業体宣言書が第44条(3)に従って出願に関して提出された場合、附則2項目10(a)(i)又は(ii)に規定されている小規模事業体手数料を、必要があれば、出願に含まれるクレーム数が20を超える場合、上記附則10(b)に規定する小規模事業体手数料を、以下の期間内に納付する。

(i) 第81条に定める該当する期間内、又は

(ii) 法第35条(3)(b)に基づいて通知を送付することを求められるときは当該通知が送付される前、又は当該通知が送付されているときは当該通知の日後2月の終了前、

(b) その他の場合は、附則2項目10(a)(i)又は(ii)に規定されている標準手数料を、必要があれば、出願に含まれるクレーム数が20について審査請求がなされた場合、上記附則10(b)に規定する標準手数料を納付する。

従属的に定義されたクレーム

(1.1) 第63条が意味する1以上の従属クレームを参照する独立クレームを含め、従属的な発明主題を定義するクレームは、(1)の適用上、1つのクレームとして数える。

第3条(1)の不適用

(2) 第3条(1)は、(1)に定める期間に関しては適用されない。

第81条 所定の期間—法第35条(2)

(1) 法第35条(2)の適用上、審査請求をするため及び手数料を納付するための所定の期間

は、次の時点の前の期間とする。

- (a) 分割出願以外の特許出願に関しては、当該出願の出願日後4年の期間の終了、並びに
- (b) 分割出願に関しては、次の何れか遅い方
 - (i) 本項に基づいて原出願に関して適用される期間の終了、及び
 - (ii) 分割出願の提出日後3月の期間の終了

第3条(1)の不適用

(2) 第3条(1)は、(1)に定める期間に関しては適用されない。

第82条 遅延手数料

法第35条(3)の適用上、所定の遅延手数料は、附則2項目11に規定する手数料とする。

第83条 所定の期間—法第35条(5)及び第73条(1)(e)

(1) 法第35条(5)及び第73条(1)(e)の適用上、審査請求をするため及び手数料を納付するための所定の期間は、同項又は同号にいう通知の日後3月の期間の終了前の期間とする。

第3条(1)の不適用

(2) 第3条(1)は、(1)に定める期間に関しては適用されない。

第83.1条 納付日

特許出願の審査手数料としての納付金額が、第80条(1)に規定された手数料よりも少ないものの、当該金額が所定の審査手数料以上となるように、審査請求日以降にクレーム数を減縮する出願補正をした場合、審査手数料は補正が行われた日に納付されたとみなす。

審査

第84条 優先審査

- (1) 特許庁において公衆の閲覧に供される特許出願に関して、長官は、次の者の請求により、法第35条(1)に従う出願の審査を通常の場合に優先して行わなければならない。
 - (a) 何人でも。ただし、それらの者が附則2項目12に規定する手数料を納付し、かつ、当該出願の審査を優先しない場合は、その者の権利を害する虞がある旨を表示した陳述書を長官に提出することを条件とする。又は
 - (b) 出願人。ただし、出願人が、当該出願の関係する技術が商品化された場合は、環境への影響を解決若しくは緩和し、又は自然環境若しくは天然資源を保全する一助となる旨を表示した陳述書を長官に提出することを条件とする。

例外

- (2) (1)に基づいて出願人によりなされた請求に関して、長官は、次に該当する場合は、特許出願の審査を通常の場合に優先して行ってはならず、又は審査が優先されたときは、通常の場合の順序に戻さなければならない。
 - (a) 長官が、第3条(1)に基づいて、当該出願に関して何らかの事柄を行うために定められた期間を延長したこと、又は
 - (b) 当該出願が放棄されたものとみなされるか又はみなされたこと

第85条 通知—外国出願における発明

(1) 特許出願を審査する過程において、審査官が、同一の発明を開示している特許出願がカナダ以外の国において又は関して当該発明の発明者又は発明者を通じて権利を主張する者によりなされたと信じるに足る適切な理由を認める場合は、審査官は、通知により、次の手続をするよう出願人に要求することができる。

(a) 次の情報を提出し、又は当該情報の何れかを出願人が知らない場合は、そのように表示すること

(i) 外国特許出願に関して引用された何らかの先行技術

(ii) 外国特許出願の出願番号、出願日及び特許が付与されている場合は、特許番号、及び

(iii) 外国出願又は当該出願を基礎として付与された特許に関する異議申立、再審査、無効裁判又は類似の手続の詳細

(b) (a)にいう情報に係る書類の写しを提出し、又は当該書類が出願人に入手可能でない場合は、そのように表示すること、並びに

(c) (a)にいう情報に係る書類若しくは書類の一部であって、英語若しくはフランス語の何れでもないものの英語若しくはフランス語の翻訳文を提出し、又は当該翻訳文が出願人に入手可能でない場合は、そのように表示すること

通知—先に公表又は特許された発明

(2) 特許出願を審査する過程において、審査官が、特許出願に開示されている発明は当該出願の出願日前に公表され、又は特許の対象であったと信じるに足る適切な理由を認める場合は、審査官は、通知により、当該発明についての最初の公表若しくは特許を特定し、又は当該情報を出願人が知らない場合は、そのように表示するよう出願人に要求することができる。

第85.1条 継続審査

(1) 法第35条(1)に基づく特許出願の審査が開始され、第86条(2)及び(5)の一方又は両方に基づく3回の指令を出願人に通知すると、審査官は指令により、継続審査の請求及びその所定の手数料納付を必要とすることを出願人に通知しなければならない。

継続審査 - 後続の請求

(2) 継続審査の最新の請求が行われてから、第86条(2)及び(5)の一方又は両方に基づいて2回の指令を出願人に納付すると、審査官は指令により、継続審査の請求及びその所定の手数料納付を必要とすることを出願人に通知しなければならない。

請求期限

(3) 出願人は、継続審査の請求及びその所定の手数料納付を、上記(1)又は(2)に基づく指令が通知された日から4月以内に行わなければならない。

破棄通知

(4) 出願人が次に示す日に遅れることなく継続審査の請求を行い、所定の手数料を納付する場合、第86条(1)、(1.1)、(6)又は(10)に基づいて出願人に送付された特許査定通知または条件付き特許査定通知は破棄される。

(a) 特許査定通知又は条件付き特許査定通知が送付された日から4月、及び

(b) 附則2項目14に定める最終手数料が納付される日の前日、又は最終手数料が還付される

場合は、最終手数料が再度の納付日の前日。

継続審査料

(5) 継続審査の所定の手数料は、

(a) 第44条(2)に定める小規模事業体宣言の条件が満たされ、本条(3)又は(4)にいう期間の終了前に納付される第44条(3)の手数料；又は

(b) その他の場合は、その項目に定める標準手数料。

解釈 - 通知の数

(6) 厳密には、第86条(2)又は(5)に基づいた指令で、審査官又は長官によって取り下げられた指令は、本条(1)又は(2)の目的のための指令とはみなされない。

第3条(1)の不適用

(7) 第3条(1)は、本条(3)又は(4)にいう期間に関しては適用されない。

第86条 通知—審査官により特許査定可能と認められた出願

(1) 審査官が特許出願は法律及び本規則を遵守していると信じるに足る適切な理由を認める場合は、長官は、通知により、当該出願は特許査定可能と認められた旨を出願人に知らせ、かつ、当該通知の日後4月以内に附則2項目14に規定する最終手数料を納付するよう求めなければならない。

条件付き特許査定通知

(1.1) 審査官が、特定の軽微な不備を除いて、特許出願が法およびこれらの規則を遵守していると信じる合理的な根拠を有する場合、長官は、通知により、特定の不備の補正が行われることを条件として出願が特許査定されること、通知が送付された日から4月以内に、上記を補正すること又は補正しなくとも出願が遵守している理由についての主張を提出すること、及び附則2項目14に規定する最終手数料の納付することを出願人に通知することができる。

不備の通知

(2) 審査官が特許出願は法又は本規則を遵守していないと信じるに足る適切な理由を認める場合は、審査官は、通知により、当該出願の不備を出願人に通知し、かつ、当該通知の日後4月以内に、法及び本規則を遵守するために当該出願を補正するか又は当該出願が遵守している理由に関する意見を提出するよう出願人に要求しなければならない。

不備による拒絶

(3) 出願人が、(4)に規定する日以前に、(2)に基づいて行われた通知に対して誠実に応答したが、審査官が、当該応答を受領した後に、特許出願は当該通知において言及された不備の何れかに関して依然として法又は本規則を遵守しておらず、かつ、出願人は法及び本規則を遵守するように当該出願を補正する意思を有していないと信じるに足る適切な理由を認める場合は、審査官は、当該出願を拒絶することができる。

期日

(4) (3)の適用上、期日は、(2)にいう期間の末日又は特許出願が(2)に基づいて行われた要求に対して誠実に応答しないことにより法第73条(1)(a)に基づいて放棄されたものとみなされた場合は、当該放棄に関して法第73条(3)に規定する回復の条件が満たされた日とする。

最終指令

(5) 審査官が特許出願を拒絶する場合は、審査官は、「最終指令」との表示を付した通知を

送付し、著しい欠陥を指摘し、かつ、当該通知の日後4月以内に、法及び本規則を遵守するために当該出願を補正するか又は当該出願が遵守している理由に関する意見を提出するよう出願人に要求しなければならない。

通知－最終指令後に特許査定可能と認められた出願

(6) 出願人が、(8)に規定する日以前に、(5)に基づいて行われた要求に対して誠実に応答し、かつ、審査官が特許出願は法律及び本規則を遵守していると信じるに足る適切な理由を認める場合は、長官は、拒絶は取り下げられる旨及び当該出願は特許査定可能と認められた旨を出願人に通知し、かつ、当該通知の日後4月以内に附則2項目14に規定する最終手数料を納付するよう求めなければならない。

最終指令後に取り下げられない拒絶

(7) 出願人が、(8)に規定する日以前に、(5)に基づいて行われた要求に対して誠実に応答したが、その日後に、審査官が依然として特許出願は法律又は本規則を遵守していないと信じるに足る適切な理由を認める場合は、

(a) 長官は、拒絶は取り下げられていない旨を出願人に通知しなければならない、

(b) 最終指令通知の日を開始し、(8)に規定する日に終了する期間中に当該出願に対してなされた補正は、なされなかったものとみなし、かつ

(c) 当該出願は、長官により再審査されなければならない。

期日

(8) (6)及び(7)の適用上、期日は、(5)にいう通知の日後4月又は特許出願が(5)に基づいて行われた要求に対して誠実に応答しないことにより法第73条(1)(a)に基づいて放棄されたものとみなされた場合は、当該放棄に関して法第73条(3)に規定する回復の条件が満たされた日とする。

追加の欠陥

(9) 拒絶された特許出願の再審査中に、長官が最終指令通知において指摘された欠陥以外の欠陥に関して当該出願は法律又は本規則を遵守していないと信じるに足る適切な理由を認める場合は、長官は、当該欠陥を出願人に通知し、かつ、当該通知の日後1月以内に当該出願が遵守している理由に関する意見を提出するよう出願人に勧告しなければならない。

通知－取り下げられた拒絶

(10) 拒絶された特許出願の再審査後に、長官が当該出願は法律及び本規則を遵守していると信じるに足る適切な理由を認める場合は、長官は、拒絶は取り下げられる旨及び当該出願は特許査定可能と認められた旨を出願人に通知し、かつ、当該通知の日後4月以内に附則2項目14に規定する最終手数料を納付するよう求めなければならない。

補正を求める通知

(11) 拒絶された特許出願の再審査後に、長官が当該出願は法律又は本規則を遵守しておらず、かつ、当該出願を特許査定可能とするために補正が必要であると信じるに足る適切な理由を認める場合は、長官は、当該通知の日後3月以内に当該補正をしなければならない旨を出願人に通知しなければならない。

通知－補正後に特許査定可能と認められた出願

(12) 出願人が(11)に基づいて送付された通知を遵守した場合は、長官は、拒絶は取り下げられる旨及び当該出願は特許査定可能と認められた旨を出願人に通知し、かつ、当該通知の日後4月以内に附則2項目14に規定する最終手数料を納付するよう求めなければならない。

聴聞を受ける権利

(13) 法第40条に基づいて特許出願を拒絶する前に、長官は、出願人に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

特許査定通知の取下

(14) 特許査定通知が送付された後で特許が発行される前に、審査官は当該特許出願が法又はこれら規則を遵守していないと信じるに足る適切な理由を認める場合、長官は、(14.2)に従い、

(a) 法及びこれらの規則に遵守していないこと並びに特許査定通知が取り下げられる旨を出願人に通知し、かつ

(b) 最終手数料が納付済みの場合は、それを還付しなければならない。

条件付き特許査定通知の取下

(14.1) 条件付き特許査定通知が送付された後で特許が発行される前に、審査官は当該特許出願が法又はこれら規則を遵守していないと信じるに足る適切な理由を認める場合、長官は、(14.2)に従い、

(a) 法及びこれらの規則に遵守していないこと並びに特許査定通知が取り下げられる旨を出願人に通知し、かつ

(b) 最終手数料が納付済みの場合は、それを還付しなければならない。

(14) 及び(14.1)の例外

(14.2) 審査官が、特許出願の不備が特許出願の可読性、明瞭性又は有効性に影響を及ぼさないと信じる合理的な根拠を有し、特許を付与する場合、長官は、(14)又は(14.1)でいう措置を講じることを必要とされない。

応答後の条件付き特許査定通知の取下

(15) 出願人が(16)に定める期限日前に条件付き特許査定通知に対して誠意を持って応答したが、審査官がその応答を受領後、依然として特許出願が指令に記載した不備の何れかに関して、法又はこれらの規則を遵守しないと信じる合理的な理由がある場合、長官は

(a) 法及びこれらの規則に遵守していないこと並びに条件付き特許査定通知が取り下げられる旨を出願人に通知し、かつ

(b) 最終手数料が納付済みの場合は、それを還付しなければならない。

期限日

(16) (15)に適用上の期限日とは、(1.1)でいう期間の最終日、又は特許出願が法第73条(2)に基づいて放棄されたと見なされた場合、第132条(1)(g)でいう状況において第73条(3)に規定されている回復の条件に照らして放棄と見なされた日である。

審査の中断 — 放棄された出願

(17) 法第35条(1)に基づく特許出願の審査は、法第73条に基づいて出願が放棄されたとみなされる期間は中断される。

第3条(1)の不適用

(18) 第3条(1)は、(1)、(1.1)、(6)、(10)又は(12)にいう期間に関しては適用されない。

第87条 最終手数料

(1) 特許出願に関する所定の最終手数料は、次の通りとする。

(a) 第44条(2)に規定された小規模事業体の地位に関する条件が満たされ、かつ、手数料納

付期間の終了前に、小規模事業者宣言書が第44条(3)に従って出願に関して提出された場合、手数料は次の合計：

- (i) 附則2項目14(a)に定める小規模事業者手数料、
- (ii) 電子形式で提出された配列表のページ以外の100ページを超える明細書及び図面の各ページあたり、附則2項目14(b)に定める手数料、及び
- (iii) 審査請求日の翌日から始まり、出願に関して第83.1条が適用される場合、第83.1条でいう補正が行われた日の翌日から始まり、最終手数料の納付日を終了日とする期間中の任意の時点で出願に含まれ20を超えるクレーム当たりについて附則2項目14(c)に規定される小規模事業者手数料、ただし、附則2項目10(b)に規定されている納付が、審査請求に関して納付されていないこと。並びに

(b) その他の場合は、次の合計：

- (i) 附則2項目14(a)に定める標準手数料、
- (ii) 電子形式で提出された配列表のページ以外の100ページを超える明細書及び図面の各ページあたり、附則2項目14(b)に定める手数料、及び
- (iii) 審査請求日の翌日から始まり、出願に関して第83.1条が適用される場合、第83.1条でいう補正が行われた日の翌日から始まり、最終手数料の納付日を終了日とする期間中の任意の時点で出願に含まれ20を超えるクレーム当たりについて附則2項目14(c)に規定される標準手数料、ただし、附則2項目10(b)に規定されている納付が、審査請求に関して納付されていないこと。

従属的に定義されたクレーム

(1.1) 第63条が意味する1以上の従属クレームを参照する独立クレームを含め、従属的な発明主題を定義するクレームは、(1)(a)(iii)及び(b)(iii)の適用上、1つのクレームとして数える。

第3条(1)の不適用

(2) 第3条(1)は、(1)にいう期間に関しては適用されない。

分割出願

第88条 1発明の定義

法第36条の適用上、1発明とは、単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明を含む。

第89条 要件

- (1) 特許出願は、次に該当する場合に限り、分割出願とする。
 - (a) 当該出願がその提出日に願書を含み、当該願書が当該出願はカナダにおいてされた原出願の分割から生じる分割出願である旨の陳述を含むこと
 - (b) 原出願番号が提出日後3月以内に長官に提出されること
 - (c) 出願人又は共同出願人が存在する場合は、共同出願人の少なくとも1が、原出願の出願日に開始し、提出日に終了する期間中の何時でも、原出願の出願人であったこと
 - (d) 当該出願がその提出日に1又は2以上のクレームを含むこと、及び

(e) 原出願の出願人が、第15条(2)又は(3)に基づいて、当該出願に関して翻訳文を提出することを求められる場合は、当該出願人が、提出日以前に当該翻訳文を長官に提出していること

第3条(1)の不適用

(2) 第3条(1)は、(1)(b)にいう期間には適用されない。

第90条 原出願が拒絶された場合における出願のための期間

法第36条(2)、(2.1)又は(3)に基づいてより短い期間が適用されない限り、法第40条に基づいて長官により特許出願が拒絶された場合は、当該出願の分割から生じる分割出願をするための期間は、次の時点の前の期間とする。

(a) 法第41条に基づいて提訴がなされていない場合は、法第40条に規定された通知が郵送された後6月の期間の終了

(b) 法第41条に基づいて提訴がなされ、かつ、当該提訴における連邦裁判所の最終判決に対して連邦上訴裁判所に上訴がなされていない場合は、次の何れか遅い方

(i) (a)にいう期間の終了、及び

(ii) 当該提訴において連邦裁判所により最終判決が下された日後2月の期間の終了又は当該提訴が中断されたときは、当該提訴が中断された日後2月の期間の終了

(c) 法第41条に基づいて提訴がなされ、当該提訴における連邦裁判所の最終判決に対して連邦上訴裁判所に上訴され、かつ、当該上訴における連邦上訴裁判所の最終判決に対してカナダ最高裁判所に上訴がなされていない場合は、次の何れか遅い方

(i) 当該上訴において連邦上訴裁判所の最終判決が下された日後2月の期間の終了又は連邦上訴裁判所への上訴が中断されたときは、当該上訴が中断された日後2月の期間の終了、及び

(ii) 最高裁判所法に従って連邦上訴裁判所の最終判決に対するカナダ最高裁判所への上訴の許可の申請がなされたときは、当該申請が却下され、又は許可された日後2月の期間の終了、並びに

(d) 法第41条に基づいて提訴がなされ、当該提訴における連邦裁判所の最終判決に対して連邦上訴裁判所に上訴され、かつ、当該上訴における連邦上訴裁判所の最終判決に対してカナダ最高裁判所に上訴がなされた場合は、当該上訴において最高裁判所の最終判決が下された日後2月の期間の終了又は最高裁判所への上訴が中断されたときは、当該上訴が中断された日後2月の期間の終了

第91条 明瞭化

厳密には、分割出願（PCTの国内段階からの分割出願を除く）に含まれる明細書及び図面には、原出願の出願日に又は原出願自体が分割出願である場合はその提出日に原出願に含まれた明細書及び図面にない事項を記載してはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) 当該事項が、法第38.2条(4)を考慮せずに法第38.2条に基づいて、原出願に含まれた明細書及び図面に追加することができ、又は追加された可能性がある場合、又は

(b) 分割出願に含まれる明細書において当該事項が先行技術であると認められる場合

第92条 行われたものとみなす手続—分割出願

分割出願の提出日以前に、原出願に関して次の何れかの手続が行われている場合は、同一の手続が、原出願に関してその手続が行われた日に、分割出願に関して行われたものとみなす。

- (a) 小規模事業体宣言書が提出されたこと
- (b) 優先権主張が行われ、かつ、取り下げられていないこと
- (c) 優先権主張に関して法第28.4条(2)に基づいて求められる情報が長官に提出されたこと
- (d) 先に正規になされた特許出願の写し若しくは英語若しくはフランス語の翻訳文又はその出願日を示す証明書が長官に提出されたこと
- (e) 先に正規にされた特許出願の写しが電子図書館において長官に入手可能とされたこと
- (f) 生物学的材料の寄託に関して第93条(1)(b)により求められる情報が長官に提出されたこと、又は
- (g) 第95条(1)に基づく請求書が提出されたこと

生物学的材料の寄託

第93条 条件

- (1) 法第38.1条(1)の適用上、次の条件が生物学的材料の寄託に適用される。
- (a) 生物学的材料の寄託は、出願人又はその前権利者が特許出願の出願日以前に国際寄託当局に対して行わなければならない。
 - (b) 出願人は、特許出願が特許庁において公衆の閲覧に供される日前に、国際寄託当局の名称及び当該当局により当該寄託に付された受託番号を長官に通知しなければならない。
 - (c) (b)により求められる情報は、詳細な説明に含めなければならない。
 - (d) 生物学的材料の試料がブダペスト条約に基づく規則の第5規則に基づいて代行当局に移送された場合は、出願人又は特許権者は、以下に示す期間内に、当該当局により当該寄託に付された受託番号を長官に知らせなければならない。
 - (i) PCTの国内段階出願以外の特許出願に関しては、当局が受託証を交付した日から3月、及び
 - (ii) PCTの国内段階出願に関しては、当局が受託証を交付した日から3月又はその出願の国内段階移行日から3月の何れか遅い日。
 - (e) 寄託者がブダペスト条約第4条に基づいて国際寄託当局による試料の分譲が不可能である旨の通知を受けた場合は、同条に従って再寄託をしなければならない。また
 - (f) 生物学的材料の再寄託がブダペスト条約第4条(1)(b)(i)又は(ii)に基づいて他の国際寄託当局にされた場合は、出願人又は特許権者は、以下に示す期間内に、当該当局により当該寄託に付された受託番号を長官に知らせなければならない。
 - (i) PCTの国内段階出願以外の特許出願に関しては、当局が受託証を交付した日から3月、及び
 - (ii) PCT 国内段階出願に関しては、当局が受託証を交付した日から3月又はその出願の国内段階移行日から3月の何れか遅い日。

PCT国内段階出願

(1.1) PCT 国内段階出願となり、特許協力条約第21条に基づいて世界知的所有権機関の国際事務局によって国内段階移行日前に公開された国際出願に関して、(1)(b)に規定された要件は、国際出願が公開される日前に特許協力条約の要件に従って同項に言及された情報が提供された場合にのみ適合しているとみなされる。

第3条(1)の不適用

(2) 第3条(1)は、(1)(b)にいう期間には適用されない。

第94条 生物学的材料の寄託の日を含むこと

明細書が生物学的材料の寄託に言及し、かつ、当該寄託が審査官により明細書が法第27条(3)を遵守するか否かを決定するに当たって考慮される場合において、当該寄託の日が詳細な説明に既に含まれていないときは、審査官は、通知により、当該寄託の日を含むように詳細な説明を補正するよう出願人に要求することができる。

第95条 独立専門家への試料分譲の請求書

(1) 特許出願に含まれる明細書が生物学的材料の寄託に言及する場合は、出願人は、当該出願が特許庁において公衆の閲覧に供される日前に、当該出願を基礎として特許が発行され、又は当該出願が拒絶され、取り下げられ、若しくは放棄されたものとみなされて回復の可能性がなくなるまでは、長官が、当該出願に関して、寄託された生物学的材料の試料を第96条に基づいて指名された独立専門家に分譲することのみを認めるべき旨の請求書を長官に提出することができる。

第3条(1)の不適用

(2) 第3条(1)は、(1)にいう請求書を提出するための期間には適用されない。

第96条 独立専門家の指名

(1) 出願人が第95条に基づく請求書を提出した場合は、長官は、何人かの請求により、かつ、出願人の同意を得て、独立専門家を指名しなければならない。

指名についての不合意

(2) 長官及び出願人が独立専門家の指名について合意することができない場合は、第95条に基づく請求書は、提出されなかったものとみなす。

第97条 請求書を提出するための様式

(1) 長官は、寄託された生物学的材料の試料分譲の請求書を提出するための様式をカナダ特許庁のウェブサイト上で公表しなければならない。その様式の内容は、ブダペスト条約に基づく規則の規則11.3(a)にいう様式の内容と同一でなければならない。

証明

(2) 第98条に従うことを条件として、カナダ特許又は特許庁において公衆の閲覧に供されるカナダにおいてされた特許出願に含まれる明細書が出願人による生物学的材料の寄託に言及し、かつ、ある者が(1)にいう様式による請求書を長官に提出した場合において、次に該当するときは、長官は、その者に関してブダペスト条約に基づく規則の規則11.3(a)にいう証明を行わなければならない。

(a) 当該出願を基礎として特許が発行され、又は当該出願が拒絶され、取り下げられ、若しくは放棄されたものとみなされて回復の可能性がなくなったとき、又は

(b) 長官がその者による次の事項の保証を取り付けたとき

(i) 当該出願を基礎として特許が発行され、又は当該出願が拒絶され、取り下げられ、若しくは放棄されたものとみなされて回復の可能性がなくなる前には、国際寄託当局により分譲された生物学的材料の如何なる試料又は当該試料に由来する如何なる材料も、他の何人にも入手可能としないこと、及び

(ii) 当該出願を基礎として特許が発行され、又は当該出願が拒絶され、取り下げられ、若しくは放棄されたものとみなされて回復の可能性がなくなるまでは、国際寄託当局により分譲された生物学的材料の試料及び当該試料に由来する如何なる材料も、専ら当該出願の主題に関係する実験の目的のためにのみ使用すること

送付すべき請求書及び証明書の謄本

(3) 第98条(2)が適用される場合を除き、長官が(2)に基づいて証明を行う場合は、長官は、請求書を提出した者に対して、証明書とともに請求書の写しを送付しなければならない。

第98条 請求書を提出する権限を有する者

(1) 出願人が第95条に基づく請求書を提出した場合は、当該出願を基礎として特許が発行され、又は当該出願が拒絶され、取り下げられ、若しくは放棄されたものとみなされて回復の可能性がなくなるまでは、第97条に基づく請求書は、第96条に基づいて指名された独立専門家のみが提出することができる。

送付すべき請求書及び証明書の写し

(2) 長官が、長官により指名された独立専門家に関して第97条(2)に基づいて証明を行う場合は、長官は、出願人及び当該専門家の指名を請求した者に対して、証明書とともに請求書の写しを送付しなければならない。

明細書及び図面の補正

第99条 翻訳文提出前の補正の禁止

出願人が第15条(2)又は(3)に基づいて翻訳文の提出を求められた場合、特許出願に含まれる明細書及び図面は、当該翻訳文を長官に提出する前に、出願人がこれを補正してはならない。

第100条 特許査定又は条件付き特許査定通知後の補正の禁止

(1) (2)に従うことを条件として、特許出願に含まれる明細書及び図面は、特許査定通知又は条件付き特許査定通知が送付された後に、次の場合を除いて、出願人がこれを補正してはならない。

(a) 通知が長官によって取り下げられる又は第85.1条(4)に取り下げられる場合。

(b) 補正が条件付き特許査定通知に記載され第86条(1.1)に従って粉われたものである場合、又は

法第73条(3)に規定された回復の条件を満たす日若しくはその前に放棄された出願であつ

て、当該出願が本規則第132条(1)(g)に該当する状況下で法第73条(2)に基づいて放棄されたとみなされる場合

例外—明らかな誤り

(2) 出願人は、特許査定通知又は条件付き特許査定通知が送付された日の特許出願に含まれた明細書及び図面から、当該明細書及び当該図面に記載された事項以外のものが意図されていないこと並びに提案された補正以外の如何なるものも意図されていないことが明らかである場合に補正を行うことができる。補正は以下の場合になすことができる。

(a) 附則2項目14に規定された最終手数料が納付される日以前に又は最終手数料が還付されたときは、最終手数料が再度納付される日以前に、長官が特許査定通知を取り下げていること又は第85.1条(4)に基づき破棄されていないこと。

(b) 出願人が誠実に条件付き特許査定通知に応答する以前に、長官が条件付き特許査定通知を取り下げていること又は第85.1条(4)に基づき破棄されていないこと。

取下又は破棄の効果

(3) 長官による条件付き特許査定通知の取下又は第85.1条(4)に基づく破棄の場合、条件付き特許査定通知が送付された日に始まり、条件付き特許査定通知が取下又は破棄された日に終わる間に行われた出願の補正は考慮されない。

第101条 拒絶後の補正の禁止

特許出願が第86条(3)に基づいて審査官により拒絶された場合は、当該出願に含まれる明細書及び図面は、第86条(8)に定める日後に、出願人がこれを補正してはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) 拒絶が取り下げられる旨を知らせる通知が出願人に送付された場合

(b) 当該補正が第86条(11)に基づいて送付された通知において求められた補正である場合、又は

(c) カナダ最高裁判所、連邦上訴裁判所又は連邦裁判所が当該補正をするよう命令した場合。

第102条 明細書又は図面の補正

特許出願に含まれる明細書又は図面に対する出願人による補正は、当該補正により変更される各頁を差し替える新たな頁及び当該補正の目的を説明し、かつ、当該新たな頁と差し替えられる頁との相違点を特定する陳述書を提出することによりしなければならない。

第103条 所定の書類及び情報—分割出願

(1) 法第38.2条(3.1)(b)の適用上、所定の書類及び情報は、次の通りとする。

(a) カナダ特許の付与を求める旨の明示的又は黙示的な表示

(b) 出願人の身元の確認を可能とする情報

(c) 長官が出願人に連絡することを可能とする情報、及び

(d) 一見して詳細な説明であると思われる書類

提出日

(2) 特許出願の提出日は、長官が(1)にいう書類及び情報を受領した日又は異なる日に受領した場合は、それらの日のうち最も遅い日とする。

訂正

第104条 出願人の名称の誤り

PCTの国内段階出願以外の特許出願における出願人の名称の誤りであって、詐欺又は欺瞞の意図がなく不注意、偶発又は錯誤から生じたものは、訂正の請求が、次の何れか早い方以前になされた場合、長官は、当該出願を提出した者の請求により、これを訂正しなければならない。

- (a) 出願が特許庁において公衆の閲覧に供される日、及び
- (b) 長官が法第49条に基づいて出願の移転を記録した場合は、長官が当該移転の記録の請求書を受領した日

第105条 出願人の名称の誤り

特許出願における出願人の名称の誤りは、訂正の請求が附則2項目14に規定する最終手数料が納付される日以前に又は最終手数料が還付されたときは、最終手数料が再度納付される日以前になされ、かつ、出願人の同一性に変更を生じない旨の陳述が請求に含まれている場合、長官は、請求に応じて、これを訂正しなければならない。

第106条 発明者の名称の誤り

長官は、以下の場合、特許出願における発明者の名称に関する訂正の請求に応じて、これを訂正しなければならない。

- (a) 発明者の名称の誤りは、訂正の請求が附則2項目14に規定する最終手数料が納付される日以前に又は最終手数料が還付されたときは、最終手数料が再度納付される日以前になされ、かつ、発明者の名称を追加若しくは削除又は発明者の同一性に変更を生じない旨の陳述が請求に含まれている場合。
- (b) その他の場合、出願人が特許査定通知又は条件付き特許査定通知が送付される日前に請求を行った場合、別の特許査定通知又は条件付き特許査定通知が送付される日前に、長官による特許査定通知若しくは条件付き特許査定通知の取下又は第85.1条(4)に基づく破棄の場合。

第107条 長官による明らかな誤り

(1) 長官は、法律に基づいて特許が発行された日後12月以内に自己の発意により又は当該期間内になされた特許権者の請求により、当該特許における又は当該特許において引用された明細書若しくは図面における長官による誤りを訂正することができる。ただし、その日に特許庁の所有下にあった書類から、当該特許、当該明細書又は当該図面に記載された事項以外のものが意図されていたこと及び当該訂正以外の如何なるものも意図されていた可能性がないことが明らかであることを条件とする。

訂正日

- (2) (1)に基づいてなされた訂正は、特許が発行された日になされたものとみなす。

第108条 再審査部による明らかな誤り

(1) 長官は、法第48.4条に基づいて証明書が発行された日後6月以内に自己の発意により又

は当該期間内になされた特許権者の請求により、当該証明書における再審査部による誤りを訂正することができる。ただし、その日に特許庁の所有下にあった書類から、当該証明書に記載された事項以外のものが意図されていたこと及び当該訂正以外の如何なるものも意図されていた可能性がないことが明らかであることを条件とする。

訂正日

(2) (1)に基づいてなされた訂正は、証明書が発行された日になされたものとみなす。

第109条 特許権者の請求による訂正

(1) 法律に基づいて特許が発行された日後12月以内に、(2)に従ってなされた特許権者の請求により、かつ、附則2項目24に規定する手数料の納付があったときは、長官は、次の誤りを訂正しなければならない。

(a) 当該訂正が発明者若しくは出願人の名称を追加若しくは削除をしない又は発明者若しくは出願人の同一性に変更を生じない旨の陳述が訂正に含まれている場合、又は

(b) 特許が発行された時点で当該特許において引用された明細書又は図面から、当該明細書又は当該図面に記載された事項以外のものが意図されていたこと及びその訂正以外の如何なるものも意図されていた可能性がないことが、当該特許が関連する技術又は科学分野の熟練者にとって明らかである場合は、当該特許において引用された明細書又は図面における誤り

請求の内容

(2) (1)に基づく請求には、次の事項を含めなければならない。

(a) 誤りの訂正を請求する旨の表示

(b) 関係特許の番号

(c) なされるべき訂正、及び

(d) 明細書又は図面に誤りがあり、かつ、当該誤りが長官によるものでなかった場合は、当該訂正により変更される頁を差し替える新たな頁

通知

(3) (1)に基づく請求が同項にいう12月の期間中になされたが、当該請求が(2)を遵守していないか又は(1)にいう手数料が納付されない場合は、長官は、通知により、当該通知の日後3月以内に、該当する(2)にいう要素の提出又は(1)にいう手数料の納付をするよう特許権者に求めなければならない。

通知後の訂正

(4) 出願人が通知の日後3月以内に当該通知を遵守し、かつ、誤りが(1)にいう誤りである場合は、長官は、訂正をしなければならない。

訂正日

(5) (1)又は(4)に基づいてなされた訂正は、特許が発行された日になされたものとみなす。

第110条 第3条(1)の不適用

第3条(1)は、第104条、第105条、第106条、第107条(1)、第108条(1)又は第109条(1)、(3)若しくは(4)にいう期間に関しては適用されない。

第111条 証明書

(1) 長官が第107条、第108条又は第109条に基づいて誤りを訂正した場合、長官は、特許庁の印章を押捺して、当該訂正を記載した証明書を発行しなければならない。

長官による明らかな誤り

(2) 長官は、証明書における誤りを訂正することができる。ただし、当該証明書が発行された日に特許庁の所有下にあった書類から、当該証明書に記載された事項以外のものが意図されていたこと及び当該訂正以外の如何なるものも意図されていた可能性がないことが明らかであることを条件とする。

特許により付与された権利の維持

第112条 所定の手数料

(1) (5)に従うことを条件として、法第46条(1)の適用上、法に基づいて発行された特許により付与された権利を有効に維持するための所定の手数料は、特許が発行された日以後に当たる附則2項目25に規定する年応当日について、次の通りとする。

(a) (2)に規定する小規模事業体の地位の条件が満たされ、かつ

(i) 当該年応当日以前に、又は

(ii) 法第46条(2)(b)に基づいて通知を送付することを求められるときは、当該通知が送付される前に又は当該通知が送付されたときは、当該年応当日後6月の終了及び当該通知の日後2月の終了の何れか遅い方の前に、

小規模事業体宣言書が(3)に従って特許に関して又は第44条(3)に従って特許付与の基礎となる出願に関して提出された場合は、当該年応当日について同項目に規定する小規模事業体手数料、及び

(b) その他の場合は、当該年応当日について同項目に規定する標準手数料

小規模事業体の地位の条件

(2) 小規模事業体の地位の条件は、次の通りとする。

(a) 国内段階にあるPCT出願又は分割出願以外の特許出願を基礎として付与された特許に関しては、出願日における当該出願の出願人が、その日に、50人以下の従業者を有するか又は大学である事業体であって、次の事業体以外のものであること

(i) 大学以外で50人を超える従業者を有する事業体により直接又は間接に管理されている事業体、又は

(ii) 大学以外で50人を超える従業者を有する事業体に対し、クレームされる発明における何らかの権利又は利益を移転若しくはライセンスしているか又は不確定な義務以外で移転若しくはライセンスする義務を有する事業体

(b) 国内段階にあるPCT出願を基礎として付与された特許に関しては、国内段階移行日における当該出願の出願人が、その日に、50人以下の従業者を有するか又は大学である事業体であって、(a)(i)又は(ii)にいう事業体以外のものであること、及び

(c) 分割出願を基礎として付与された特許に関しては、原出願に関して第44条(2)に規定する要件が満たされていること

小規模事業体宣言書

(3) 小規模事業体宣言書は、次の通りでなければならない。

(a) 特許付与の基礎となった出願の要約、明細書又は図面以外の書類であって、当該宣言書が関係する特許を特定するものを長官に提出すること

(b) 特許権者は当該特許に関して(2)に規定する小規模事業体の地位の条件が満たされていると確信する旨の陳述を含むこと

(c) 当該特許に関して選任された特許代理人又は次の者が署名すること

(i) 単一の出願人が存在する場合は、出願人

(ii) 単一の出願人が存在し、また、小規模事業体宣言書に署名することを外国の有資格実務家へゆだねる書類が出願人によって署名され、かつ、宣言書と同時に長官に提出される場合は、当該外国の有資格実務家

(iii) 共同出願人が存在する場合は、何れか1の出願人、又は

(iv) 共同出願人が存在し、また、小規模事業体宣言書に署名することを外国の有資格実務家へゆだねる書類が何れか1の出願人によって署名され、かつ、宣言書と同時に長官に提出される場合は、当該外国の有資格実務家、及び

(d) 特許権者の名称及び該当するときは当該宣言書に署名する特許代理人又は外国の有資格実務者の名称を表示すること

第3条(1)の不適用

(4) 第3条(1)は、(1)にいう期間に関しては適用されない。

例外

(5) 特許出願を基礎として特許が付与され、当該特許に関して、手数料を法第27.1条(1)に基づいて特許が発行された日より前の12月の期間内に納付すべきであったが、当該手数料がその日前に未納付であった場合、特許により付与された権利を有効に維持するための法第46条(1)の適用上の所定の手数料は、特許が発行された日以後に当たる当該出願の出願日の年応当日のうち最初の日について、次の手数料の合計とする。

(a) 未納付の手数料

(b) 附則2項目26に規定する遅延手数料、及び

(c) 当該年応当日について該当する本条(1)(a)又は(b)に定める手数料

第113条 所定の日

法第46条(1)の適用上、所定の日は、次の通りとする。

(a) 本規則第112条(1)にいう手数料については、手数料が納付される年応当日、及び

(b) 本規則第112条(5)にいう手数料については、特許が発行された日以後に当たる当該出願の出願日の年応当日のうち最初の日

第114条 明瞭化

厳密には、第112条及び第113条の適用上、再発行特許は、原出願を基礎として付与されたものとみなし、かつ、再発行された日に発行されたものとみなす。

第115条 遅延手数料

法第46条(2)の適用上、所定の遅延手数料は、附則2項目26に規定する手数料とする。

第116条 期間—法第46条(5)(a)

(1) 法第46条(5)(a)の適用上、所定の期間は、法第46条(4)にいう6月の期間の終了後12月とする。

第3条(1)の不適用

(2) 第3条(1)は、(1)に定める期間に関しては適用されない。

第117条 所定の追加手数料

法第46条(5)(a)(iii)の適用上、所定の追加手数料は、附則2項目27に規定する手数料とする。

再発行

第118条 様式

法第47条に基づく特許の再発行を求める出願は、附則1様式1により提出しなければならない。

第119条 所定の手数料

法第47条(1)の適用上、所定の手数料は、附則2項目28に規定する手数料とする。

特許権の部分放棄

第120条 様式

法第48条に基づく権利の部分放棄は、附則1様式2により提出しなければならない。

第121条 所定の手数料

法第48条(1)の適用上、所定の手数料は、附則2項目29に規定する手数料とする。

再審査

第122条 所定の手数料

(1) 法第48.1条(1)の適用上、特許の1又は2以上のクレームの再審査請求のための所定の手数料は、次の通りとする。

(a) 次の場合は、附則2項目30に規定する小規模事業者手数料

(i) 再審査を請求する者が特許権者であり、第112条(2)に規定する小規模事業者の地位の条件が満たされ、かつ、小規模事業者宣言書が第112条(3)に従って提出され又は第44条(3)に従って特許付与の基礎となる出願に関して提出された場合、又は

(ii) 再審査を請求する者が特許権者でなく、(3)に規定する小規模事業者の地位の条件が満たされ、かつ、小規模事業者宣言書が(4)に従って再審査請求に関して提出された場

合、及び

(b) その他の場合は、同項目に規定する標準手数料

明瞭化

(2) 厳密には、(1)(a)(i)の適用上、再発行特許は、原出願を基礎として付与されたものとみなす。

例外—小規模事業体の地位の条件

(3) 特許権者以外の者による法第48.1条(1)に基づく再審査請求に関して、小規模事業体の地位の条件は、再審査を請求する者が、当該請求の日に、50人以下の従業者を有するか又は大学である事業体であって、大学以外で50人を超える従業者を有する事業体により直接又は間接に管理されている事業体以外のものであることである。

例外—小規模事業体宣言書

(4) 特許権者以外の者による法第48.1条(1)に基づく再審査請求に関して、小規模事業体宣言書は、次の通りでなければならない。

(a) 長官に提出すること

(b) 当該宣言書が関係する再審査請求を特定すること

(c) 再審査を請求する者は当該請求に関して(3)に規定する小規模事業体の地位の条件が満たされていると確信する旨の陳述を含むこと

(d) 以下に示す者が署名すること

(i) 単一の特許権者が存在する場合は、特許権者

(ii) 単一の特許権者が存在し、また、小規模事業体宣言書に署名することを外国の有資格実務家へゆだねる書類が特許権者によって署名され、かつ、宣言書と同時に長官に提出される場合は、当該外国の有資格実務家

(iii) 共有特許権者が存在する場合は、何れか1の特許権者、又は

(iv) 共有特許権者が存在し、また、小規模事業体宣言書に署名することを外国の有資格実務家へゆだねる書類が何れか1の特許権者によって署名され、かつ、宣言書と同時に長官に提出される場合は、当該外国の有資格実務家、及び

(e) 再審査を請求する者の名称及び該当するときは当該宣言書に署名する特許代理人又は外国の有資格実務者の名称を表示すること

第123条 クレームの番号

法第48.3条(2)に基づいて特許権者が提案する補正クレーム又は新たなクレームには、当該特許の最後のクレーム番号の直後の番号から始まるアラビア数字による通し番号を付さなければならない。

書類の登録及び移転の記録

第124条 関係書類

長官は、請求書及び附則2項目33に規定する手数料を受領したときは、特許又は特許出願に關係する書類を特許庁に登録しなければならない。

第125条 名称変更

特許出願人又は特許権者がその名称を変更する場合、長官は、当該出願人又は特許権者からの請求書及び附則2項目34に規定する手数料を受領することにより、当該名称変更を記録しなければならない。

第126条 移転の記録の請求書

法第49条に基づく移転の記録の請求書には、譲受人の名称及び郵便宛先を記載し、かつ、附則2項目35に規定する手数料を添付しなければならない。

第127条 出願移転の記録の条件

移転記録の請求書が、附則2項目14に規定する最終手数料が納付された日後に、又は最終手数料が還付された場合、最終手数料が再度納付された日後に、提出された場合は、長官は、法第49条(2)に基づいて特許出願の移転を記録してはならない。

第三者の権利

第128条 期間

法第55.11条(2)、(3)、(7)及び(9)の適用上、所定の期間は、次の通りとする。

(a) 法第55.11条(1)(a)(i)にいう出願を基礎として付与された特許の場合は、法第27.1条(1)にいう所定の手数料が、同項に基づいてその納付期限が到来したが、法第27.1条(3)を考慮せずに、納付されなかった日の6月後に開始し、次の時点で終了する期間

(i) 長官が、法第27.1条(2)(b)に基づいて、当該不作為を理由に出願人に通知を送付し、かつ、出願が、所定の手数料及び当該通知において言及された遅延手数料が同号にいう期間内に納付されなかったことを理由に法第73条(1)(c)に基づいて放棄されたものとみなされた場合は、次の何れか早い方

- (A) 当該放棄に関して法第73条(3)に規定する回復の条件が満たされた日、及び
- (B) 特許が付与された日、又は

(ii) 出願が(i)にいう理由により法第73条(1)(c)に基づいて放棄されたものとみなされなかった場合は、次の何れか早い方

- (A) 法第27.1条(3)を考慮せずに、当該所定の手数料及び法第27.1条(2)にいう遅延手数料が納付された日(又は異なる日に納付されたときは、それらの日の何れか遅い方)、及び
- (B) 特許が付与された日

(b) 法第55.11条(1)(a)(ii)にいう出願を基礎として付与された特許の場合は、法第35条(2)にいう所定の期間の終了の6月後に開始し、次の時点で終了する期間

(i) 出願が法第73条(1)(d)に基づいて放棄されたものとみなされた場合は、次の何れか早い方

- (A) 当該放棄に関して法第73条(3)に規定する回復の条件が満たされた日、及び
- (B) 特許が付与された日、又は

(ii) 出願が法第73条(1)(d)に基づいて放棄されたものとみなされなかった場合は、次

の何れか早い方

(A) 法第35条(4)を考慮せずに、法第35条(3)にいう請求がなされ、かつ、同項にいう所定の手数料及び遅延手数料が納付された日(又は当該請求が、それらの手数料が納付された日と異なる日になされたとき若しくはそれらの手数料が異なる日に納付されたときは、それらの日のうち最も遅い日)、及び

(B) 特許が付与された日

(c) 法第55.11条(1)(b)にいう分割出願を基礎として付与された特許の場合は、原出願を基礎として付与された特許に関して本条に基づいて適用される期間又は当該特許が付与された場合に当該特許に適用されることになる期間(ただし、当該期間のうち分割出願の提出日後である部分を除く)、並びに

(d) 法第55.11条(1)(c)にいう特許の場合は、法第46条(1)にいう所定の手数料が、同項に基づいてその納付期限が到来したが、法第46条(3)を考慮せずに、納付されなかった日の6月後に開始し、次の時点で終了する期間

(i) 長官が、法第46条(2)(b)に基づいて、当該不作為を理由に特許権者に通知を送付し、かつ、法第46条(5)を考慮せずに、当該特許が、所定の手数料及び法第46条(2)にいう遅延手数料が法第46条(4)にいう期間内に納付されなかったことを理由に法第46条(4)に基づいて満了したものとみなされた場合は、法第46条(5)に基づいて法第46条(4)がその効力を生じなかったものとみなされた日、又は

(ii) 法第46条(5)を考慮せずに、特許の存続期間が(i)にいう理由により法第46条(4)に基づいて満了したものとみなされない場合は、法第46条(3)を考慮せずに、当該所定の手数料及び法第46条(2)にいう遅延手数料が納付された日(又は異なる日に納付されたときは、それらの日の何れか遅い方)

特許に基づく権利の濫用

第129条 申請手数料

(1) 法第65条又は第127条に基づく申請をする者は、附則2項目31に規定する手数料を納付しなければならない。

公告の手数料

(2) 申請人は、申請のカナダ特許庁のウェブサイト上での公告を請求する場合は、附則2項目32に規定する手数料を納付しなければならない。

第130条 反論陳述書を提出するための期間

(1) 法第69条(1)(法第128条により変更された同項を含む)の適用上、所定の期間は、次の日のうち最も遅い日後4月とする。

(a) 法第68条(1)にいう申請書及び法定宣言書の写しの送達を受けた者に関しては、その者が送達を受けた日又は当該申請書及び当該法定宣言書の写しが異なる日にその者に送達された場合は、それらの日の何れか遅い方

(b) 当該申請がカナダ官報に公告された日、及び

(c) 当該申請がカナダ特許庁のウェブサイト上で公告された日

第3条(1)の不適用

(2) 第3条(1)は、(1)に定める期間に関しては適用されない。

放棄及び回復

第131条 応答期間

(1) 法第73条(1)(a)の適用上、所定の期間は、審査官がした要求の通知の日後4月とする。

第3条(1)の例外

(2) 第3条(1)は、長官に対し、(1)に定める期間を、当該通知の日後6月を超えて延長する権限を付与するものではない。

通知受領の遅延

(3) ただし、第86条(2)又は(5)に基づく通知が送付された日から1月を超えて出願人によって受領され、出願人が次を行う場合、長官は、本条(1)に規定する期間を出願人が通知を受領した日から6月以内で延長することができる。

(a) 通知を受けた日から14日以内に延長を請求する。

(b) 当該請求において通知の受領日に関する十分な証拠を長官に提出する。

第132条 放棄されたものとみなす出願

(1) 以下の(2)に従い、法第73条(2)の適用上、特許出願は、次の場合は放棄されたものとみなす。

(a) 出願人が第15条(4)にいう長官の通知を同項にいう期間内に遵守しない場合

(b) 第31条に基づいて通知が送付され、同条にいう該当する期間内に要件が遵守されない場合

(c) 出願人が法第27条(5.2)に基づく長官による追加の図面の請求に対して当該請求の日後3月以内に誠実に応答しない場合

(d) 出願人が第65条にいう長官の通知に対して同条にいう期間内に誠実に応答しない場合

(e) 出願人が特許出願の継続審査を請求せず、第85.1条(3)に基づく所定の手数料を納付しない場合

(f) 第86条(1)、(6)、(10)又は(12)に基づいて特許査定通知が送付され、出願人が附則2項目14に規定された最終手数料を納付しない場合

(g) 長官が第86条(1.1)に基づく条件付き特許査定通知に、出願人が同項に定められた期間内に誠実に応答せず、附則2項目14に規定された最終手数料を納付しない場合、又は

(h) 第155.5条(6)にいう長官の通知に、出願人が同項に定められた期間内に遵守しなかった場合

例外

(2) (1)(f)及び(g)は第85.1条(4)に基づき破棄された特許査定通知又は条件付き特許査定通知には適用しない。

第133条 所定の期間一回復の請求

(1) 法第73条(3)(a)の適用上、手続の不履行に関して、所定の期間は、特許出願が当該不履

行の結果放棄されたものとみなされた日後12月とする。

回復の請求－複数の不履行

(2) 回復の請求は、当該請求が最初に終了する該当する所定の期間の終了前になされる場合は、手続の2以上の不履行に関してすることができる。

一定の手数料の不納付

(3) 特許出願が第68条(1)若しくは(2)、第80条(1)、第85.1条(5)又は第87条(1)にいう手数料の不納付により放棄されたものとみなされた場合は、当該放棄を回避するために行うべきであった手続であって、出願人が当該出願を回復するために(1)に定める期間の終了前に行わなければならないものは、次の通りとする。

(a) 該当する標準手数料を納付すること、又は

(b) 第44条(2)に規定する小規模事業者の地位の条件が満たされた場合は、第44条(3)に従って出願に関して小規模事業者宣言書を提出し、かつ、該当する小規模事業者手数料を納付すること

第3条(1)の不適用

(4) 第3条(1)は、(1)に定める期間には適用されない。

第134条 所定の手数料

(1) (2)に従い、法第73条(3)(a)(iv)の適用上、所定の手数料は、回復の請求における不履行の措置ごとに対応させた附則2項目15に規定する手数料とする。

解釈－不履行の措置

(2) 回復の請求において、次の不履行の両方に該当する場合、それらは単一の不履行とみなされる。

(a) 第86条(2)又は(5)に基づく審査官の指令に対して、該当する条文に規定された期間内に誠実に応答しなかったこと。及び

(b) 第85.1条(3)に従って特許出願の継続審査を請求し、所定の手数料を納付しないこと。

第135条 法第73条(3)の一定の部分の不適用

(1) 法第73条(3)(a)(ii)及び第73条(3)(b)は、次の事項に関しては適用されない。

(a) 法第73条(1)(a)、(b)若しくは(e)又は第73条(2)に基づく不履行に関して、又は

(b) 法第73条(1)(d)に基づく不履行に関して。ただし、法第35条(2)に定める該当する期間後6月以内に、当該不履行に関して、出願人が長官に対して回復の請求をし、放棄を回避するために行うべきであった手続を行い、かつ、本規則第134条に定める手数料を納付することを条件とする。

第3条(1)の不適用

(2) 第3条(1)は、(1)(b)に定める期間には適用されない。

役務に対する手数料

第136条 認証謄本の手数料

(1) 長官の所有下にある書類の認証謄本を長官に請求する者は、該当する附則2項目36又は

項目37に規定する手数料を納付しなければならない。

例外

(2) (1)は、連邦裁判所規則の規則318(同規則の規則350により変更された同条規則を含む)に基づいて送付された認証謄本に関しては適用されない。

第137条 非認証謄本の手数料

長官の所有下にある書類の非認証謄本を長官に請求する者は、該当する附則2項目38又は項目39に規定する手数料を納付しなければならない。

第138条 情報請求のための手数料

特許又は特許出願の状態に関する情報の提供を特許庁に請求する者は、附則2項目40に規定する手数料を納付しなければならない。

手数料の還付及び免除

第139条 手数料の還付

(1) 長官による還付は以下の手数料のみとする。

(a) [保留]

(b) 国内段階にあるPCT出願以外の出願であって、不注意、偶発又は錯誤によりなされ、かつ、長官が当該出願に関して法第28条(1)に基づく書類若しくは情報を受領した最も早い日から14日以内に又は分割出願の場合は、長官が当該出願に関して第103条(1)にいう書類若しくは情報を受領した最も早い日から14日以内に取り下げられたものに関して納付された手数料(法第27条(2)にいう手数料を除く)

(c) 国際出願に関して不注意、偶発又は錯誤により国内段階への移行の要件の1又は2以上が満たされ、かつ、当該国際出願が国内段階PCT出願となったときは、当該国内段階PCT出願がその国内段階移行日から14日以内に取り下げられた場合は、当該国際出願に関して納付された手数料(附則2項目16から項目21までの何れかに規定する手数料を除く)

(d) 特許又は特許出願に係る書類の登録の請求に関して納付された手数料が受領されたが、当該書類が提出されない場合は、当該手数料

(e) 法第65条に基づいて長官に提出された申請がカナダ知的所有権庁のウェブサイト上で公告されなかった場合は、当該申請の当該ウェブサイト上での公告のために納付された手数料

(f) 書類の写しの請求が当該写しの作成される前に取り下げられた場合は、当該請求に関して納付された手数料

(g) 特許庁が書類を有していない場合に、当該書類の写しの請求に関して納付された手数料

(h) 手数料の過納付

(i) 手数料の納付が長官により免除された場合は、納付された如何なる手数料

(j) 手数料が第85.1(6)に規定された通知に従い納付された場合、特許出願の継続審査のために第85.1(3)に基づいて納付された手数料、及び

(k) 本規則に基づいて還付される手数料

請求

(2) 長官は、還付請求が、手数料が納付された日後3年以内に受領されない限り、(1)(a)から(h)までの何れかに基づく還付をしてはならない。

第140条 手数料の免除—誤り訂正の請求

(1) 訂正請求が長官による誤りに関するものであり、かつ、長官が手数料の納付の免除を正当とする状況を認める場合は、長官は、当該請求のために納付すべき附則2項目24に規定する手数料の納付を免除する権限を有する。

手数料の免除—特許の再発行

(2) 特許の再発行出願が長官による誤りの結果であり、かつ、長官が手数料の納付の免除を正当とする状況を認める場合は、長官は、特許の再発行出願のための附則2項目28に規定する手数料の納付を免除する権限を有する。

手数料の免除 — 期限の延長

(3) 長官は、以下に示す場合、第86条(2)又は(5)に基づく通知に対する応答期限の延長の申請をするために納付するべき附則2項目1に定める手数料の納付を免除する権限を有する。

(a) 第86条(2)又は(5)に基づいて送付された通知が、当該通知が送付された日から1月以上経過して出願人に受領された場合。

(b) 出願人が、通知を受領した日から14日以内に延長を請求し、かつ、その請求における当該通知の受領日に関して、長官に納得する証拠を提出する場合。そして

(c) 長官が状況を正当として納得する場合。

第2部 特許協力条約

定義

第141条 定義

この部では次の定義が適用される。

「国際出願日」とは、特許協力条約第11条に基づいて国際出願に付与された日をいう。

「優先日」とは、特許協力条約第2条(xi)におけるのと同じの意味を有する。

条約の適用

第142条 国際出願

(1) (2)並びに第154条(11)及び(12)に従うことを条件として、特許協力条約、PCTに基づく規則及びPCTの実施細則の規定は、次の出願に関して適用される。

- (a) 長官に提出された国際出願、及び
- (b) 特許協力条約に基づいてカナダを指定した国際出願

例外

(2) 特許協力条約第24条(2)及びPCTに基づく規則の規則49.6は、特許協力条約に基づいてカナダを指定した国際出願に関しては適用されない。

国際段階

第143条 受理官庁

国際出願が長官に提出され、かつ、出願人又は2以上の出願人が存在するときは、出願人の少なくとも1が、カナダの国民又は居住者である場合は、長官は、特許協力条約、PCTに基づく規則及びPCTの実施細則に従って受理官庁として機能しなければならない。

第144条 英語又はフランス語による出願

長官に提出される国際出願は、配列表に含まれる記載事項を除き、すべて英語又はすべてフランス語でなければならない。

第145条 国際調査機関及び国際予備審査機関

長官は、特許協力条約、PCTに基づく規則及びPCTの実施細則に従って国際調査機関及び国際予備審査機関として機能しなければならない。

第145.1条 すべての特許代理人の選任

同一事務所におけるすべての代理人が長官に対して出願人を代理するためにPCTに基づく規則の規則90に基づいて選任される場合は、第28.1条、第29条(2)及び第29.1条が選任に関して適用される。

第146条 カナダ通貨により納付すべき手数料

(1) PCTに基づく規則の規則15及び規則57に基づいて納付すべき手数料は、カナダ通貨により納付しなければならない。

特許協力条約基金

(2) PCTに基づく規則の規則15及び規則57に基づいて受領した金銭は、カナダ特許庁運営基金と称する口座内の特許協力条約基金と称する口座に預託されなければならない。かつ、同規則に従って当該口座から払い出されなければならない。

第147条 送付手数料

長官にされる国際出願の出願人は、PCTに基づく規則の規則14という任務の遂行のために附則2項目16に規定する送付手数料を納付しなければならない。

第148条 調査手数料

長官にされる国際出願の出願人は、PCTに基づく規則の規則16という任務の遂行のために附則2項目17に規定する調査手数料を納付しなければならない。

第149条 追加手数料

特許協力条約第17条(3)(a)に基づく調査のための追加手数料の金額は、附則2項目18に規定する手数料とする。

第150条 予備審査手数料

長官に提出される国際出願の出願人であって、国際予備審査を請求する者は、PCTに基づく規則の規則58という任務の遂行のために附則2項目19に規定する予備審査手数料を納付しなければならない。

第151条 追加手数料

特許協力条約第34条(3)(a)に基づく国際予備審査のための追加手数料の金額は、附則2項目20に規定する手数料とする。

国内段階

第152条 指定官庁

特許協力条約に基づいてカナダを指定した国際出願が提出された場合は、長官は、特許協力条約、PCTに基づく規則及びPCTの実施細則に従って指定官庁として機能しなければならない。

第153条 選択官庁

特許協力条約に基づいてカナダを指定した国際出願が提出され、かつ、出願人が同条約第31条に基づいてカナダを選択した場合は、長官は、特許協力条約、PCTに基づく規則及びPCTの実施細則に従って選択官庁として機能しなければならない。

第154条 要件

(1) 国際出願においてカナダを指定する出願人は、優先日後30月以内に次の手続をしなければならない。

(a) 世界知的所有権機関の国際事務局が国際出願を公開していない場合は、当該国際出願の謄本を長官に提出すること

(b) 国際出願に含まれる明細書(配列表に含まれる記載事項を除く)の全部が英語又はフランス語以外の言語である場合は、当該明細書(配列表に含まれる記載事項を除く)の英語又はフランス語による翻訳文を長官に提出すること

(b.1) 国際出願に含まれるクレームの全部が英語又はフランス語以外の言語である場合は、当該クレームの英語又はフランス語による翻訳文を長官に提出すること、並びに

(c) 基本国内手数料、すなわち、

(i) 第44条(2)に規定する小規模事業者の地位の条件が満たされ、かつ、優先日後30月以内に、小規模事業者宣言書が第44条(3)に従って出願に関して提出された場合は、附則2項目21に規定する小規模事業者手数料、及び

(ii) その他の場合は、同項目に規定する標準手数料を納付すること

手数料

(2) 国際出願日の第2年応当日後に(1)の要件を遵守する出願人は、優先日後30月以内に次の手数料を納付しなければならない。

(a) 第44条(2)に規定する小規模事業者の地位の条件が満たされ、かつ、優先日後30月以内に、小規模事業者宣言書が第44条(3)に従って特許出願に関して提出された場合は、特許出願の出願日の第2年応当日について附則2項目8に規定する小規模事業者手数料、及び

(b) その他の場合は、特許出願の出願日の第2年応当日について同項目に規定する標準手数料

権利の回復

(3) 優先日後30月以内に(1)及び該当するときは(2)の要件を遵守しない出願人は、次の場合、当該期間内にそれらの要件を遵守したものとみなす。

(a) 当該期間後12月以内に、出願人が次の手続をした場合

(i) 当該国際出願に関して出願人の権利を回復すべき旨の請求書及び当該不履行は意図的でなかった旨の陳述書を長官に提出すること

(ii) (1)(a)及び(b)の要件を遵守すること

(iii) 基本国内手数料、すなわち、

(A) 第44条(2)に規定する小規模事業者の地位の条件が満たされ、かつ、(1)にいう期間後12月以内に、小規模事業者宣言書が第44条(3)に従って出願に関して提出された場合は、附則2項目21に掲げる小規模事業者手数料、及び

(B) その他の場合は、同項目に掲げる標準手数料を納付すること、及び

(iv) 附則2項目22に掲げる権利の回復のための手数料を納付すること、並びに

(b) 出願人が国際出願日の第2年応当日後に(a)の要件を遵守した場合において、出願人が次の手続をしたとき

(i) 国際出願日の第3年応当日以前で(1)にいう期間後12月以内に、次の手数料を納付すること

(A) 第44条(2)に掲げる小規模事業者の地位の条件が満たされ、かつ、当該第3年応当日以前に、小規模事業者宣言書が第44条(3)に従って特許出願に関して提出された場合は、特許出願の出願日の第2年応当日について附則2項目8に掲げる小規模事業者手数料、及び

(B) その他の場合は、特許出願の出願日の第2年応当日について同項目に掲げる標準手数料、又は

(ii) 国際出願日の第3年応当日後で(1)にいう期間後12月以内に、次の手数料を納付すること

(A) 第44条(2)に掲げる小規模事業者の地位の条件が満たされ、かつ、(1)にいう期間後12月以内に、小規模事業者宣言書が第44条(3)に従って特許出願に関して提出された場合は、特許出願の出願日の第2及び第3年応当日について附則2項目8に掲げる小規模事業者手数料、及び

(B) その他の場合は、特許出願の出願日の第2及び第3年応当日について同項目に掲げる標準手数料

納付の試みがなされた場合における延長

(4) 国際出願の出願人が、優先日後30月以内に(1)及び該当するときは(2)の要件を遵守せず、かつ、当該期間後12月の期間の終了前に、(3)により求められる手数料の一部又は全部を納付する出願人の意思を明瞭に表示した通信を長官が受領したが、(3)により求められる手数料が当該12月の期間の終了前に全部は納付されない場合において、未納付の手数料が、附則2項目23に掲げる追納のための追加手数料とともに、当該12月の期間の終了後で当該通信が受領された日後2月以内に納付されたときは、それらの手数料は、当該通信が受領された日に納付されたものとみなす。

納付されたものとみなす手数料

(5) 長官が、第3条(3)に基づいて、(1)(c)、(2)又は(3)(a)(iii)、(b)(i)若しくは(ii)に定める手数料の納付のための期間を延長しており、かつ、当該手数料が延長期間の終了前に納付された場合は、該当する(1)、(2)又は(3)の適用上、当該手数料は、小規模事業者手数料が納付された日に納付されたものとみなす。

納付されたものとみなす手数料 - 納付の不足

(5.1) 長官が第3条(4)に基づき、(1)(c)、(2)若しくは(3)(a)(iii)に規定する手数料の納付期間を延長した場合又は(b)(i)若しくは(ii)に規定する納付期間の延長終了前に手数料が納付された場合の何れかに該当する場合、(1)、(2)又は(3)の適用上、その手数料は、不足分の納付があった日に納付されたものとみなす。

出願人の名称の誤りの訂正

(6) PCTの国内段階出願における特許庁の記録上の出願人の名称の誤りに関する訂正の請求において、当該誤りは詐欺又は欺瞞の意図がなく不注意、偶発又は錯誤から生じた旨の陳述を含み、かつ、当該請求が次の何れか早い方以前になされた場合は、長官が、(1)(c)又は(3)(a)(iii)に定める基本国内手数料を納付した者の請求により、これを訂正しなければならない。

(a) 次の何れか遅い方

(i) 当該出願の国内段階移行日後3月の期間が満了する日、及び

(ii) 長官が当該出願の国内段階移行日後3月の期間の終了前に(7)に基づく通知を送付し

た場合は、当該通知の日後3月の期間が満了する日、並びに
(b) 長官が法第49条に基づいて特許出願の移転を記録した場合は、長官が当該移転の記録の請求書を受領した日以前に

通知

(7) 長官が(1)及び該当するときは(2)の要件を遵守した者は国際出願の出願人又はその法定代理人の何れでもないと信じるに足る適切な理由を認める場合、長官は、通知により、国際出願の出願人又はその法定代理人の何れかであることを立証するようその者に求めなければならない。

遵守しなかったものとみなす者

(8) (1)及び該当するときは(2)の要件を遵守した者が、通知の日後3月以内に当該通知を遵守しない場合は、その者は、それらの要件を遵守しなかったものとみなす。

第3条(1)の不適用

(9) 第3条(1)は、(1)、(2)、(3)、(4)又は(6)にいう期間に関しては適用されない。

第3条(1)の例外

(10) 第3条(1)は、長官に対し、通知を遵守するための(8)にいう期間を、当該通知の日後6月の期間の終了及び優先日後30月の期間の終了の何れか遅い方を超えて延長する権限を付与するものではない。

特許協力条約第48条(2)の不適用

(11) 特許協力条約第48条(2)は、本条(1)、(2)、(3)若しくは(4)にいう期間に関して又はPCT国内段階出願に適用される如何なる期限に関しても適用されない。

PCTに基づく一定の規則の不適用

(12) PCTに基づく規則の規則49の3.1(f)及び規則49の3.2は、PCT国内段階出願には適用されない。

新たなPCT国内段階出願

(13) 国際出願がひとたび国内段階PCT出願となったとき、これは、先の国内段階PCT出願が取り下げられない限り、新たなPCT国内段階出願となることができない。

第155条 カナダ国内法の適用

(1) 国際出願が国内段階PCT出願となった場合は、当該出願は、その国内段階移行日から、カナダにおいて提出された特許出願であるものとみなし、かつ、第157条から第163条までに従うことを条件として、法及び本規則は、その日から当該出願に関して適用される。

国内段階移行日

(2) 第210条に従うことを条件として、特許出願の国内段階移行日は、次の通りとする。

(a) 出願人が第154条(3)の該当する要件を遵守していない場合、出願人が第154条(1)及び該当するときは第154条(2)の要件を遵守した日又は出願人がそれらの要件を異なる日に遵守したときは、それらの日のうち最も遅い日、及び

(b) 出願人が第154条(3)の該当する要件を遵守している場合は、出願人がそれらの要件を遵守した日又は出願人がそれらの要件を異なる日に遵守したときは、それらの日のうち最も遅い日

小規模事業体宣言書

(3) (2)の適用上、小規模事業体宣言書が提出されるまでは、出願人は、第154条

(1) (c) (i), 第154条(2) (a), 第154条(3) (a) (iii) (A) 又は第154条(3) (b) (i) (A) 若しくは(ii) (A) にいう手数料を納付したものとみなさない。

(4) [保留]

(5) [保留]

第155.1条 翻訳文 - クレームの一部

(1) 国際出願がPCTの国内段階出願となる時点又はそれ以前に, 出願人は, 明細書の一部(配列表を除く)及びクレームの一部が英語またはフランス語以外の言語である場合, その翻訳文を長官に提出しなければならない。

翻訳文 - 要約書, 請求

(2) 国際出願がPCTの国内段階出願となる時点又はそれ以前に, 出願人は, 次に示す書類の全部又は一部が英語またはフランス語以外の言語である場合, その翻訳文を長官に提出しなければならない。

(a) 英語又はフランス語の何れもない他の言語による配列表に含まれる文言部分。

(b) 図面の文言部分

(c) 要約書

(d) 特許協力条約第4条に基づく請求, ただし, 世界知的所有権機関の国際事務局が国内移行日前に国際出願を公開した場合を除く, 及び

(e) 特許協力条約第19条に基づく陳述

翻訳文の誤り - 指令

第155.2条 (1) 審査請求前に長官が又は特許出願の審査中に審査官が第154条(1) (b) 若しくは(b.1) 又は第155.1条に基づいて提出された翻訳文に誤りが含まれている場合, 長官又は審査官は, 必要があれば, 指令により出願人に誤りを通知しなければならない。

翻訳文の誤り - 訂正

(2) 出願人は, 第154条(1) (b) 若しくは(b.1) 又は第155.1条に基づいて提出された翻訳文を訂正することができる。ただし, 特許査定通知又は条件付き特許査定通知が送付される前; 又は, 特許査定通知又は条件付き特許査定通知が長官によって取り下げられた若しくは第85.1条(4)に従って取り下げられ, 当該通知が再度, 送付される日の前に; 次を提出すること。

(a) 訂正された翻訳文;

(b) 訂正された翻訳文を元の翻訳文に置き換わる旨の請求, 及び

(c) 以下の趣旨を含む陳述

(i) 元の翻訳文が提出された時点で, 元の言語と翻訳文の言語の両方に堪能な熟練した翻訳者にとって, 元の翻訳文に誤りがあり, 訂正された翻訳文が正確な翻訳文であることが明らかであったこと。

(ii) 元の翻訳文に十分な注意を払って作成したにも拘らず, 誤りが発生したこと。及び

(iii) 出願人が誤りに気づいた後, 合理的な期間内に請求がなされていること。

訂正日

(3) 次の(4)に従うことを条件として, 前記(2)に従って提出された訂正された翻訳文は元の翻訳文に置き換わり, 元の翻訳文が提出された日に提出されたものとみなす。

公開日

(4) 特許出願が法第10条に基づいて英語又はフランス語で公開された後に当該出願に含まれる明細書が訂正された翻訳文を、(2)に基づいて英語又はフランス語で出願人が提出した場合は出願人が訂正した翻訳文を提出した日又は訂正された明細書の翻訳文が複数提出された場合には最後に訂正された翻訳文が提出された日が、法第55条(2)の適用上の公開日と見なされる。

第155.3条 制限 - 明細書または図面の翻訳文

第155.1条又は第155.2条(2)に基づいて提出される、明細書又は図面の文言部分のすべて若しくは一部の翻訳文又はその訂正された翻訳文には、出願日に当該出願に含まれる明細書又は図面から合理的に推定できない事項を含んではならない。

第155.4条 完全な写

(1) 第155.1条に基づく翻訳文又は第155.2条(2)に基づく訂正された翻訳文を提出する出願人は、同時に、次のものを長官に提出しなければならない。

(a) 第155.1条(1)でいう翻訳文又はその翻訳文の訂正の場合、すでに英語又はフランス語で翻訳された、場合によっては、すでに英語又はフランス語で表示されている文言部分を含む明細書(配列表を除く)又はクレームの完全な写。

(b) 第155.1条(2)(a)でいう翻訳文又はその翻訳文の訂正の場合、すでに英語又はフランス語に翻訳された文言部分及びすでに英語又はフランス語で表示されている文言部分を含む配列表の完全な写；

(c) 第155.1条(2)(b)でいう翻訳文又はその翻訳文の訂正の場合、すでに英語又はフランス語に翻訳された文言部分及びすでに英語又はフランス語で表示されている文言部分を含む図面の完全な写；

(d) 第155.1条(2)(c)、(d)又は(e)でいう翻訳文又はその翻訳文の訂正の場合、すでに英語又はフランス語に翻訳された文言部分及びすでに英語又はフランス語で表示されている文言部分を含む要約、請求又は陳述の完全な写；

(2) 翻訳文のまとめ

第155.1条及び第155.2条(2)の適用上、完全な写が(1)に従って提出される場合、出願人は翻訳文又はその翻訳文の訂正を書類として別々に提出する必要はない。

第155.5条 原文から翻訳文への置換 - 明細書

(1) 翻訳文が第154条(1)(b)に基づいて提出される場合、その翻訳文は配列表以外の明細書全体を置き換える。

原文から翻訳文への置換 - クレーム

(2) 翻訳文が第154条(1)(b.1)に基づいて提出される場合、その翻訳文はクレーム全体を置き換える。

原文から翻訳文への置換 - 願書の文言部分

(3) 翻訳文が第155.1条に基づいて提出される場合、その翻訳文はPCTの国内段階出願における対応する文言部分全体を置き換える。

提供された翻訳文における特定の要素の欠落

(4) 出願人が、第155.1条(1)又は第155.1条(2)(b)に従って提供する、明細書、クレーム又は図面中の文言部分の翻訳文の一部を欠落させた場合、対応するPCTの国内段階出願における翻訳文のない文言部分は、求める又は取得される保護範囲を解釈する目的で考慮してはならない。

提供されない翻訳文についての陳述

(5) 第155.1条(2)(e)に従って同項に規定されている陳述の全部又は一部の翻訳文を出願人が欠落させた場合、その陳述を長官は考慮しないことがある。

提供されない翻訳文又は完全な写

(6) 第155.1条(2)(c)若しくは(d)に従って翻訳文を、又は第155.4条(1)(a)、(b)若しくは(c)に従って完全な写を出願人が提出しない場合、長官は通知日から3月以内に翻訳文又は完全な写を提出するように出願人に指令することができる。

第155.6条 明細書及び図面の補正

(1) 国際出願日に国際出願に含まれる明細書又は図面の文言部分の全部又は一部が英語又はフランス語以外の言語である場合、PCTの国内段階出願に含まれる明細書及び図面は、以下の両方から合理的に推測できない事項を追加する補正してはならない

(a) 国際出願日に国際出願に含まれる明細書又は図面、及び

(b) 国内段階に移行した直後の国際出願に含まれる明細書又は図面。ただし、言語に依存しないフリーテキストではない配列表の文言部分を除き、英語又はフランス語以外の文言部分は除外する。

配列表

(2) 本条(1)(a)の適用上、国際出願が、その国際出願日に、英語又はフランス語の両方及び英語又はフランス語以外の言語による配列表の文言部分を含む場合、英語又はフランス語以外の言語で書かれた文言部分は、国際出願日の出願に含まれていなかったものとみなす。

分割出願

(3) PCTの国内段階出願の分割に由来する分割出願は、含まれる明細書及び図面に、法第38.2条(2)、本条(1)又は本項に基づいて追加してはならず、また、追加することができなかった事項を追加するための補正をしてはならない。

本条(1)及び(3)の不適用

(4) (1)及び(3)は、分割出願に含まれる明細書において当該事項が先行技術であると認められている場合は適用されない。

第155.7条 明確化 - 分割出願

厳密には、PCTの国内段階出願の分割に由来する分割出願に含まれる明細書及び図面は、原出願の出願日に明細書及び図面に含まれていない事項を含んではならない。また、原出願自体が分割出願である場合、原出願の発行日に明細書及び図面に含まれていない事項を含んではならない。ただし、以下の場合を除く。

(a) 本規則第155.6条(4)又は法第38.2条(4)を考慮することなく、原出願に含まれる明細書及び図面に、本規則第155.6条並びに法第38.2条(1)及び(3.1)(b)に基づき当該事項を追加することができる場合。

(b) 分割出願に含まれる明細書において、当該事項が先行技術であることが認められる場

合。

第156条 明瞭化

(1) 厳密には、国内段階PCT出願となった国際出願に関して、法及び本規則の適用上、

(a) 出願当初の国際出願に含まれた書類又は情報は、国際出願日に長官により受領されたものとみなす。かつ

(b) 出願が国内段階PCT出願となる前に特許協力条約の要件に従って提供された書類又は情報は、(a)にいう書類又は情報を除き、それらが提供された日に長官により受領されたものとみなす。

例外—配列表

(2) (1) (b)は、国際出願の一部を構成しない配列表に関しては適用されない。

第157条 公衆の閲覧に供されたものとみなす出願

国際出願がその国内段階移行日以前に特許協力条約第21条に基づいて世界知的所有権機関の国際事務局により英語又はフランス語で公開された場合は、当該出願は、当該公開の日から法第10条に基づいて公衆の閲覧に供されたものとみなす。

第158条 法第27条(2)の不適用

願書及び出願手数料に関する法第27条(2)の要件は、国内段階PCT出願に関しては適用されない。

第159条 法律の一定の規定の不適用

法第27条(7)、第27.01条、第28条、第28.01条、第78.1条(2)及び第78.2条は、国内段階PCT出願に関しては適用されない。

第160条 法第78条の不適用

法第78条は、同条で規定するPCTの国内段階出願の国内段階移行日より前に終了する期間には適用されない。

第161条 出願日

国内段階PCT出願の出願日は、国際出願日とする。

第162条 12月以内とみなす出願日

法第28.1条(1) (b)及び第28.2条(1) (d) (iii)並びに法第28.4条(5) (a) (i)及び(ii)の適用上、法第28.4条(6) (b)にいう条件が満たされていない場合であっても、次に該当する場合は、場合により係属中の出願又は同時係属中の出願の出願日は、先に正規にされた出願の出願日後12月以内とみなす。

(a) 場合により係属中の出願又は同時係属中の出願の出願日が、当該先に正規にされた出願の出願日から12月よりも後で当該12月の終了後2月以内であること

(b) 場合により係属中の出願又は同時係属中の出願が国内段階PCT出願又は国内段階PCT出願の分割から生じる分割出願であること、及び

(c) 当該先に正規にされた出願に関する優先権が、PCTに基づく規則の規則26の2.3に基づいて回復され、かつ、当該回復が、同規則の規則49の3.1に基づいて、カナダにおいて有効であること

第163条 法第28.2条(1)(c)又は(d)にいう出願ではないものとみなす出願

国際出願は、国内段階PCT出願となっていない限り、法第28.2条(1)(c)にいう特許出願ではなく、又は法第28.2条(1)(d)にいう同時係属中の出願ではないものとみなす。

第164条 無効でない特許

国際出願を基礎として付与された特許は、第154条にいう手数料が納付されなかったことのみを理由として無効と宣言してはならない。

第3部 経過規定

第1章 解釈

第165条 定義

(1) この部では次の定義が適用される。

「施行日より前の出願」 (保留)

「カテゴリー1の出願」とは、出願日が1989年10月1日前である特許出願をいう。

「カテゴリー2の出願」 (保留)

「カテゴリー3の出願」とは、出願日が1996年10月1日以後で2019年10月30日前である特許出願をいう。

「施行日」 (保留)

「旧規則」とは、2019年10月30日の直前に有効な特許規則をいう。

解釈

(2) 国内段階PCT出願以外の特許出願の法第78.2条に従って決定される出願日が2019年10月30日より前である場合は、当該出願の出願日は、本規則の適用上、同条に従って決定される出願日とする。

第166条 再発行特許

厳密には、この部の適用上、再発行特許は、原出願を基礎として発行されたものとみなす。

第167条 第3条(1)の適用

厳密には、第3条(1)は、本規則に基づいて引き続き適用される旧規則により定められた期限に関して適用される。

第2章 カテゴリー1の出願に関する規則

第168条 本規則の一定の規定の不適用

(1) 第14条、第47条から第51条まで、第55条、第56条、第58条から第63条まで、第65条から第74条まで、第86条(1.1)、第87条(1)(a)(iii)、第93条から第96条まで、第97条(2)及び(3)、並びに第98条から第104条までは、カテゴリー1の出願に関しては適用されない。

第86条(14)の不適用

(2) 第86条(14)は、カテゴリー1の出願が1989年10月1日の直前に有効な法第73条(1)に基づいて失効したときは、当該出願に関しては適用されない。

(3) [保留]

第169条 旧規則の一定の規定の適用

(1) (3)に従うことを条件として、旧規則第170条、第171条、第174条、第175条、第177条、第181条及び第183条から第186条までは、カテゴリー1の出願に関して引き続き適用される。

旧規則第32条の適用

(2) 旧規則第32条は、特許査定通知が2019年10月30日前に送付されたカテゴリー1の出願であって、1989年10月1日の直前に有効な法第73条(1)に基づいて失効し、その後回復された出願以外のものに関して引き続き適用される。

写真

(3) 旧規則第177条(1)(a), (b), (e)及び(h)は、カテゴリー1の出願に関して提出された写真に関しては適用されない。

旧規則第179条の適用

(4) 旧規則第179条は、カテゴリー1の出願に関して引き続き適用される。ただし、同条における「出願人がその主張の基礎とするカナダ以外の国においてされた各出願についての出願日及び出願番号」に対する言及は、「その主張の基礎となるカナダ以外の国においてされた各出願についての出願日及び出願国の名称」に対する言及として読み替えられる。

第170条 「法」に対する言及

第42条及び第86条(13)における「法」に対する言及は、カテゴリー1の出願に関しては、「1989年10月1日の直前に有効な法」に対する言及として読み替えられる。

第171条 最終手数料

カテゴリー1の出願に関しては、

(a) 第86条(1), (6), (10)及び(12)における「当該通知の日後4月以内に附則2項目14に掲げる最終手数料」に対する言及は、「当該通知の日後6月以内に旧規則附則II項目6(b)に掲げる最終手数料」に対する言及として読み替えられる。かつ

(b) 第87条(1)における「附則2項目14(a)に規定する小規模事業者手数料」、「附則2項目14(a)に規定する標準手数料」及び「附則2項目14(b)に規定する手数料」に対する言及は、それぞれ、「旧規則附則II項目6(b)(i)に規定する小規模事業者手数料」、「旧規則附則II項目6(b)(i)に規定する標準手数料」及び「旧規則附則II項目6(b)(ii)に規定する手数料」に対する言及として読み替えられる。

第172条 欠陥による拒絶

(1) カテゴリー1の出願の出願人が、(4)に規定する日以前に、旧規則第30条(2)に基づいて行われた要求に対して誠実に応答したが、審査官が、当該応答を受領した後に、当該出願は当該要求において言及された欠陥の何れかに関して法又は本規則を遵守しておらず、かつ、出願人は法律及び本規則を遵守するように当該出願を補正する意思を有していないと信じるに足る適切な理由を認める場合は、審査官は、当該出願を拒絶することができる。

通知—最終指令後に特許査定可能と認められた出願

(2) カテゴリー1の出願の出願人が、(4)に規定する日以前に、旧規則第30条(4)に基づいて行われた要求に対して誠実に応答した場合において、審査官が当該出願は法律及び本規則を遵守していると信じるに足る適切な理由を認め、かつ、長官が旧規則第30条(5)に基づいて特許査定通知を送付していないときは、長官は、拒絶は取り下げられる旨及び当該出願は特許査定可能と認められた旨を出願人に通知しなければならない。かつ、当該通知の日後4月以内に旧規則附則II項目6(b)に規定する最終手数料を納付するよう求めなければならない。

最終指令後に取り下げられない拒絶

(3) カテゴリー1の出願の出願人が、(4)に規定する日以前に、旧規則第30条(4)に基づいて行われた要求に対して誠実に応答したが、審査官が、その日後に、依然として当該出願は法又は本規則を遵守していないと信じるに足る適切な理由を認める場合は、

(a) 旧規則第30条(6)(a)に基づいて通知が送付されなかったときは、長官は、拒絶は取り下げられていない旨を出願人に通知しなければならない、

(b) 最終指令通知の日を開始し、(4)に規定する日に終了する期間中になされた補正は、なされなかったものとみなし、かつ

(c) 当該出願は、長官により再審査されなければならない。

期日

(4) (1)から(3)までの適用上、期日は、次の何れか遅い方とする。

(a) 該当する旧規則第30条(2)又は(4)にいう要求の日の6月後の日、及び

(b) 出願が該当する旧規則第30条(2)又は(4)に基づいて行われた要求に従って出願人が出願の手續を遂行しないことにより1989年10月1日の直前に有効な法第30条(1)に基づいて放棄されたものとみなされた場合は、当該放棄に関して1989年10月1日の直前に有効な法第30条(2)に規定する回復の条件が満たされた日

通知—補正後に特許査定可能と認められた出願

(5) カテゴリー1の出願の出願人が、補正に関して旧規則第30条(6.3)に基づいて送付された通知を遵守しており、かつ、同項に基づいて特許査定通知が送付されなかった場合は、長官は、通知により、拒絶は取り下げられる旨及び当該出願は特許査定可能と認められた旨を出願人に知らせ、かつ、本項に基づいて送付された通知の日後4月以内に旧規則附則II項目6(b)に規定する最終手数料を納付するよう求めなければならない。

(3)(b)の不適用

(6) (3)(b)は、2013年12月29日前に、旧規則第30条(3)に基づいて審査官により拒絶された特許出願に関しては、当該拒絶が取り下げられていない限り、適用されない。

第3条(1)の不適用

(7) 第3条(1)は、(2)又は(5)にいう期間に関しては適用されない。

第173条 拒絶後の補正の禁止

カテゴリー1の出願が本規則第172条(1)又は旧規則第30条(3)に基づいて審査官により拒絶された場合は、当該出願に含まれる明細書及び図面は、本規則第172条(4)に定める日後に補正してはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) 拒絶は取り下げられる旨の通知が出願人に送付された場合

(b) なされた補正が本規則第86条(11)又は旧規則第30条(6.3)に基づいて送付された通知において求められた補正である場合、又は

(c) カナダ最高裁判所、連邦上訴裁判所又は連邦裁判所が当該補正をするよう命令した場合

第174条 言及

第91条(a)における「法第38.2条(4)を考慮せずに法第38.2条に基づいて、原出願に含まれた明細書及び図面に追加することができ、又は追加された可能性がある」に対する言及は、カテゴリー1の出願に関しては、「旧規則第181条により禁止されていない明細書又は図面の補

正から生じる」に対する言及として読み替えられる。

第175条 法第28.4条(2)及び本規則第93条(1)(b)に対する言及

第92条(c)における「法第28.4条(2)」に対する言及及び第92条(f)における「第93条(1)(b)」に対する言及は、カテゴリー1の出願に関しては、それぞれ、「旧規則第179条」及び「旧規則第184条(3)」に対する言及として読み替えられる。

第176条 出願の回復のための追加手数料

1989年10月1日の直前に有効な法第73条(1)に基づいて失効したカテゴリー1の出願の回復のために納付すべき追加手数料は、200ドルとする。

第3章 カテゴリー2の出願に関する規則 [保留]

第177条 – 第187条 [保留]

第4章 カテゴリー3の出願に関する規則

第188条 本規則の一定の規定の不適用

(1) 第73条(1)並びに(4)、第81条(1)、第84条(2)、第103条(2)及び第132条は、カテゴリー3の出願に関しては適用されない。

第74条の不適用

(2) 第74条は、2019年10月30日前にカテゴリー3の出願に関して行われた優先権主張に関しては適用されない。

第100条の適用

(3) [保留]

第103条(1)の不適用

(4) 第103条(1)は、2019年10月30日前の提出日を有するカテゴリー3の出願に関しては適用されない。

第104条の不適用

(5) 第104条は、2019年10月30日の直前に有効な法第49条(2)に基づいて譲渡が登録されたカテゴリー3の出願に関しては適用されない。

第189条 旧規則第26.1条の適用

(1) 旧規則第26.1条は、カテゴリー3の出願に関する旧規則第98条に定める期間に関して引き続き適用される。

旧規則第32条の適用

(2) 旧規則第32条は、特許査定通知が2019年10月30日前に送付されたカテゴリー3の出願であって、2019年10月30日の直前に有効な法第73条(1)(f)に基づいて放棄されたものとみなされ、その後回復された出願以外のものに関して引き続き適用される。

旧規則第66条の適用

(3) 旧規則第66条は、出願人が、2019年10月30日前に、旧規則第58条(1)の要件及び該当するときは同規則第58条(2)の要件を遵守したカテゴリー3の出願に関して引き続き適用される。

旧規則第98条の適用

(4) 法第78.51条又は第78.52条に基づいて、2019年10月30日の直前に有効な法第73条がカテゴリー3の出願の放棄に関して適用される場合は、旧規則第98条は、当該放棄に関して引き続き適用される。

第190条 期間の延長

長官が期間の延長を正当とする状況を認め、かつ、本規則第3条(3)にいう条件が満たされた場合は、長官は、カテゴリー3の出願に関して、旧規則第3条(3)、(5)又は(7)にいう手数料の納付のための旧規則にいう期間又は最終手数料の納付のための本規則第199条(2)若しくは(5)にいう期間を、当該期間が満了後であっても、延長する権限を有する。

第191条 所定の日－優先権主張の取下

法第10条(4)の適用上、カテゴリー3の出願に関して行われた先に正規にされた特許出願に関する優先権主張が2019年10月30日前に取り下げられた場合は、所定の日は、第17条に拘らず、次の何れか遅い方とする。

(a) 次の何れか早い方

(i) 当該先に正規に出願された出願の出願日後16月の期間が満了する日、及び

(ii) 優先権主張が2以上の先に正規にされた出願を基礎とする場合は、それらの出願の出願日のうち最も早い日後16月の期間が満了する日、並びに

(b) 法第10条(2)にいう秘密保持期間の満了前に長官がカテゴリー3の出願を公衆の閲覧に供するための技術的準備を中止することができる場合は、長官が当該準備を中止した日

第192条 所定の日－取り下げられた出願

カテゴリー3の出願が2019年10月30日前に取り下げられた場合は、法第10条(5)の適用上、所定の日は、本規則第18条に拘らず、法第10条(2)にいう秘密保持期間の満了日の2月前の日とし、又はその後の日であって当該期間の満了より前において長官が当該出願を公衆の閲覧に供するための技術的準備を中止することができるときは、当該その後の日とする。

第193条 第50条(1)の例外

カテゴリー3の出願に関しては、出願人は、本規則第50条(1)の要件の代わりに、旧規則第73条(1)の要件を遵守することができる。

第194条 第58条の例外

出願日が2007年6月2日前であったカテゴリー3の出願に関して、出願人は、本規則第58条の要件の代わりに、2007年6月2日の直前に有効な特許規則第111条から第131条までの要件を遵守することができる。

第195条 優先権主張の要件

(1) 法第28.4条(2)の適用上、カテゴリ-3の出願に関する優先権主張は、当該出願の願書において又は別の書類において、次の期間の終了の何れか遅い方の前に行わなければならない。

(a) 優先権主張の基礎となる先に正規にされた特許出願の出願日のうち最も早い日後16月の期間、及び

(b) カテゴリ-3の出願の出願日後4月の期間

第73条(1)に定める期間

(2) カテゴリ-3の出願に関して行われた優先権主張に関しては、第73条(2)及び(6)における「(1)に定める期間」に対する言及は、「第195条(1)に定める期間」に対する言及として読み替えられる。

訂正－出願日の誤り

(3) カテゴリ-3の出願に関する優先権主張に関して法第28.4条(2)に基づいて提出された出願日の誤りは、次のうち最も早い時点の前に提出された請求により、これを訂正することができる。

(a) 訂正後の出願日を使用して決定される(1)にいう期間の終了

(b) 未訂正の出願日を使用して決定される(1)にいう期間の終了、及び

(c) 該当するときは、出願人が法第10条(2)に基づいてカテゴリ-3の出願を秘密保持期間の満了前に公衆の閲覧に供することを承認した日。ただし、当該承認が、長官が当該出願を公衆の閲覧に供するための技術的準備を中止することができるように適時に取り下げられた場合は、この限りでない。

第3条(1)の不適用

(4) 第3条(1)は、(1)にいう期間には適用されない。

第196条 出願を利用可能とするよう求める通知

(1) 優先権主張が2019年10月30日前に行われた係属中のカテゴリ-3の出願を審査する目的のため、審査官が優先権主張の基礎となる先に正規にされた特許出願(カナダにおいてされた出願を除く)を考慮する場合は、審査官は、通知により、当該通知の日後4月以内に次の何れかの手続を行うよう当該係属中の出願の出願人に求めることができる。

(a) 当該先に正規にされた出願の写しであって、当該出願がされた特許庁により認証されたもの及び当該特許庁による出願日を表示した証明書を長官に提出すること、又は

(b) 当該先に正規にされた出願の写しを、その目的のために受け入れられるものとして長官により特定された電子図書館において長官に入手可能とし、かつ、当該写しが入手可能である旨を長官に通知すること

取り下げられたものとみなす優先権主張

(2) 出願人が、(1)にいう通知の日後4月以内に、先に正規にされた特許出願に関して(1)(a)又は(b)の要件を遵守しない場合は、当該先に正規にされた出願に関する優先権主張は、当該期間の終了時点で取り下げられたものとみなす。ただし、当該期間の終了前に、次の手続がなされた場合は、この限りでない。

(a) 当該先に正規にされた出願がされた特許庁に対し、(1)(a)にいう写し及び証明書の提供の請求をすること、及び

(b) 出願人が、長官は当該先に正規にされた出願を基礎とする優先権を回復すべき旨の請求書並びに(a)にいう請求がされた特許庁及び当該請求の日を表示した陳述書を長官に提出すること

遵守するものとみなす出願人

(3) 出願人が先に正規になされた特許出願に関して(2)(a)及び(b)に規定する条件を満たした場合、出願人は、当該出願に関して(1)を遵守したものとみなされる。

写し及び証明書の提出

(4) 先に正規になされた特許出願に関して(2)(a)及び(b)に規定する条件が満たされ、かつ、当該出願がなされた特許庁が(1)(a)にいう写し及び証明書を提供した場合は、該当する出願人又は特許権者は、それらが提供された日後3月以内に当該写し及び証明書を長官に提出しなければならない。

取り下げられたものとみなす優先権主張

(5) 出願人又は特許権者が、先に正規にされた特許出願に関して(4)を遵守しない場合は、当該出願に関する優先権主張は、同項にいう期間の終了時点で取り下げられたものとみなす。

例外

(6) 係属中のカテゴリ3の出願が国内段階PCT出願又は国内段階PCT出願の分割から生じる分割出願であり、かつ、出願人が優先権主張の基礎とする先に正規にされた出願に関してPCTに基づく規則の規則17.1(a)、(b)又は(bの2)の要件が遵守された場合は、(1)から(5)までは、当該先に正規にされた出願に関しては適用されない。

第197条 所定の期間—法第35条(2)

(1) 法第35条(2)の適用上、カテゴリ3の出願に関して、審査請求をするため及び手数料を納付するための所定の期間は、次の時点の前の期間とする。

(a) 分割出願でない出願の場合は、当該出願の出願日後5年の期間の終了、並びに

(b) 分割出願である出願の場合は、次の何れか遅い方

(i) 本項に基づいて原出願に関して適用される期間の終了、及び

(ii) 分割出願の提出日後3月の期間の終了又は提出日が2019年10月30日より前である場合は、分割出願の提出日後6月の期間の終了

第3条(1)の不適用

(2) 第3条(1)は、(1)に定める期間には適用されない。

第198条 第84条(1)の例外

カテゴリ3の出願に関して第84条(1)に基づく請求が出願人によりなされた場合、長官は、同項に拘らず、次に該当する場合は、当該出願の審査を通常の順序に優先して行ってはならず、又は審査が優先されているときは、通常の順序に戻さなければならない。

(a) 長官が、第3条(1)に基づいて、当該出願に関して何らかの事柄を行うために定められた期間を延長したこと

(b) 2011年4月30日後に、長官が、旧規則第26条(1)に基づいて、当該出願に関して何らかの事柄を行うために定められた期間を延長したこと

(c) 2011年4月30日後に、当該出願が次の規定に基づいて放棄されたものとみなされるか又

はみなされたこと

(i) 法第73条(1), 若しくは

(ii) 2019年10月30日の直前に有効な法第73条(1), 又は

(d) 2019年10月30日以後に, 当該出願が法第73条(2)に基づいて放棄されたものとみなされるか又はみなされたこと

第199条 欠陥による拒絶

(1) カテゴリー3の出願の出願人が, (4)に規定する日以前に, 旧規則第30条(2)に基づいて行われた要求に対して誠実に応答したが, 審査官が, 当該応答を受領した後に, 当該出願は当該要求において言及された欠陥の何れかに関して法又は本規則を遵守しておらず, かつ, 出願人は法律及び本規則を遵守するように当該出願を補正する意思を有していないと信じるに足る適切な理由を認める場合は, 審査官は, 当該出願を拒絶することができる。

通知—最終指令後に特許査定可能と認められた出願

(2) カテゴリー3の出願の出願人が, (4)に規定する日以前に, 旧規則第30条(4)に基づいて行われた要求に対して誠実に応答した場合において, 審査官が当該出願は法律及び本規則を遵守していると信じるに足る適切な理由を認め, かつ, 長官が旧規則第30条(5)に基づいて特許査定通知を送付していないとき, 長官は, 拒絶は取り下げられる旨及び当該出願は特許査定可能と認められた旨を出願人に通知し, かつ, 本項に基づいて送付された通知の日後4月以内に附則2項目14に規定する最終手数料を納付するよう求めなければならない。

最終指令後に取り下げられない拒絶

(3) カテゴリー3の出願の出願人が, (4)に規定する日以前に, 旧規則第30条(4)に基づいて行われた要求に対して誠実に応答したが, 審査官が, その日後に, 依然として当該出願は法又は本規則を遵守していないと信じるに足る適切な理由を認める場合は,

(a) 旧規則第30条(6)(a)に基づいて通知が送付されなかったとき, 長官は, 拒絶は取り下げられていない旨を出願人に通知しなければならない,

(b) 最終指令通知の日を開始し, (4)に規定する日に終了する期間中に当該出願に対してなされた補正は, なされなかったものとみなし, かつ

(c) 当該出願は, 長官により再審査されなければならない。

期日

(4) (1)から(3)までの適用上, 期日は, 次の何れか遅い方とする。

(a) 次の何れか早い方

(i) 該当する旧規則第30条(2)又は(4)にいう要求の日の6月後の日, 並びに

(ii) 2019年10月30日の直前に有効な法第73条(1)(a)に基づいて長官が決定した期間(もしあれば)の末日, 及び

(b) カテゴリー3の出願が該当する旧規則第30条(2)又は(4)に基づいて行われた要求に対して誠実に応答しないことにより2019年10月30日の直前に有効な法第73条(1)(a)に基づいて放棄されたものとみなされた場合は, 当該放棄に関して2019年10月30日の直前に有効な法第73条(3)に規定する回復の条件が満たされた日

通知—補正後に特許査定可能と認められた出願

(5) カテゴリー3の出願の出願人が, 必要な所定の補正に関して旧規則第30条(6.3)に基づいて送付された通知を遵守しており, かつ, 同項に基づいて特許査定通知が送付されなかった

場合、長官は、拒絶は取り下げられる旨及び当該出願は特許査定可能と認められた旨を出願人に通知し、かつ、本項に基づいて送付された通知の日後4月以内に附則2項目14に規定する最終手数料を納付するよう求めなければならない。

(3) (b) の不適用

(6) (3) (b) は、2013年12月29日前に、旧規則第30条(3)に基づいて審査官により拒絶された特許出願に関しては、当該拒絶が取り下げられていない限り、適用されない。

第3条(1) の不適用

(7) 第3条(1) は、(2) 又は(5) にいう期間に関しては適用されない。

第200条 拒絶後の補正の禁止

カテゴリー3の出願が本規則第199条(1) 又は旧規則第30条(3) に基づいて審査官により拒絶された場合、当該出願に含まれる明細書及び図面は、本規則第199条(4) に定める日後に補正してはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) 拒絶は取り下げられる旨の通知が出願人に送付された場合

(b) 当該補正が本規則第86条(11) 又は旧規則第30条(6.3) に基づいて送付された通知において求められた補正である場合、又は

(c) カナダ最高裁判所、連邦上訴裁判所又は連邦裁判所が当該補正をするよう命令した場合

第201条 独立専門家への試料分譲の請求書

(1) カテゴリー3の出願に関して提出された旧規則第104条(4) にいう申立書は、本規則第95条にいう請求書であるものとみなす。

指名されたものとみなす独立専門家

(2) 旧規則第109条(1) に基づいて指名された独立専門家は、本規則第96条に基づいて指名されたものとみなす。

第202条 書類及び情報—分割出願

(1) 法第38.2条(3.1) (b) の適用上、2019年10月30日前の提出日を有するカテゴリー3の出願に関する所定の書類及び情報は、次の通りとする。

(a) 2007年6月2日前の提出日を有する出願の場合は、法第78.2条(a) (iii) (A) から(D) までにいう書類及び情報、及び

(b) 2007年6月2日以後で2019年10月30日前の提出日を有する出願の場合は、法第78.2条

(a) (iv) (A) から(D) までにいう書類及び情報

提出日

(2) カテゴリー3の出願の提出日は、次の通りとする。

(a) 法第78.2条(a) (iii) (A) から(E) までにいう要素のすべてが2007年6月2日前に長官により受領された場合は、それらが受領された日又は異なる日に受領されたときは、それらの日のうち最も遅い日

(b) (a) に該当しない場合において、法第78.2条(a) (iv) (A) から(E) までにいう要素の少なくとも1が2007年6月2日以後に長官により受領され、かつ、それらの要素のすべてが2019年10月30日前に長官により受領されたときは、それらが受領された日又は異なる日に受領されたときは、それらの日のうち最も遅い日、及び

(c) (a) 及び(b) に該当しない場合において、本規則第103条(1) にいう書類及び情報のすべて

が長官により受領され、かつ、それらの要素の少なくとも1が2019年10月30日以後に長官により受領されたときは、それらが受領された日又は異なる日に受領されたときは、それらの日のうち最も遅い日

第203条 放棄されたものとみなす出願

(1) 法第73条(2)の適用上、カテゴリー3の出願は、次の場合は放棄されたものとみなす。

(a) 第31条に基づいて通知が送付され、同条にいう該当する期間内に要件が遵守されない場合

(b) 出願人が法第27条(5.2)に基づく長官による追加の図面の請求に対して当該請求の日後3月以内に誠実に応答しない場合

(c) 出願人が第65条にいう長官の通知に対して同条にいう期間内に誠実に応答しない場合、

(d) 出願人が第86条(1)、(6)、(10)若しくは(12)又は第199条(2)若しくは(5)に基づく特許査定通知が送付され、かつ出願人が該当する期間内に附則2項目14に規定する最終手数料を納付しない場合、又は

(e) 長官が第86条(1.1)に基づき送付した条件付き特許査定通知に、出願人が誠実に応答せず、かつ、該当する期間内に附則2項目14に規定する最終手数料を納付しない場合。

(2) 例外

本条(1)(d)及び(e)は、第85.1条(4)に従って取り消された特許査定通知または条件付き特許査定通知に関しては適用されない。

第204条 最終手数料の還付

カテゴリー3の出願が2019年10月30日の直前に有効な法第73条(1)(f)に基づいて放棄されたものとみなされ、その後回復された場合は、

(a) 手数料の還付請求が当該出願の回復の日後1月以内に受領されたときは、長官は、当該出願に関して納付された最終手数料を還付しなければならない、

(b) 当該出願に関して納付された最終手数料が還付されていないときは、第86条(1)、(1.1)、(6)、(10)及び(12)に拘らず、長官は、当該出願の回復後に送付される如何なる特許査定通知又は条件付き特許査定通知においても当該手数料の納付を求めてはならない。

第5章 一定の特許に適用される規則

第205条 第97条(2)及び(3)の不適用

(1) 第97条(2)及び(3)は、カテゴリー1の出願を基礎として付与された特許に関しては適用されない。

旧規則第187条(2)及び(3)の適用

(2) 旧規則第187条(2)及び(3)は、カテゴリー1の出願を基礎として発行された特許に関して引き続き適用される。ただし、第187条(2)における(1)に対する言及は、本規則第97条(1)に対する言及として読み替えられる。

旧規則第163条(2)及び(3)の適用

(3) [保留]

第206条 カテゴリー1の出願を基礎として付与された特許に対する旧規則の一定の規定の適用

旧規則第3条(9)及び第182条(1)から(3)まで並びに同規則附則II項目32は、カテゴリー1の出願を基礎として付与された特許の権利を維持するために納付すべき該当する手数料の納付のための同項目にいう期間(猶予期間を含まない)が2019年10月30日前に終了する場合は、当該手数料に関して引き続き適用される。

第207条 カテゴリー3の出願を基礎として付与された特許に対する旧規則の一定の規定の適用

(1) 旧規則第3条(8)、第100条及び第101条並びに同規則附則II項目31は、カテゴリー3の出願を基礎として付与された特許により付与された権利を維持するために納付すべき該当する手数料の納付のための同項目にいう期間(猶予期間を含まない)が2019年10月30日前に終了する場合は、当該手数料に関して引き続き適用される。

期間の延長

(2) 長官が期間の延長を正当とする状況を認め、かつ、本規則第3条(3)にいう条件が満たされた場合、長官は、カテゴリー3の出願を基礎として発行された特許に関する旧規則第3条(8)にいう手数料の納付のための期間を、当該期間(猶予期間を含む)が満了後に延長する権限を有する。

第208条 維持手数料—特許

カテゴリー1の出願を基礎として付与された特許に関して、第112条(1)における「附則2項目25に規定する」に対する言及は、「附則3項目1に規定する」に対する言及として読み替えられる。

第209条 無効でない特許

(1) 国際出願を基礎として付与された特許は、旧規則第58条にいう手数料が納付されなかったことのみを理由として無効と宣言してはならない。

例外

(2) (1)は、2019年10月30日前に付与された特許又は原特許がその日前に付与された場合の再発行特許に関しては適用されない。

第6章 他の規則

第210条 例外—国内段階移行日

(1) 本規則の適用上、第141条に定義される国際出願日が2019年10月30日より前である国際出願の出願人が、2019年10月30日前に、旧規則第58条(1)及び該当するときは第58条(2)の要件を遵守している場合は、当該出願に関する国内段階移行日は、出願人がそれらの要件を遵守した日又は出願人がそれらの要件を異なる日に遵守したときは、それらの日のうち最も遅い日とする。

納付されたものとみなす手数料

(2) 長官が、本規則第190条又は旧規則第26条(3)に基づいて、旧規則第3条(5)又は(7)にいう手数料の納付のための期間を延長しており、かつ、当該手数料が延長期間の終了前に納付された場合は、(1)の適用上、当該手数料は、小規模事業者手数料の金額が納付された日に納付されたものとみなす。

例外―国内段階移行日

(3) 本規則において、第141条に定義される国際出願日が2019年10月30日より前である国際出願の出願人が、2019年10月30日以後に、第154条(3)(a)(ii)から(iv)まで及び第154条(3)(b)の要件を遵守している場合は、当該出願に関する国内段階移行日は、出願人がそれらの要件を遵守した日又は出願人がそれらの要件を異なる日に遵守したときは、それらの日のうち最も遅い日とする。

小規模事業者宣言書

(4) (3)の適用上、小規模事業者宣言書が提出されるまでは、出願人は、第154条(3)(a)(iii)(A)又は第154条(3)(b)(i)(A)若しくは(ii)(A)にいう手数料を納付したものとみなさない。

第211条 期間の延長―第208条

長官が期間の延長を正当とする状況を認め、かつ、第3条(3)にいう条件が満たされた場合は、長官は、第208条により変更された第112条(1)にいう手数料の納付のための期間を、当該期間が満了後に延長する権限を有する。

第212条 長官が定めた期間の延長

2019年10月30日の直前に有効な法第73条(1)(a)に基づいて、長官が審査に関連して審査官が行う何らかの要求に対して誠実に応答するためのより短い期間を定めた場合において、長官が期間の延長を正当とする状況を認め、かつ、当該期間の満了前に、延長が申請され、附則2項目1に規定する手数料が納付されたときは、長官は、当該期間を、当該期間が満了しているか否かを問わず、当該要求が行われた後6月間まで延長する権限を有する。

第213条 旧規則により定められた期間の延長

2019年10月30日前に、長官が旧規則第23条、第25条、第37条又は第94条にいう要求を通知した場合において、長官が期間の延長を正当とする状況を認め、かつ、当該期間の満了前に、延長が申請され、本規則附則2項目1にいう手数料が納付されたときは、長官は、同条に基づいて当該要求に対して誠実に応答するための期間を、当該期間が満了しているか否かを問わず、延長する権限を有する。

第214条 拒否された人物への通信

(1) 出願日が2019年10月30日より前の特許出願又はかかる出願を基礎として得られた関連特許に関する通信についての第11条(1)及び(2)の「4月」の規定は、2019年10月30日又はその日から6月以内に、当該通信の送信先の人物を特許代理人又は弁護士として認めることを拒絶した場合、「6月」と読み替える。

削除された人物への通信

(2) 出願日が2019年10月30日より前の特許出願又はかかる出願を基礎として得られた関連特許に関する通信についての第11条(3)の「4月」の規定は、2019年10月30日又はその日から6月以内に、当該通信の送信先の名称が特許代理人登録簿から削除されていた場合、「6月」と読み替える。

第215条 英語又はフランス語以外の書類

第15条に拘らず、長官は、書類又は書類の一部であって、本規則第196条(1)に基づいて英語若しくはフランス語以外の言語で提出され、若しくは入手可能とされたもの、旧規則第29条(1)若しくは第58条(1)(a)に基づいて英語若しくはフランス語以外の言語で提供されたもの又は旧規則第89条若しくは第180条に基づいて英語若しくはフランス語以外の言語で提出されたものを考慮しなければならない。

第216条 選任されたものとみなす特許代理人

2019年10月30日前に、願書において又は出願人が署名し、長官に提出される通知書において特許代理人が選任された場合は、当該特許代理人の選任は、第27条に従って行われたものとみなす。

第217条 選任されたものとみなす特許復代理人

2019年10月30日前に、願書において又は特許復代理人を選任した特許代理人が署名し、長官に提出される通知書において特許復代理人が選任された場合は、当該特許復代理人の選任は、第28条に従って行われたものとみなす。

第218条 代理—2019年10月30日より前の出願

2019年10月30日より前の出願(2019年10月30日以後の提出日を有する分割出願を除く)であって、共同出願人が存在し、共同代表者が第26条(3)(a)又は(c)に基づいて選任されておらず、第26条(6)にいう訂正又は決定(2019年10月30日より前になされた決定を除く)がなされておらず、かつ、第26条(9)が適用されないものに関して、

(a) 本規則が2019年10月30日より前に、カナダに居住する特許代理人が選任されていない場合は、

(i) 第26条(4)から(6)までは適用されず、かつ

(ii) 第26条(11)に従うことを条件として、本規則が施行される直前に、旧規則に基づく権限ある通信者であった共同出願人は、共同代表者として選任されたものとみなす。及び、

(b) 本規則が2019年10月30日より前に、カナダに居住する特許代理人が選任された場合は、

(i) 当該特許代理人の選任が取り消されているときは、共同出願人であって、その名称が当該取消の時点でアルファベット順に並べられたときに最初に記載される者を、第26条(11)に従うことを条件として、共同代表者として選任されたものとみなし、

(ii) その他のときは、

(A) 第26条(4)から(6)まで及び第27条(7)(a)は適用されず、

(B) 2019年10月30日以後の出願人による特許代理人の選任は、第27条(3)に拘らず、す

べての出願人が署名し、長官に提出されるその旨の通知書によってのみ行うことができ、かつ

(C) 特許代理人の選任は、すべての出願人又は当該特許代理人が署名したその旨の通知書を長官に提出することにより取り消すことができる。

第219条 代理－2019年10月30日前に付与された特許

2019年10月30日前に付与された再発行特許以外の特許であって、共有特許権者が存在し、共同代表者が第26条(3)(a)に基づいて選任されておらず、かつ、第26条(9)が適用されないものに関して、

(a) 特許が付与される直前に、特許が基礎とした出願に関してカナダに居住する特許代理人が選任されておらず、かつ、特許が付与される直前に、旧規則に基づく権限ある通信者であった共同出願人が、本規則が施行される直前に特許権者である場合は、

(i) 第26条(7)は適用されず、かつ

(ii) 第26条(11)に従うことを条件として、当該出願人は、共同代表者として選任されたものとみなす。また

(b) その他の場合は、

(i) 第26条(7)及び第27条(7)(a)は適用されず、

(ii) 2019年10月30日以後の特許権者による特許代理人の選任は、第27条(3)に拘らず、すべての特許権者が署名し、長官に提出されるその旨の通知書によってのみ行うことができ、かつ

(iii) 特許代理人の選任(みなし選任を含む)は、すべての特許権者又は当該特許代理人が署名したその旨の通知書を長官に提出することにより取り消すことができる。

第220条 代理－2019年10月30日前に再発行された特許

2019年10月30日前に再発行された特許であって、共有特許権者が存在し、共同代表者が第26条(3)(a)に基づいて選任されておらず、かつ、第26条(9)が適用されないものに関して、

(a) 原特許が付与される直前に、原特許が基礎とした出願に関してカナダに居住する特許代理人が選任されておらず、かつ、原特許が付与される直前に、旧規則に基づく権限ある通信者であった共同出願人が、本規則が施行される直前に再発行特許の特許権者である場合は、

(i) 第26条(8)は適用されず、かつ

(ii) 第26条(11)に従うことを条件として、当該出願人は、共同代表者として選任されたものとみなす。また

(b) その他の場合は、

(i) 第26条(8)及び第27条(7)(a)は適用されず、

(ii) 2019年10月30日以後の特許権者による特許代理人の選任は、第27条(3)に拘らず、すべての特許権者が署名し、長官に提出される通知書によってのみ行うことができ、かつ

(iii) 特許代理人の選任(みなし選任を含む)は、すべての特許権者又は当該特許代理人が署名した通知書を長官に提出することにより取り消すことができる。

第221条 代理－2019年10月30日以降に付与された特許

2019年10月30日以降に2019年10月30日より前の出願を基礎として付与された再発行特許以外

の特許であって、2019年10月30日以降に共有特許権者が存在し、かつ、共同代表者が第26条(3)(a)に基づいて選任されていないものに関して、特許が付与される直前に、当該出願に関して共同代表者が選任されていなかった場合は、

(a) 第26条(7)及び第27条(7)(a)は適用されず、

(b) 2019年10月30日以後の特許代理人の選任は、第27条(3)に拘らず、特許権者が、すべての特許権者が署名し、長官に提出される通知書によってのみ行うことができ、かつ

(c) 特許代理人の選任(みなし選任を含む)は、すべての特許権者又は当該特許代理人が署名した通知書を長官に提出することにより取り消すことができる。

第222条 代理—2019年10月30日以降に再発行された特許

2019年10月30日以降に2019年10月30日より前の出願を基礎として再発行された特許であって、2019年10月30日以降に共有特許権者が存在し、かつ、共同代表者が第26条(3)(a)に基づいて選任されていないものに関して、特許が再発行される直前に、原特許に関して共同代表者が選任されていなかった場合は、

(a) 第26条(8)及び第27条(7)(a)は適用されず、

(b) 2019年10月30日以後の特許代理人の選任は、第27条(3)に拘らず、特許権者が、すべての特許権者が署名し、長官に提出される通知書によってのみ行うことができ、かつ

(c) 特許代理人の選任は、すべての特許権者又は当該特許代理人が署名した通知書を長官に提出することにより取り消すことができる。

第223条 第37条の不適用

第37条は、2019年10月30日前に開始された手続の目的のための特許庁に対する業務に関しては適用されない。

第224条 特許又は出願に関する小規模事業体宣言書

(1) 2019年10月30日前に特許又は特許出願に関して旧規則第3.01条に従って提出された小規模事業体宣言書は、該当する本規則第44条(3)又は第112条(3)に従って提出されたものとみなす。

小規模事業体宣言書—特許

(2) 2019年10月30日前に特許に関して旧規則第3.02条に従って提出された小規模事業体宣言書は、本規則第122条(4)に従って提出されたものとみなす。

第225条 第54条の例外—2007年6月2日前の出願日

(1) 2007年6月2日前の出願日を有する、国内段階PCT出願以外の特許出願に関して、出願人は、第54条の要件を遵守する代わりに、次の要件を遵守することができる。

(a) 旧規則第37条の要件

(b) 2010年10月1日の直前に有効な特許規則第77条の要件、又は

(c) 2007年6月2日の直前に有効な特許規則第37条及び第77条の要件

例外—他の要件の遵守

(2) 出願日が2007年6月2日前である国内段階PCT出願に関しては、出願人は、第54条の要件を遵守する代わりに、(1)(a)、(b)若しくは(c)の要件を遵守するか又はPCTに基づく規則の

規則4.17に従って、特許を出願し、かつ、特許の付与を受ける出願人の出願日における資格に関する宣言書を提出することができる。

第226条 第54条の例外—2010年10月1日前の出願日

(1) 出願日が2007年6月2日以降で2010年10月1日前である、PCT国内段階出願以外の特許出願に関して、出願人は、第54条の要件を遵守する代わりに、次の要件を遵守することができる。

- (a) 旧規則第37条の要件、又は
- (b) 2010年10月1日の直前に有効な特許規則第77条の要件

例外—他の要件の遵守

(2) 出願日が2007年6月2日以降で2010年10月1日前である国内段階PCT出願に関しては、出願人は、第54条の要件を遵守する代わりに、(1)(a)若しくは(b)の要件を遵守するか又はPCTに基づく規則の規則4.17に従って、特許を出願し、かつ、特許の付与を受ける出願人の出願日における資格に関する宣言書を提出することができる。

第227条 第54条の例外—2019年10月30日前の出願日

出願日が2010年10月1日以降で2019年10月30日前である特許出願に関しては、出願人は、第54条の要件を遵守する代わりに、旧規則第37条の要件を遵守することができる。

第228条 明瞭化

厳密には、第69条及び第113条に定める日は、2019年10月30日より前の日を含まない。

第229条 2019年10月30日より前に納付された最終手数料

2019年10月30日より前に、2019年10月30日より前の出願の出願人が、当該出願に関して、旧規則附則II項目6に規定する最終手数料を納付し、かつ、当該手数料がその日前に還付されなかった場合は、

(a) 第73条(5)、第100条(2)(a)、第105条及び第106条(a)における「附則2項目14に規定する最終手数料が納付される日以前に又は最終手数料が還付されたときは、最終手数料が再度納付される日以前に」に対する言及は、当該出願に関しては、「旧規則附則II項目6に規定する最終手数料が納付される日以前に又は最終手数料が還付されたときは、附則2項目14に規定する最終手数料が納付される日以前に」に対する言及として読み替えられる。かつ

(b) 第127条における「附則2項目14に規定する最終手数料が納付された日後に又は最終手数料が還付されたときは、最終手数料が再度納付された日後に」に対する言及は、「旧規則附則II項目6に規定する最終手数料が納付された日後に又は最終手数料が還付されたときは、附則2項目14に規定する最終手数料が納付された日後に」として読み替えられる。

第230条 送付されていないものとみなす特許査定通知

厳密には、特許査定通知は、2019年10月30日前に送付されなかったものとみなされた場合は、送付されなかったものとみなす。

第231条 第89条の不適用

第89条は、提出日が2019年10月30日より前であった特許出願に関しては適用されない。

第232条 第128条にいう期間

厳密には、第128条(a)、(b)又は(d)に定める期間は、2019年10月30日後6月より前に開始する期間を含まない。

第233条 カナダ特許公報での公告

第130条(1)(c)の適用上、2019年10月30日前にカナダ特許公報に公告された出願は、カナダ特許公報に公告された日にカナダ特許庁のウェブサイト上で公告されたものとみなす。

第234条 第154条(3)(a)(i)の不適用

第154条(3)(a)(i)は、第141条に定義される国際出願日が2019年10月30日より前である国際出願に関しては適用されない。

第235条 第162条の例外

係属中の出願に関する優先権主張の基礎となる先に正規にされた出願に関する優先権が2019年10月30日前にPCTに基づく規則の規則26の2.3に基づいて回復された場合は、第162条は、当該先に正規にされた出願に関しては適用されない。

第4部 廃止及び施行

第236条 [保留]

第237条 [保留]

附則1 所定の様式(省略)

附則2 手数料表

(第3条, 第4条, 第19条, 第22条から第24条まで, 第44条, 第45条, 第68条, 第70条, 第73条, 第80条, 第82条, 第84条, 第85.1条, 第86条, 第87条, 第100条, 第105条, 第106条, 第109条, 第112条, 第115条, 第117条, 第119条, 第121条, 第122条, 第124条から第127条まで, 第129条, 第132条, 第134条, 第136条から第140条まで, 第147条から第151条まで, 第154条, 第171条, 第199条, 第203条, 第208条, 第212条, 第213条から第229条まで)

第1部 期間の延長に関する手数料

欄1		欄2
項目	説明	金額(\$)
1.	期間の延長の申請のための手数料, 延長の申請において言及された各期間に関して	200.00

第2部 [保留]

第3部 特許出願に関する手数料

欄1		欄2
項目	説明	金額(\$)
6.	出願手数料	
	(a) 小規模事業体手数料	200.00
	(b) 標準手数料	400.00
7.	法第27条(7)に基づく遅延手数料	150.00
8.	特許出願を有効に維持するための手数料	
	(a) 当該出願の出願日の第2, 第3及び第4年応当日の各々について	
	(i) 小規模事業体手数料	50.00
	(ii) 標準手数料	100.00
	(b) 当該出願の出願日の第5, 第6, 第7, 第8及び第9年応当日の各々について	
	(i) 小規模事業体手数料	100.00
	(ii) 標準手数料	200.00
	(c) 当該出願の出願日の第10, 第11, 第12, 第13及び第14年応当日の各々について	
	(i) 小規模事業体手数料	125.00
	(ii) 標準手数料	250.00
	(d) 当該出願の出願日の第15, 第16, 第17, 第18及び第19年応当日の各々について	
	(i) 小規模事業体手数料	225.00
	(ii) 標準手数料	450.00

9.	法第27.1条(2)に基づく遅延手数料	150.00
10.	特許出願の審査のための手数料	
	(a) 基本手数料	
	(i) 特許出願が国際調査機関としての長官の資格における長官による国際調査の対象になっている場合	
	(A) 小規模事業体手数料	100.00
	(B) 標準手数料	204.00
	(ii) その他の場合	
	(A) 小規模事業体手数料	408.00
	(B) 標準手数料	816.00
	(b) 願書に含まれる請求項が20を超えた1請求項あたり	
	(i) 小規模事業体手数料	50.00
	(ii) 標準手数料	100.00
11.	法第35条(3)に基づく遅延手数料	150.00
12.	特許出願の審査を通常の順序に優先して行うための手数料	500.00
13.	特許出願の継続審査手数料	
	(a) 小規模事業体手数料	408.00
	(b) 標準手数料	816.00
14.	最終手数料	
	(a) 基本手数料	
	(i) 小規模事業体手数料	153.00
	(ii) 標準手数料	306.00
	(b) 100頁を超える明細書及び図面の各頁あたり	6.12
	(c) 第10条(b)に定める手数料が支払われていない出願に含まれる請求項が20を超える請求項あたり	
	(i) 小規模事業体手数料	50.00
	(ii) 標準手数料	100.00
15.	手続の各履行に関して、放棄されたものとみなされた出願の回復のための手数料	200.00

第4部 国際出願に関する手数料

欄1		欄2
項目	説明	金額(\$)
16.	PCTに基づく規則の規則14にいう任務の遂行のための送付手数料	300.00
17.	PCTに基づく規則の規則16にいう任務の遂行のための調査手数料	1,600.00
18.	特許協力条約第17条(3)(a)に基づく調査の実施のための追加手数料, 主発明以外の各発明に関して	1,600.00
19.	PCTに基づく規則の規則58にいう任務の遂行のための予備審査手数料	800.00
20.	特許協力条約第34条(3)(a)に基づく国際予備審査のための追加手数料, 主発明以外の各発明に関して	800.00
21.	基本国内手数料	
	(a) 小規模事業者手数料	200.00
	(b) 標準手数料	400.00
22.	権利回復のための手数料	200.00
23.	本規則第154条(4)に基づく追納のための追加手数料	150.00

第5部 特許に関する手数料

欄1		欄2
項目	説明	金額(\$)
24.	本規則第109条(1)に基づく誤り訂正を請求するための手数料, 訂正請求において言及された各特許当たり	200.00
25.	特許により付与された権利を有効に維持するための手数料	
	(a) 特許付与の基礎となった出願の出願日の第2, 第3及び第4年応当日の各々について	
	(i) 小規模事業体手数料	50.00
	(ii) 標準手数料	100.00
	(b) 当該出願の出願日の第5, 第6, 第7, 第8及び第9年応当日の各々について	
	(i) 小規模事業体手数料	100.00
	(ii) 標準手数料	200.00
	(c) 当該出願の出願日の第10, 第11, 第12, 第13及び第14年応当日の各々について	
	(i) 小規模事業体手数料	125.00
	(ii) 標準手数料 0	250.00
	(d) 当該出願の出願日の第15, 第16, 第17, 第18及び第19年応当日の各々について	
	(i) 小規模事業体手数料	225.00
	(ii) 標準手数料	450.00
26.	法第46条(2)に基づく遅延手数料	150.00
27.	法第46条(5)(a)(iii)に基づく追加手数料	200.00
28.	特許の再発行出願のための手数料	1,600.00
29.	権利の部分放棄の手数料	100.00
30.	特許の1又は2以上のクレームの再審査のための手数料	
	(a) 小規模事業体手数料	1,000.00
	(b) 標準手数料	2,000.00
31.	法第65条又は第127条に基づく申請の提出のための手数料	
	(a) 当該申請が関係する最初の特許又は補充的保護証明書について	2,500.00
	(b) 当該申請が関係する各追加の特許又は証明書について	250.00
32.	法第65条又は第127条に基づく申請をカナダ特許庁のウェブサイト上で公告するための手数料	200.00

第6部 書類の登録又は移転の記録に関する手数料

欄1		欄2
項目	説明	金額(\$)
33.	特許又は特許出願に係る書類の登録を請求するための手数料，当該書類に係る各特許又は特許出願当たり	100.00
34.	名称変更の記録を請求するための手数料，当該名称変更に係る各特許又は特許出願当たり	100.00
35.	法第49条に基づく移転の記録を請求するための手数料，当該移転に係る各特許又は特許出願当たり	100.00

第7部 情報又は謄本に関する手数料

欄1		欄2
項目	説明	金額(\$)
36.	紙面様式による認証謄本の請求のための手数料	
	(a) 各証明当たり	35.00
	(b) 各頁当たり	1.00
37.	電子的様式による認証謄本の請求のための手数料	
	(a) 各証明当たり	35.00
	(b) 当該請求に係る各特許又は特許出願当たり	10.00
38.	紙面様式による非認証謄本の請求のための手数料，各頁当たり	
	(a) 請求人が特許庁の機器を使用して謄本を作成する場合	0.50
	(b) 特許庁が謄本を作成する場合	1.00
39.	電子的様式による非認証謄本の請求のための手数料	
	(a) 各請求当たり	10.00
	(b) 当該請求に係る各特許又は特許出願当たり	10.00
	(c) 2以上の物的媒体での謄本が請求される場合は，請求される各追加の物的媒体当たり	10.00
40.	特許又は特許出願の状態に関する情報の提供を特許庁に請求するための手数料，各特許又は特許出願当たり	15.00

附則3 経過規定

欄1		欄2
項目	説明	金額(\$)
1.	カテゴリー1の出願を基礎として付与された特許により付与された権利を有効に維持するための手数料	
	(a) 特許が発行された日の第2, 第3及び第4年応当日の各々について	
	(i) 小規模事業体手数料	50.00
	(ii) 標準手数料	100.00
	(b) 特許が発行された日の第5, 第6, 第7, 第8及び第9年応当日の各々について	
	(i) 小規模事業体手数料	100.00
	(ii) 標準手数料	200.00
	(c) 特許が発行された日の第10, 第11, 第12, 第13及び第14年応当日の各々について	
	(i) 小規模事業体手数料	125.00
	(ii) 標準手数料	250.00
	(d) 特許が発行された日の第15及び第16年応当日の各々について	
	(i) 小規模事業体手数料	225.00
	(ii) 標準手数料	450.00